「地域協議会の組織と活動の現状」 調査報告書

2010年4月

財団法人 連合総合生活開発研究所

はじめに

労働組合の推定組織率は、2009年(平成21年)6月30日現在で18.5%(前年比0.4%増)となり、1975年(昭和50年)以来34年振りに前年を上回りました。しかし、その背景には、2008年(平成20年)以降の急激な雇用情勢の悪化に伴い雇用者数が100万人以上減少していることもあると思われます。また一方で、2001年(平成13年)から始まった「個別労働紛争解決制度」によって全国に設置された総合労働相談コーナーの利用者は年々増加の一途をたどっており、2008年(平成20年)の利用者数は、約108万人(前年比7.8%増)にも上っています。こうした状況に対して、労働組合は、中小企業労働者や非正規労働者の組織化に一層努力し、労働者を守るという本来の役割を地域社会全体の中で発揮することが、ますます求められているのではないでしょうか。

以上のような問題意識から連合総研では、2007年度より実施しているシリーズ研究「21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究委員会」の2年目の研究テーマとして、「地域労働運動ルネッサンスー地域に根ざした顔の見える労働運動」を設定し、2008年12月に調査研究委員会(主査:中村圭介東京大学社会科学研究所教授)が発足しました。

委員会では、先進的な活動を行っている地方連合・地協に対して、中村圭介主査、呉学 殊委員(労働政策研究・研修機構)とともに連合総研研究員が聞きとり調査を実施するこ とによって得られた知見をもとに、今後の地域における社会運動・労働組合運動のあり方 を検討してきました。

本報告書は、聞きとり調査で得た成果を踏まえて、中村主査による「総論」、呉委員による「総括」に続いて、10のモデル地協について具体的な取り組み事例を紹介しております。 事例紹介の中では、ヒアリング調査で明らかとなった、地協が抱える地域労働運動についての課題や悩みとともに、地域や構成組織・組合員の理解と協力を得るための様々な工夫等を中心に記述しております。

本報告書を通じて、地域の中小企業労働者、非正規労働者をはじめとする未組織労働者の雇用維持・労働条件向上のための地域共闘・中小労働運動、そして、社会運動としての労働運動改革を実践する各地協の熱意と取組みから、将来の地域労働運動のさらなる可能性を読者のみなさまに感じとっていただければ幸いです。

最後に、本報告書の刊行にあたり、ヒアリング調査にご協力いただいた11の地方連合会ならびに地域協議会の方々、本研究委員会のヒアリング調査に同行して、随時的確なアドバイス・ご指導をいただいた中村主査、呉委員そして、研究委員会の運営やヒアリングの円滑な実施にご尽力いただいた連合総合組織局の方々に、あらためて厚く御礼申し上げます。

2010年4月16日 財団法人 連合総合生活開発研究所 所長 薦田 隆成 連合総研・21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究委員会Ⅱ

「地域労働運動ルネッサンスー地域に根ざした顔の見える労働運動」

本研究委員会は、東京大学社会科学研究所の中村圭介教授を主査に、2008年12月に発足し、2009年10月までに8回にわたり研究委員会を開催した。

<研究委員会の構成と本報告書の執筆分担>

主 查 中村 圭介 東京大学社会科学研究所教授 総論

委員 呉 学殊 労働政策研究・研修機構主任研究員 総括・第2章・第6章

大塚 敏夫 連合前総合組織局長

一條 茂 連合前組織拡大·組織対策局長

松永 裕彦 連合組織拡大·組織対策局長

事務局 成川 秀明 連合総研前副所長兼上席研究員

大谷 直子 連合総研前研究員 第3章・第7章

会田麻里子 連合総研前研究員 第4章・第8章・第10章

南雲 智映 連合総研研究員 第1章

小熊 栄 連合総研研究員 第5章

目 次

はじめに

	地域を繋ぐー地域協議会強化への道のり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	まじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 追	車 合組織方針中間報告-1991 年· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 1
3. 坩	也域で顔の見える運動-1993 年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
	也方活動強化のための対策指針-1996 年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 刹	B合員減少と財政問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
6. 均	也方連合会活動のあり方検討会-2003 年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7. 均	也方連合会・地域協議会改革-2005 年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
8. ₹	ミデル地協と会費値上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
9. 兼	f.たな地平へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
総括	地域協議会の挑戦と可能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
はじめ	うに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1. 均	也域協議会の挑戦と実績:その多様な姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1)	OBが支える効率的な地協運営-連合栃木・下都賀地協- ·····	17
(2)	全員参加による「万能型地協」 - 連合新潟・中越地協 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(3)	ブロック制導入の試みー連合静岡- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(4)	「生活なんでも相談」に集中して対応-連合奈良・北和地協- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(5)	地方連合会との連携強化で新たな枠組みを模索-連合山口・周南ブロック連絡会議	20
(6)	地域住民を動かす政策実現活動重点型地協-連合北海道・渡島地協	21
(7)	地域の独自性を活かすー連合秋田・大館地協一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(8)	役割を分担することで、単組役員に地協活動への参加を促す一連合岐阜・中濃地協一・・・	23
(9)	ボランティア・NPO活動重点型地協-連合兵庫・姫路地協- ・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(10)	労働相談にアドバイザーを活用-連合大分・大分地協	24
2. 坩	也域協議会の可能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(1)	地方連合会の地協強化への取り組みと地協の組織体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(2)	地協専従者の担い手とその役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(3)	地協の活動:「構成組織に顔の見える活動」と「地域に顔の見える活動」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	地協の可能性を現実のものとするために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

ヒアリングレポート

第1章 OBが支える効率的な地協運営 連合栃木・下都賀地域協議会の事例	35
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
1. 下都賀地協プロフィール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
2.「モデル地協化」前史-連合栃木と旧地協・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(1) 連合栃木の地協強化への下準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(2)旧下都賀西地協の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
3. OBが支える効率的な地協運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(1)連合栃木による活動の効率化-切り詰めて地協に回す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(2) 地協が機能する仕組みをつくる-連合栃木による基礎工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 専従者配置で活動が充実-裏方にまわったOBの活躍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 構成組織に顔を見せる-地協活動の足場固め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
5. 地域に顔を見せる-活動充実の第二段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
(1) ライフサポートセンターの展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
(2) 政策制度要求の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
(3) 議員とのつながりと選挙活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
(4) 地協ユニオンの設置と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
6. その他の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
7. 補論:連合栃木における他地協の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
第2章 全員参加による「万能型地協」 連合新潟・中越地域協議会の事例	55
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
1. 中越地協の活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(1) 自前型活動(=組合完結型活動) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	57
(2) ネットワーク型活動 (一般市民向け活動) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
(3) 自前型活動とネットワーク型活動の連携・相乗効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
2. 万能型地協のバックアップ体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
(1) 事務局長の個人の力量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
(2) 徹底した地協設立準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
(3) 地方連合会の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
(4)機関紙発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
(5) 透明な財政運営と財政の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
(6)巻き込み手腕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 ましめ	GC

第3章 ブロック制導入の試み 連合静岡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 連合静岡の組織概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	72
(1) 概要	
(2) 予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	73
2. ブロック制導入	74
(1)機能の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) ブロック事務所の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
(3) ブロック制への移行をめぐって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
(4) 現状から言えること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. ローカルマニフェスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 浜松地協の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)組織概要	
(2) ブロック制移行と対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 単組の参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 労働相談で「違う世界」を知る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5) 地域政策の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. ネットワークを生かした地域・社会運動	83
(1)「ライフサポートセンターしずおか」の設立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6. まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
第4章 「生活なんでも相談」に集中して対応 連合奈良・北和地域協議会	
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 北和地協の活動について	
(1) 地協活動に積極的に参加している産別・単組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 単組が参加する地協活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 単組の参加率を上げるための取り組み	
2. 北和地協で、現在、力を入れている活動について(ライフサポートセンター) ・・・・・・・・ 8	
(1) 生活なんでも相談について	
(2) 相談員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 相談員の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 労福協との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5) 構成単組からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6) 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. 組合員以外に呼びかけている活動について 9	
(1)組合員以外へのアピール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93

(2) NPOやボランティア団体との連携 ····· 94
4. 地協の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
(1) 人・財政が限られている中で工夫している点95
(2) 財政上の透明性について
5. 連合奈良ユニオンの活動について96
(1) 連合奈良・北和地協の役割分担96
(2) 組織化に成功した事例96
(3) 産別や連合奈良との役割分担97
(4) 連合本部への要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
6. 専従事務局長着任後の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
7. 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
8. まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
第5章 地方連合会との連携強化で新たな枠組みを模索 連合山口・周南ブロック連絡会議99
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 3つの地協をひとつにまとめる苦悩ー連帯の基軸の模索 99
(1) 地協の財政改革への着手・・・・・・・・・・・・・・・・・99
(2) 地協の組織改革への挑戦・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
2. 突破口は意外と身近なところにあった
3. 地域労働運動強化の鍵は対話力にある
4. 新たな支えあい基盤で仲間の輪を広げる
5. 中小労働運動の精神を次代につなぐ
6. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
第6章 地域住民を動かす政策実現活動重点型地協 連合北海道・渡島地域協議会の事例 109
はじめに・・・・・・ 109
1. 重点的な活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
(1) 政策実現活動と行政への対応・・・・・・・・・111
(2) ハイタク部門活動 (タクシー・ハイヤー観光産業関連)
(3) 医療部門活動(地域医療を守る活動)
(4) 労働・法律相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・114
(5)組織拡大・労働争議解決支援・・・・・・・・・・・114
(6) 退職者のための活動・NPOとのネットワーク活動 · · · · · · 115
2. 活動支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
3. まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116

第7章 地域の独自性を生かす 連合秋田・大館地域協議会	118
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
1. 連合秋田の地協運動活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
(1)組織改革	118
(2) 外に向かった運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
2. 大館地協 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	120
(1) 大館地協の試み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
(2) 事務局長のプロフィール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
(3) おおだてユニオン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
3. まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
第8章 役割を分担することで、単組役員に地協活動への参加を促す 連合岐阜・中濃地域協議会・	127
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 地協の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) モデル地協の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 事務局長の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 事務局長のキャリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 連合岐阜のサポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5) 地協書記の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 加盟単組の参加について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
(1)独立事務所の設立と専従事務局長就任後の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
(2) 役員間、組合員へのコミュニケーション	129
3. 組合員以外への働きかけについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
(1) 地域とのネットワーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
(2) 未加盟組合への声掛け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 地協における特徴的な取り組みについて	131
(1) 電話による相談活動	131
(2) イベントの開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
(3) 他地協との交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
(4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
5. 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
第9章 ボランティア・NPO活動重点型地協 連合兵庫・姫路地域協議会の事例	
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 姫路地協の主な活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) ボランティア活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	134

(2) ライフサポートセンター:「生活あんしんステーションHIMEJI (生活相談)」	135
(3) NPO活動:「はりま悠々クラブ(退職者の拠りどころ)」	135
(4) 政策実現活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	137
(5) 組織拡大と組織強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
2. 地協活動推進体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	138
3. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
第10章 労働相談にアドバイザーを活用 連合大分・大分地域協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
1. 地協の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
(1)人・財政が限られている中で工夫している点	140
(2) 連合大分における地協交付金・財政改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
2. 加盟単組の参加について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
(1) ボランティア活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
(2) 親睦活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
3. 組合員以外への働きかけについて	142
(1) 街頭宣伝活動と組織拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
(2) NPOとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
4. 地協における特徴的な取り組みについて · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	143
(1) ライフサポートセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
(2) 連合大分ユニオン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
(3) 自治体要請行動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	144
5. 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
(1) 組織化の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
(2)後継者の問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
(3)「地域に顔が見える労働運動」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
(4) 産別と地協の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
(5) 地協役員との関係の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
(6) 他の地協との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
6. 連合への要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146

総論

総論 地域を繋ぐー地域協議会強化への道のり

東京大学社会科学研究所 教授 中 村 圭 介

1. はじめに

本報告書の目的は地域協議会の組織と活動の現状を事例調査によって明らかにすることである。ヒト、モノ、カネという資源を地域へシフトしていこうとする改革がどのように進められているのか、そしてどのような問題を抱えているのかをつぶさに観察してみたい。こうした問題関心のもとに、地方連合会および地域協議会の協力のもと、事例調査はすすめられた。

総論においては、「地域協議会強化」への歩みがどのように、そしてなぜに起こったのかを、その途中で遭遇したいくつかの困難にも触れながら、述べていくこととする。

2. 連合組織方針中間報告-1991年

地方連合会および地域協議会を連合運動の中でどのように位置づけるかは、連合結成当初より検討されていた。1991年9月に報告された「連合組織方針中間報告」は地方組織に期待される役割として次の3点を掲げた¹。

①地方における労使対等の関係を確立する、②労働条件の最低規制など地方独自の政策課題に取り組む、③市民運動との連携をはかるなど市民に開かれた運動を進める。

さらに①を実現する方法として、地方の経営者団体、行政機関等との協議、交渉機能を充実させる、 行政機関に設けられる各種審議会や委員会に積極的に委員などを派遣することなどが挙げられている。

また②を進めていく際の姿勢として、地域発展のオピニオンリーダー、コーディネーターとして活躍することが強調され、地域にかかわる様々な情報(労働関係だけではなく、産業、生活、福祉、余暇などについての情報も含む)を発信するセンターとして機能することも求めている。

③については、具体例として、高齢者組織を確立して連携すること、運動の基本的方向を同じくする市民団体、住民運動と連携していくこと、「なんでも相談ダイヤル」などによる市民の世話役活動を推進していくことなどが指摘されている。

ここからわかるように、すでに当初より、地方組織は連合運動内に止まるのではなく、「地域発展のオピニオンリーダー、コーディネーター」として「市民に開かれた運動」を進めていく主体として期待されていた。

他方、地方組織と本部との関係をどのようなものとするかはやや微妙な問題をはらんでいた。規約

¹ 組織拡大・強化推進委員会「連合組織方針(第一次組織強化指針)-中間報告『各級組織の役割と機能と産業別組織の在り方』策定に向けて」(1991年9月19日 第24回中央執行委員会報告)、日本労働組合総連合会『第2回定期大会一般活動報告(1991.11)』所収。

では「連合は、地方における連合の活動を行う組織として、地方連合会を設ける」、「地方連合会は、 『連合の進路』、規約および連合の方針にしたがい、目的のために地方・地域で活動を行う」とあり、 その関係は明確に定められている。つまり、地方組織は連合本部の地方の出先機関であり、連合運動 を中央の方針に基づいて地域で展開する組織であるとされている。

ところが、中間報告の3ヶ月前に答申された「連合の組織運営改革について」²は、「地方連合会については、その独立性・独自性を尊重すべきとする意見もある」ことに触れている。もともと総評は「地方組織をもたない中央単産連合として発足し」³、いわゆる地評、地区労は規約上、総評の下部組織としては位置づけられておらず、地評と地区労の間にも規約上なんらかの関係があったわけでもなく、いずれも総評の方針にのっとって活動する自主的組織とみなされていた⁴。

したがって、先の見解は、おそらくは、総評時代の地域労働運動の継承を望む人々から提起された ものであろう。とはいえ、答申は「『連合本部に対する地方組織として位置付ける』という基本を再認 識する必要がある」として、そうした意見を一蹴している。

91年当時、地域協議会は形成途中であったが、「連合の組織運営改革について」は地協を「地方連合会の運営を補完・補助する組織として位置づける必要がある」としていた。

このように、当初において、地方連合会は本部の出先機関であり、地域協議会はそれを補完、補助 する機関であると想定されていた。

3. 地域で顔の見える運動-1993年

地方連合会の強化が正式に表明されたのは1993年10月に開催された第3回定期大会のことである。 大会のあいさつで、当時の山岸会長は「職場、地域で『顔の見える運動』を推進しよう」と呼びかけている⁵。

もっとも「地方連合会の強化」とは、この段階では、組織と財政の整備、標準化のことを指していたと見る方が正しい。組織拡大・強化推進委員会「地方連合会の活動・財政・交付金等のあり方」(1993年9月2日、第26回中央執行委員会答申)は次のように書いている⁶。

「・・連合発足時の諸般の事情から、組織の体制・・、財政問題・・、具体的活動の展開・・について、『地方連合会に委ねる』としてスタートした」が、「統一基準がないところでの運動展開は、・・当然の帰結として『人、モノ、カネ』の実態は、地方連合会間の大きなバラつきとして顕在化した」。「・・連合組合間の『権利・義務』の観点、さらに、負担の公平性、サービスの平準化、活動展開の質的強化、役職員の労働条件の統一性などから、アンバランスの放置は、いわゆる『一体性』に鑑み、その

² 組織運営検討委員会「連合の組織運営の改革について」(1991年6月13日、第21回中央執行委員会答申)、日本労働組合総連合会『第2回定期大会一般活動報告(1991.11)』所収。

³ 日本労働組合総評議会『組織綱領草案』日本労働組合総評議会教育宣伝部、1958年、p. 78。

⁴ その実態および背景については同上『組織綱領草案』pp. 78-88、および総評40年史編纂委員会『総評40年史 第2巻』 第一書林、1993年、pp. 426-427を参照されたい。

⁵ 日本労働組合総連合会『連合運動を支える財政基盤の確立に向けた組織討議のために(参考資料)』2008年12月、p. 6 6 日本労働組合総連合会『第3回定期大会議案書(1993.10)』所収。

克服が喫緊の課題として浮上するに至った」。

たとえば専従者数では4人から30人⁷、地方連合会費では50円から250円⁸というように大きなバラツキが見られたのである。地方連合会ごとに、専従役職員数や財政規模が大きく異なっていれば、当然、活動内容にも大きな差が生まれる。それを放置しておけば、負担と受益の両面において加盟単組からの不平、不満が近い将来生じるであろうことは予想しうる。それは連合の「一体性」を揺るがしかねない。だからこそ、地方連合会の組織体制と財政の整備、平準化が強く求められたのである。

改革は組織、財政、活動のいずれにも及んだ。その意味では大規模な改革であった。内容を簡単に 見てみよう。

財政面では、第1に地方連合会が徴収する会費が50円~250円と5倍の格差がある現状を2倍程度に 圧縮する。計画では、会費の引き下げが求められる地方連合会が47組織中21、引き上げが18⁹、据え置 きが8であった¹⁰。第2に地方連合会が徴収している会費原資の一定部分を本部会費に吸収し、それ を原資として本部が地方連合会に交付金を支出する仕組みをつくる。交付金は組織人員数の少ない、 したがって財政基盤の脆弱な地方連合会に重点的に交付し、その他の地方連合会については現行の財 政水準を下回らないよう交付するとされた。いわば会費再分配政策である。

この新しい制度は2年間の準備期間を経て、95年度から順次、実施に移され99年度に完成するものとされた。**表1**はその計画を示したものである。

種類	項目	1995年度	1997年度	1999年度
	会費水準	60円~120円程度	65円~140円程度	75円~150円程度
地方連合会費	加重平均	94円程度	99円程度	105円
	財政規模	71億円	75億円	80億円
地方交付金	会費水準	20円	25円	30円
	財政規模	17億円	21億円	25億円

表 1 地方連合会会費と交付金の改革計画

出所:組織拡大・強化推進委員会「地方連合会の活動・財政・交付金等のあり方」(1993年9月2日、第26回中央執行委員会答申)、日本労働組合総連合会『第3回定期大会議案書(1993.10)』所収。

これによれば、計画が完成する99年度には地方連合会費は75円から150円となり(したがって格差は 2倍)、地方連合会ごとの組織人員数で加重平均した会費は105円、地方交付金は30円となる。そして 地方連合会全体の財政規模は80億円と25億円を合計した105億円となる。新制度実施前の地方連合会全

⁷ 日本労働組合総連合会『第3回定期大会一般活動報告書 (1993.10)』p.17。

⁸ 前掲組織拡大·強化推進委員会答申。

⁹ ただし、会費値上げについては次のようなルールが課せられた。同上答申によれば、「地方連合会において、会費引上げの方針が確定しているものについては、・・93~94の2年間、これを執行する。それ以外の地方連合会においては、93~94年の間、新たに会費引上げ問題が生じた場合は、2年間に限り年率5%の幅で、引上げを認める」とされた。
¹⁰ 組織拡大強化推進委員会「『地方交付会費』制度に関する答申」(1994年11月25日、第18回中央委員会に答申)、日本

労働組合総連合会『第4回定期大会一般活動報告』(1995.10) 所収。

体の財政規模は80億円であったから、30%も増えることとなる。なお、個々の地方連合会への交付額は、地方連合会を組織人員規模によって5ランクに分け、ランクごとに定められた。前述したように小規模地方連合会に交付金は手厚く支給されることとされた。

組織体制つまり専従者の配置については次の最低基準が示された。上出の5ランクの中で、組織人員数が最も少ないランクに分類された地方連合会は少なくとも専従役員を3名、専従職員を2名配置するよう求められた。それ以外の4つのランクのいずれかに分類された地方連合会については、財政規模に応じて独自の判断で増員することとなっていた。

地協の体制については地方連合会のランクごとの基準ではなく、地協ごとに専従役職員を配置するかどうかの目安が示された。すなわち、県庁所在地、政令指定都市をカヴァーする地協の場合には専従役職員を配置する、その他、地域経済の中核都市をカヴァーする地協、あるいは組合数100以上、組合員1万人以上の地協などにおいても専従役職員を配置するという目安が提示された。もちろん、目安であって、専従者を配置するかどうか、そして何人配置するかは各地方連合会に委ねられた。

最後に活動内容についても一定の指針モデルが示された。表2、表3でわかるように、政策・制度 要求と未組織の組織化という地方連合会、地協が取り組むべき重要課題2つを取り上げ、その際の役 割分担を簡単に表したものだといってよい。

表2 政策・制度要求活動における役割分担

課題	具体的活動	役割分担
企画・立案	中央要求項目との整合性を図る	いずれも地方連合会、県庁所在地地協、こ
	中央と連動した地方要求の策定	れに準ずる大都市地協が行う。
議会(自治体)	協力政党対策(協力議員を中心)	県、県庁地方機関は地方連合会が担当。
対策	自治体申し入れ	その他の自治体は各地協が担当。
	その他(省庁地方出先機関)	
経営・業界・	申し入れ協議等	いずれも地方連合会、県庁所在地地協、こ
商工会議所等	その他	れに準ずる大都市地協が行う。
実現のための	討論集会	いずれも地方連合会、県庁所在地地協、こ
諸活動	シンポジウム	れに準ずる大都市地協が行う。
	地域キャンペーン活動	すべての地協

出所:表1に同じ。

表3 未組織の組織化への取り組みにおける役割分担

当事者	具体的な活動内容
地方連合会	①未組織、未加盟等に関する情報収集。
	②地方連合会取り組み方針の企画、立案。必要により常設対策委員
	会の設置。
	③当該産別との打ち合わせ、連携。
	④特に地方連合会で直接指導が必要なものの組織化業務。
大規模地協	①未組織、未加盟等に関する情報収集と地方連合会へ情報提供。
	②地方連合会の方針をふまえ、管轄内の取り組みの具体化。
	③目標設定に基づく組織化業務(当該産別と一体的に対処)。
小規模地協	①未組織、未加盟等に関する情報収集と地方連合会への情報提供。
	②可能な範囲の組織化業務 (補助的対応)。

出所:表1に同じ。

以上、組織体制、活動内容については、地方の事情が多様であるため、画一的な基準、網羅的な指針は示されてはいない。ただ連合本部が一定の基準、指針を地方連合会に提示したという意味は小さくなかったように思える。

改革の中心は財政にあった。会費のバラツキの程度を抑え、かつ地方連合会、特に規模の小さな地 方連合会の財政基盤を確立する道を開いたことの意義は大きい。

4. 地方活動強化のための対策指針-1996年

地方交付金制度が実施に移され財政的な基礎固めが進んでいくなかで、次に課題とされたのは、地方連合会に対してどのような活動を求めていくかであった。前述の「組織と活動」の概要をいかに具体化していくかである。1996年12月の第15回中央執行委員会で確認された「地方活動強化のための対策指針」¹¹には、運動の方向性や姿勢を表す6つの目標軸と、具体的な重点課題7つが記されている。

まず「これからの地方連合会がめざすもの(6つのアプローチ)」として次のような方向性、姿勢を 取ることが提起されている。

- ①地域で顔の見える連合運動、自発的参加型の地域運動づくりに力を傾注する。
- ②連合の地域運動を支える人材の確保・育成を計画的に推進する。
- ③地域に暮らし働くあらゆる労働者に連合運動への「入り口」を用意する。
- ④取り組む課題に即した運動主体の見直し、運動効率の向上、重複活動の整理などを進め、筋肉質な地方連合組織をつくる。

11 日本労働組合総連合会『第5回定期大会一般活動報告』(1997.10) 所収。

- ⑤地方連合会・地域協議会活動への女性組合員の参加を積極的に進める。
- ⑥失敗を恐れない、挑戦型の活動スタイルを取り入れ、気合いの入った運動をひとつでも多く創り出す。このうち①、③は91年の連合組織方針中間報告、93年の会長の呼びかけを引き継いだものと考えられる。④は機能、役割分担の明確化、⑥は慣行にとらわれない姿勢をそれぞれ強調したものである。7つの具体的な重点課題とその内容の概略は表4に表した。これによると、次のことがわかる。

表4 7つの重点課題とその内容(主なもの)

重点課題	具 体 的 内 容
組織基盤の強化	①地方連合会、地協役職員の配置計画を策定し、実行する。
. ,,,,	②「任意拠出金」を伴う活動については徹底的に吟味し、組織内合意形成に十分時間
	をかける。
	③地方連合活動への参加が難しい組織へのフォロー活動を行う
	④地域活動への若手リーダーの参加促進、退職者連合との連携で、連合運動を支える
	人的インフラの充実を図る。
一体的組織運営	①地方連合会は機関会議のあり方の検討や各種委員会等の効率化を図り、中小の産別
体制の強化	組織も参加しやすい組織運営を実現する。そのための点検・見直しを行う。地協の運
	営についても同様。
	②産別組織は、それぞれの地方組織の確立・整備を図り、責任をもって地方連合会・
	地協の機関運営、活動に参加する。
	③全国統一行動として展開する国民運動課題は連合中執の議を得て行動する。地方連
	合会独自で取り組む必要のある課題については、連合本部と連絡、調整をする。
組織拡大	①地方連合会は「組織拡大推進会議」を発足させ、連合「組織拡大実行計画」に基づ
	いた諸活動を強力に進める。
	②地方連合会は「地域ユニオン」「クラフトユニオン」づくりに着手する。
メリハリの利い	①6つのアプローチを踏まえ、機関会議や関係委員会での「優先順位づけ」のための
た活動スタイル	議論を十分行い、特色ある運動づくりに力を入れる。
	②集会、討論会・交流会、各種調査については、ブロック、県、地協、産別地方組織
	でそれぞれの目的や性格に応じ、分担を明確にし、重複活動を整理する。
政策力の向上	①地方政策課題に取り組むにあたっては、本部の「要求と提言」についての理解を深
	め、国の諸制度とその改革策についての共通認識を醸成する。
	②雇用拡大、中小労働者の福祉対策などについての労使共同の取り組みや地域諸団体
	との共同政策提言の取り組みを展開し、地域に影響力をもった政策づくりを行う。
	③地域に在住する学識者、友誼団体、NPO諸団体、労働運動経験者(退職者連合等)
	との連携や意見交換の場を積極的につくり、政策力、形成力を高める。
	④地方レベルでの政策・制度要求の実現にむけ、地方行政にかかわる各種審議会や懇
	談会への参加・・・、各政党・議会会派・友好議員との政策に関する定期協議(「政
	(策フォーラム」)等、議会対策を展開するとともに、各構成組織・組合員への成果報
	告をこまめに行う。
情報化の進展	省略
中期計画の策定	①地方連合会は、・・・中期的視点にたった組織財政基盤の確立と運動目標とその実
	現方策についての「計画」を策定する。

出所:「地方活動強化のための対策指針」(1996年12月12日第15回中央執行委員会確認)、日本労働組合総連合会『第 5回定期大会一般活動報告』(1997.10) 所収。 第1に前節の「地方連合会の強化」に示された概要と比べて、課題領域はかなり広がり、かつ具体的となっている。

第2に組織体制を強化するよう強く求めている。専従役職員の配置計画の策定と実行は、おそらくは地方交付金制度によって財政基盤が確立しつつある地方連合会に対する要求であったと思われる。若手リーダー育成や退職者との連携による人的インフラの充実などはいずれの地方連合会にとっても組織体制の強化につながろう。なお「任意拠出金」に関しては、地方連合会が会費、交付金以外に、独自の活動を行うために加盟単組から資金を徴収することを制限しようとするものだと思われる。一体的運動を推進するためにも、また単組負担を軽減するためにも、連合本部として一定の歯止めをかけようとしたのであろう。あるいは、もし資金を徴収するのであれば、慎重に進めていくよう注意を促したものともいえよう。

第3に組織運営の効率化と一体化がともに強調されている。地方連合会や地協に機関会議のあり方の検討、各種委員会等の効率化を図り、産別組織、単組が組織運営、活動に参加しやすいようにする。 そのことによって産別地方組織、単組、地方連合会、地協の一体化を図る。これがねらいであった。 他方で、産別地方組織や単組の側においても一体的運営に協力するよう求めている。

第4に組織拡大についてはこれまでとは異なる新機軸が打ち出されている。それまでは「地方における組織拡大の取り組みは、『組織化は構成組織があたり、地方連合会はそのための環境づくりを進めること』(連合組織方針)が基本ではあるが、こうした組織拡大における地方連合会の新たな役割を推進」¹²していくこととなったのである。

そのため、地方連合会に「組織拡大推進会議」を設置し産業別組織の組織拡大を促し、支援し、共同行動を取ること、そればかりではなく地方連合会自身が地域ユニオン、クラフトユニオンの組織化の担い手となることが期待された。なお、地域ユニオンはパートや派遣労働者などの労働者や零細企業労働者などを組織対象とする組合であり、クラフトユニオンは労働者性が強いデザイナー、ガイド、カメラマンなどを組織対象とする組合であるとされた。組織化は産業別組織だけが担うという、それまでの連合方針を修正するものであった。

この新機軸は「地方活動強化のための対策指針」以前に決定された「当面の組織拡大方針」(1996年6月4日、第22回中央委員会決定)で既に打ち出されていた。その背景には、この方針の「はじめに」で書かれているように「・・今日まで5年半余の時を重ねているが、特に組織拡大という側面からみた運動の成果は、残念ながら不十分、不満足と言わざるを得ない」という事実があった。連合の組織人員は90年には761.4万人、91年761.5万人、92年764.2万人、93年781.9万人、94年782.3万人、95年772.5万人¹³であり、減少してはいないものの停滞ぎみであり、「1,000万連合」という目標からすれば成果は不十分、不満足なものであった。

第5に地方における政策・制度要求を着実に進めていくため、地方連合会自らが、さまざまな手段、

^{12 「}地方活動強化のための対策方針」(1996年12月12日第15回中央執行委員会確認)、日本労働組合総連合会『第5回 定期大会一般活動報告』(1997.10) 所収。

¹³ 労働省『労働組合基礎調査報告』各年版より。なお単一労働組合ベースで、地方組織直加盟を含まない。

工夫を行って政策の企画立案能力、実現力を高めていくよう求めている。連合本部の「要求と提言」をしっかりと理解し、その上で地方独自の要求と提言を作りあげていくこと、その際、学識者、NP O団体、運動経験者の知恵と経験も借りること、行動面においては使用者団体との共同行動、行政への直接的な働きかけ、議員との協議なども活用することなどである。

第6に、以上のような重点課題に取り組むにあたっては、地方連合会が主体的に、計画的に進めることが期待されている。中期計画の策定がそれである。

第7に、上記の点を重なるが、この指針が対象としたのは主として地方連合会であって、地域協議 会については付帯的に触れられるにとどまっている。

5. 組合員減少と財政問題

96年6月に決定された「当面の組織拡大方針」に基づき同年の12月に定められた「組織拡大実行計画」は99年秋までに110万人新たに組織化し、1,000万連合を実現することを掲げた。だが、96年10月から2001年3月末までの4年間で新規に組織化した人数は294,718人であり、目標の27%にとどまった¹⁴。

他方、この間、深刻な不況の影響で雇用調整が進み、連合傘下の企業別組合の組合員数が大幅に減少した。その結果、約30万人の新規組織化があったにもかかわらず、連合の組合員数は96年の765.8万人から、97年757.3万人、98年747.6万人、99年733.4万人、2000年713.7万人、01年700.1万人¹⁵と減り続け、5年間で65万人も減少することとなった。

組合員数の減少は組合費収入の減少に直結する。連合は、本部、地方連合会ともに、財政問題に直面することとなったのである。財政問題にいかに対処すべきかが、90年代末から2000年代前半までの連合にとっての大きな課題の1つとなった。この問題を克服することなくしては、「地方連合会の活動強化対策指針」を軌道に乗せていくのは難しい。

連合運動フレッシュアップ委員会¹⁶(1999年5月20日、第24回中央執行委員会答申)は、連合が克服すべき今日的課題の3つのうちの1つとして財政課題を取り上げ次のように述べている。「・・構成組織の組合員数の減少等の理由から困難性が生じている。来る21世紀を見据えながら長期的視点も兼ね合わせながら、いかに連合財政の確立をはかっていくかが急務の課題となっている」。「地方連合会の財政においても、組合員数の減少による地方連合会費と本部交付金の減収による影響を受けて、厳しい状況になることが予測される」。

当委員会が提起する主要な対応策は2つである。1つは「・・活動のスクラップ・アンド・ビルドを行い、いかに合理的かつ効率的な組織運営、財政支出改革を行えるかを検討」する。重複を避け、無駄を省き、課題に優先順位をつけて、合理的で効率的な組織運営を実現することである。

^{14 「}組合づくり・アクションプラン21」、日本労働組合総連合会『第7回定期大会議案書』(2001.10) 所収。

¹⁵ 労働省(厚生労働省)『労働組合基礎調査報告』各年版より。なお単一労働組合ベースで、地方組織直加盟を含まない。

¹⁶ 日本労働組合総連合会『第6回定期大会一般活動報告』(1999.10) 所収。

2つめは財政構造そのものを変えていくことである。つまり「・・連合財政の長期的視点に立てば 基本的には、連合会費値上げも視野に入れた財政力のさらなる強化を目指すべきである」。そのために は、組合費の配分構造そのものを大きく変える必要がある。すなわち「連合会費問題での最大の阻害 要因となっているのは、各級組織での財政構造のあり方である。すなわち、現行の上部団体会費(連 合会費、構成組織会費)の割合比重を高めるよう転換させていくことに、全ての労働組合組織が関わ り、その改革に自ら努力していくべきである」。

大胆な改革案が連合中央執行委員会のもとにおかれた特別委員会から提案されたことに注目すべき であろう。

だが、現実には会費値上げは難しい。本部会費は93年に40円、94年45円、95年50円と値上げされていた。地方交付金制度の導入を決めた93年時点では本部会費は98年7月に10円値上げ、99年7月にさらに10円値上げして、99年度には70円にする計画であった。だが、いずれも構成組織の財政事情の厳しさを理由に見送られた。加えて2001年6月末までも会費値上げをしないこととされた。この問題を集中的に論議した財政確立検討委員会の答申(1999年7月15日、第26回中央執行委員会)「7には次のような厳しい批判が掲載されている。

- 「○今のままでは組合費を払うにたる運動とは思えない。
- ○産業別組織が判りやすい運動を連合はもっと積極的に検討すべきである。
- ○運動の進め方についてもっと効率化、節約化をはかるべきである。
- ○結成後10年を経た今、当然多くの変化があった。連合の担うべき運動の中身も変わるべきである。
- ○今後の一定年数にわたる連合の『あるべき姿』を見た上でなければ値上げなどには応じられない。
- ○値上げを実施するまでの間、効率化を集中する作業を具体化する仕組みを設けて、運動を継続すべきである」。

その2年後に報告された「財政確立検討委員会」の答申(2001年6月19日、第35回中央委員会)¹⁸は「2001年7月以降の連合会費の水準については、一般会費、連帯活動基金、地方交付会費とも現行通り(各々50円、5円、30円 計80円)とし、2003年6月までは会費改定を行わないこととする」と述べ、会費水準凍結は続くこととなった。さらにその2年後の2003年の組織・財政確立検討委員会答申は2005年6月までの会費水準の凍結を報告した¹⁹。こうして本部会費は95年から05年までの10年間、50円のままで維持され、地方交付会費は2000年以降05年まで30円のままで維持された。

連合の組織人員はこの間、02年694.5万人、03年680.7万人²⁰とさらに落ち込んでいたことを考えれば(結成当初から比べると100万人ほど減少していた)、産業別組織からの反対は当然のことであり、会費水準維持は無理からぬ結論だったのかもしれない。

だが、連合本部、地方連合会の財政は厳しくなる一方であることも事実であった。会費値上げが認められない以上、財政問題への対応は合理的、効率的な組織運営を推し進めていくしかない。この点

¹⁷ 日本労働組合総連合会『第6回定期大会一般活動報告』(1999.10)所収。

¹⁸ 日本労働組合総連合会『第7回定期大会一般活動報告』(2001.10) 所収。

¹⁹ 日本労働組合総連合会『第8回定期大会一般活動報告』(2003.10) 所収。

²⁰ 厚生労働省『労働組合基礎調査報告』各年版より。なお単一労働組合ベースで、地方組織直加盟を含まない。

を正面から取り上げたのが、前出の組織・財政確立検討委員会答申であった。

「改革の基本は『スクラップ・アンド・ビルド』『運転の重点化・絞り込み(選択と集中)』『各級組織レベルにおける役割・責任体制の再構築』にある」と。

6. 地方連合会活動のあり方検討会-2003年

組織・財政確立検討委員会と並行して「地方連合会活動あり方検討会」が「地方連合会の活動・体制・財政のあり方」を議論していた。2003年5月20日に報告された委員会答申²¹は、現在の地域協議会強化を初めて明確に打ち出した画期的なものだといってよい。答申は次のように述べる。

「連合が今日抱える最重要課題は、①組織拡大、②中小・地場・零細企業労働者のアプロ―チとフォローアップの強化、③政策・制度要求の実現の3つである」。この場合、念頭におかれているのは地域経済、地域社会であり、そこで働き、生活する労働者、市民である。だからこそ、次のような文章が続く。

これらの最重要課題は「"地域に根ざした顔の見える連合運動"を通じてのみ達成できる共通した課題であり、これらを『三位一体の課題』として取り組む」。

「この場合、連合本部はもちろん、各地方連合会、構成組織が、如何に『人・もの・金』を地域に根ざした活動の強化、とりわけ『地協』の強化のためにシフトできるか、すなわち『地協』に視点を当てた運動、体制、財政の確立が大きな課題となる」(強調、引用者)。

地域で働き、生活する労働者や市民の抱える問題を解決するには、彼らに直接働きかけることが必要であり、また彼らの生活に直接関係する政策・制度を実現しなければならない。その主体は地方連合会ではなく、地域に存在し「地域に根ざした顔の見える」地域協議会がふさわしい。だからこそ地協を強化する必要がある。答申の論理はこうである。

連合結成当初、地域協議会は地方連合会を補完、補助する組織として位置づけられていた。第3回 大会における「地域で顔の見える運動」との呼びかけ、1993年の「地方連合会の活動・財政・交付金 等のあり方」、1996年の「地方活動強化のための対策指針」で強化すべき対象とされた組織は地方連合 会であって、地協ではなかった。地協はあくまでも補完、補助する組織と考えられていた。

財政問題をきっかけに、合理的、効率的な組織運営を迫られた連合が、対処すべき重点課題として 地域で働き、生活する人々が抱える問題を取り上げ、それらを効果的に解決、処理できる組織として 地協を「発見」した。こう考えることはできないだろうか。

答申はまた組織拡大について96年の対策指針をさらに推し進めた²²。すなわち「『組織拡大は産別の役割』との基本方針の考え方を一歩進め、・・地方連合会は、構成組織ではフォローできない中小・地場の組織化を担う。非典型労働者の組織化は、構成組織・地方連合会がともに、その役割を担う」と

²¹ 日本労働組合総連合会『第8回定期大会一般活動報告』(2003.10) 所収。

²² 答申の1ヵ月ほどまえの2003年4月22日に、組織委員会(常設の専門委員会)は「『地域ユニオン』の抜本強化策について〜中小・地場で働く労働者の組織化のために」という報告をまとめている。検討会答申は、この報告を受けたものである。

した。地方連合会は個人や小規模・地場企業の組織化を積極的に担うこととしたのである。そのため「現行の地域ユニオンを抜本的に強化発展させ」、「①個人や100人未満の単組の加盟、②加盟組合費は産別会費に準ずる額とする。③地方連合会への権利・義務は地方構成組織と同様の扱いなどを骨格として、地方連合会や地協が主体となった『地域ユニオン』として積極的に展開する」。

地協の「発見」、組織拡大の主たる担い手の一人としての地方連合会と地協というトーンは、連合評価委員会最終報告(2003年9月12日)にも見出すことができる。たとえば次のようである。「・・地域における活動もまた、労働者一人一人にとって身近な問題へ取り組むという意味においても、重要なことである。地域での活動や共闘は、弱まっている傾向にある。地域での活動は、パートタイマーや中小企業労働者、未組織労働者や、年金受給者にとって、活動の足場となりうるものである。地域において存在感を発揮してゆくことが、組合員にとっても、未組織労働者にとっても、運動が身近なものとして感じられる鍵となる。したがって、地域労働運動を強化することが不可欠である」(p. 9)。

7. 地方連合会・地域協議会改革-2005年

2005年に開催された第9回定期大会において「地方連合会・地域協議会改革の具体的実施計画」²³が 提案された。ここでの特徴は、これまでの方針や指針とは異なり、地方連合会と地域協議会が別個に 議論されていることである。やや詳しく見ていこう。

地方連合会の取り組むべき活動として次の5つが挙げられた。

- ①組織拡大。特に産業別組織では組織化が難しい中小・地場の未組織企業の組織化を行い、また地域 ユニオンによる組織化を強化する。
- ②加盟組合に対する支援。産業別の地方組織がない単組や中小零細・地場の単組の活動を支援する。
- ③政策・制度要求の実現。都道府県レベルにおける政策・制度要求の実現に力を注ぎ、他方で、地協における政策・制度要求とその実現行動を指導する。
- ④地域における社会参加活動の推進。単独ではなく労福協、NPO等との連携を図りながら進める。
- ⑤政治活動。政治センターを設置し、地方議員を増やす努力を行う。

これに対して地域協議会は表5にあるような10の機能を果たすべきだとされた。

_

²³ 日本労働組合総連合会『第9回定期大会議案書』(2005.10) 所収。

表5 地域協議会が果たすべき10の具体的機能

機能	具 体 的 内 容
①交渉機能	地協での地域ユニオン結成も展望し、労働相談や労使紛争解決機能を高
	める。
②中小労組支援機能	中小・地場・パート労働者などから日常的に頼りにされる拠り所にして
	いく。同時加盟・複数帰属も検討。雇用労働者以外の労働者に対する支
	援も行う。
③共済機能	労福協や労働金庫・全労済、生活協同組合などとの連携で、共助の機能
	を重視する。
④生活相談機能	法律相談 (交通事故示談・相続・離婚など)、多重債務問題、税務相談、
	介護や育児・女性の相談、市政全般にわたる相談、定年前のライフサポ
	ート相談、自宅のリフォームやパソコン教室に至るまで、勤労者の多岐
	にわたる生活上の相談に対応していく。
⑤政策提言機能	さまざまな生活相談の個別解決の積み重ねを政策としてまとめ、行政に
	対して政策提言していく。
⑥働く人の街づくり	住みやすい環境、街づくりに組合員の知恵やノウハウを持ち寄り、地域
機能	おこしをプランする。
⑦中小企業支援機能	中小企業勤労者福祉サービスセンターの活用、各種助成金相談を行う。
	金融支援の可能性も追求する。
⑧退職者の拠り所機	雇用されなくなったときに労働運動へ参加できる場となる。生涯組合員
能	構想を実現させる。いつでも退職者が集まれる場所となる。
⑨職業紹介機能	離職者・失業者の就職支援を行う。行政との連携、労使就職支援機構を
	活用する。スキルアップのための職業能力開発を支援する。
⑩ネットワーク機能	NPO、ボランティア団体との間にネットワークをはり、多様な知恵を
	活用し、市民運動のパワーと連携する。

出所:「第二次組織財政確立検討委員会・答申」(2004年10月6日、第43回中央委員会答申)、日本労働組合 総連合会『第9回定期大会一般活動報告』(2005.10) 所収。

注:語句を修正、追加した箇所もある。

これらの具体的機能を果たしていくことと、先に見た地方連合会の5つの主要活動がどのような関係にあるのかは明瞭には記されていないが、あえて推測するとすれば次のようになろうか。

第1に、地方連合会と地協との役割分担が比較的明瞭な領域がある。政策・制度要求の実現、政治活動の一部がそれにあたる。地方連合会は本部の「要求と提言」を参考に、都道府県独自の政策・制度要求の企画立案にあたるとともに、行政機関、議員などに働きかけてその実現に努力する。他方、地協は地方連合会の指導を受けて、かつ生活相談から収集した情報を活用し基礎自治体レベルで同様

の取り組みを行う(具体的機能の⑤)。地協の具体的機能⑥もここに含まれると思われる。政治活動では、地方連合会が政治センターを設置し都道府県全体の議員との連携を図り、地協は市町村議会の議員との連携を図ることが期待されることになろうか(これも具体的機能の⑥に含まれよう)。ただ、選挙活動、特に県議会、国政選挙などにおける選挙活動では一体となって進められることになろう。

第2に、地方連合会と地協が一体となって活動を進める領域がある。組織拡大、中小・地場組合支援、地域における社会参加活動の一部、そして上述の選挙活動である。地方連合会は時には企画立案を行いあるいは地協支援も担当するが、時には実働部隊としてこれらの活動に取り組むことが期待されていよう。地協の具体的機能の①、②、⑨、⑩がそれにあたる。地協はもっぱら自らの地域にかかわる労働相談、労使紛争解決、それを通じた組織拡大、また中小・地場組合支援などを行う。職業紹介機能、NPOやボランティア団体とのネットワークの形成では地方連合会、地協の区別をする意味はあまりない。

第3に、地方連合会が企画立案あるいは支援に回り、主として地協が取り組む領域がある。地域に おける社会参加活動の多くがこれにあたろう。具体的機能の③、④、⑧という共済、生活相談、退職 者対応である。

以上のように地協機能を充実させていくためには、人とカネを地協にシフトしていかねばならない。 それは、財政規模が変わらないとすれば、地方連合会自らが活用しうる資源が減ることにつながる。 それは連合本部も同じである。

そのため、「改革実施計画」は地方連合会に思い切った効率化、合理化を求めた。まずは組織人員規模ごとに地方連合会に専従する役職員数の上限の目安を示した。地協に人をシフトするためである。 その上で、たとえば「業務の徹底した見直し・・を行い、業務の効率化・再編等に努める。同時に、事務局長指揮のもとで、事務局員の相互応援・共助協援体制を確立する」よう求めた。

財政についても同様である。地方連合会の一般会計に占める人件費比率の平均が97年には34.58%、04年は38.4%であることを前提に、人件費比率が40%を上回っている20の地方連合会に対しその低減を求めた。さらに「①地方連合会と地協財政の連結決算の方向性、②地協における専従役職員の人件費の地協交付金への組み入れ、③セミナー・イベント・シンポジウム等の会費制、資料類の有料化、④地方連合会や地協の特別会計の整理・見直しなどの検討」等を迫っている。このうち、①は財政の透明化、また連結化による無駄の排除、②はカネを地協に移転、③は支出の削減、④は財源の捻出である。これらに加えて連合全体で抜本的な財政改革が必要であることを訴えた。

他方、地協に対しては組織体制、財政面での充実を図っていくことが示された。まずは、471ある地協(2005年5月1日現在)を再編統合して最終的に300地協を目指す、300すべての地協に専従者を配置し、事務所を設置することが提案された。専従者は原則として役員1人、職員1人(パートを含む)の2人、事務所は原則として労働団体、行政機関、民間からの借り上げによって確保する。なお、再編統合は段階的に実施し、2005年10月以降、第一段階として100地協をモデル地協として選び、その実績をみながら第二段階でさらに100地協、第三段階で最後の100地協の改革を進めることとした。

財政については、上述したように地方連合会と地協の連結化を進める、地協で設けることのできる

特別会計は記念事業と事務機器類購入積立に限り、基金類は原則として設けないこととされた。後2 者は地協の財政を透明化させ、他方で単組に余分な負担をかけることのないようにとのねらいからで あろう。

残る最大の課題は財政的な裏付けである。それがなければ専従者の配置も事務所の確保も不可能である。これについては本部が「地域協議会強化助成金」(仮称)制度を創設し、本部一般会計から必要額を繰り入れることとした。助成金は地方連合会に交付される。さらに、地方連合会に対して「会費収入+本部交付金・助成金」の35%以上を地協に交付することを求めた。カネが本部、地方連合会から地協へと移されることとなった。

以上のようにして、地域に根ざして顔の見える連合運動の要となるべき地協の機能、組織体制、財政をドラスティックに改革していくことが決まった。

8. モデル地協と会費値上げ

改革の決定後、106の地協がモデル地協として続々と選定されていった。地域別には北海道で5地協、 東北が16地協、関東20地協、東海18地協、北陸6地協、近畿12地協、中国10地協、四国4地協、九州 15地協となっている。

モデル地協の活動状況を検証するために「地方活動フォローアップ特別委員会」が06年2月に設置され、同委員会は08年5月に「中間報告」²⁴を提出している。報告はモデル地協の組織、活動の現状について概ね肯定的な評価を与えている。たとえば次のようである。

「『モデル地協』には、自らが行っている活動を全国の他の地協にも波及させたいという期待感があるとともに、文字通り拠り所としての機能を発揮するなど、地協活動の模範となるような活動を行っている地協も数多く存在する」。

「・・地協の統合・再編に関しては、そのメリット・デメリットの分析にはもう少し時間を要するが、役員体制の強化や活動の質・量の拡充など、組織強化の多くの面でかなりの効果が示されている」。

「ワンストップサービスをはじめとしたネットワーク活動については、従前においても地協は、各方面との連携による組合員サービスに取り組んでおり、『モデル地協』には十分な下地があるといえる」。

- 「・・地協には、考えていた以上の活動領域と幅の広さがあることも判明した」。
- 「・・『地協の改革』は組合員を主人公とした連合運動の構築に必ず応え得ると思われる」。

当事者による評価であるから割り引く必要があると思われるが、地協に何らかの「再生のヒント」を見出したことを感じることはできる。だが、次のステップ、つまり第二段階の100地協、最終第三段階の100地協へと進むには大きな壁が立ちはだかっていた。これら200の地協に配分する資金をどのようにねん出するかである。第一段階のモデル106地協の財源は、本部と地方連合会からの移転である。新しい200についても同じような方法を取ることは極めて難しい。会費値上げを求めざるをえない。

²⁴ 地方活動フォローアップ特別委員会『中間報告』、日本労働組合総連合会『第10回定期大会一般活動報告』(2007.10) 所収。

地方活動フォローアップ特別委員会は08年5月に最終報告を提出し、その中で財政上の課題について次のように述べた。①09年12月までは連合本部と地方連合会が負担する、②2010年以降の財政措置については、「政策制度課題、非正規労働者問題、組織拡大、地域に根ざした顔の見える運動をふくめ、連合会費などについて検討し、2008年10月の第53回中央委員会に組織討議案を提案する。構成組織の1年間の検討の後、2009年10月の第11回定期大会で決定することとする」。よくわからない文章であるが、おそらくは、会費値上げ案を中央委員会で提案し、1年間の討議を経て、大方の同意が得られれば09年10月の大会で認めてもらいたいとの趣旨であろう。

08年の中央委員会で提案された会費値上げ案は10円である。算定根拠は次のようである25。

300地協の予算総額は42億円 (=現在のモデル地協の平均予算総額1,400万円×300) となる。現在、106地協の財政規模は29億円であるが、うち24億円は地方連合会からの交付金、5億円は本部からの助成金でまかなわれている。だが本部からの助成金5億円は09年度で終了する。したがって、300地協になった場合、42億円-24億円=18億円の不足が生じる。

他方、連合として行うキャンペーンや大規模な大衆行動のために新たに4.5億円26が必要となる。

この2つを合計すると22.5億円、新たに必要となる。これに対して、地方連合会の一層の効率化で6億円、連合本部の助成金の09年度以降の継続で5億円、連合本部の一層の効率化で3億円、組織拡大による会費収入で1.5億円、合計で15.5億円をねん出する。だが、これでも22.5億円-15.5億円=7億円不足する。年間7億円は連合会費月額10円に相当する。これが10円の会費値上げ案の根拠である。

1年間の組織討議ではさまざまな意見が出たようである。本部は討議結果を次のように総括している。値上げ要請については「・・全体の70%を超える構成組織の賛成があった」が、「この賛成を表した中には、①段階的実施や実施時期の繰り延べを検討すべき、②経緯の削減努力を一層徹底すべきなどの条件を付した組織も含まれる」。他方、反対した組織もあり「①連合会費の引き上げは産別・単組の財政を一層圧迫する、②現下の経済・雇用情勢を厳しく認識すべき」などという意見が出された。

その結果、09年10月の第11回定期大会において、2011年1月に5円値上げ、翌12年1月に5円値上げという案が認められた。

一連の財政改革は、連合本体の資源配分を大きく変えた(本部、地方連合会から地協へ)だけでなく、99年に連合運動フレッシュアップ委員会が提案した「労働組合全体の財政構造の変革」でもあった。わずかに10円とはいえ、厳しい経済情勢の中で単組や産業別組織の賛同を得て、組合費の配分構造を変えたことは特筆すべきことであるように思う。

9. 新たな地平へ

組織人員の減少による財政規模の縮小という環境の中で、連合運動の活性化を図る1つの方法とし

²⁵ 日本労働組合総連合会『連合運動を支える組織基盤の確立に向けた組織討議のために【参考資料】』(2008.12)。

 $^{^{26}}$ 内訳は新聞への意見広告、テレビ CM、インターネットキャンペーンで 2 億円、 1 万人規模の中央行動で 2.5 億円である(同上資料)。

て「発見」された地域協議会。この地協を中心に地域で顔の見える連合運動を繰り広げるという改革は、第一段階を無事、通過したように思える。この改革は、さらに、財政構造の改革にもつながった。 第二段階もクリヤーしたというところだろうか。だが、地協の組織体制、財政基盤の強化それ自体が目標であるわけではない。地協による運動、活動の広がりが地域社会、そこに住み、働き、生活する人々に良い影響をもたらしてこそ、一連の改革は意義のあるものとなる。連合は、そして地協は新たな地平へ向かって進みつつあるのかどうか、それが本論で語られることになる。

総 括

総括 地域協議会の挑戦と可能性

労働政策研究・研修機構 主任研究員 呉 学殊

はじめに

連合総研では、「21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究II」として、地域における中小企業労働者・未組織労働者の賃金引き上げや格差是正など、雇用のセーフティネット機能を中心とした労働組合の共闘のありかたやネットワークの構築等についての現状や課題、展望を明らかにするために、「地域労働運動ルネサンスー地域に根ざした顔の見える労働運動」を研究テーマとする調査研究委員会が発足した。同テーマをすすめていくために、地方連合・地域協議会(以下、地協)における先進的な活動事例を調査することにした。その際、調査対象としては、連合の「地方活動フォローアップ特別委員会」「中間報告」でヒアリング調査が行われたモデル地協を中心に10地協とその地方連合会とすることにした。調査は、2009年2月から7月まで行われた。1回だけのヒアリング調査では、活動内容を十分に把握できない地協に対しては2~3回の調査を行った。多忙の中、調査にご協力いただいた方々にこの場を借りて感謝申し上げる。

この総括では、ヒアリング調査を行った10地協の組織体制や活動などをそれぞれ簡単に要約し、今まで地協強化のために行ってきた地方連合会・地協の挑戦を紹介するとともに、今後、改革を推し進める地協の可能性の拡大につながるようにいくつかのジャンルに分けて地方連合会・地協の類型化と比較を行うことにする。地協の活動は、管轄地域の範囲、地域の特性、地協の組織構成員、地方連合会の方針等により、様々な特徴を持っている。そのために単純に地協の活動を比較することは意味がない。1~3回のヒアリング調査で正確に把握できないほど、地協の活動内容は幅広く、その奥は深い。そのため、ここでの比較は地協の優劣を明らかにするためのものではなく、地協の活動を大きく括ることによって全体的な地協の理解を深めるためのものであることを予めお断りしておく。また、連合運動のなかで、地協改革に至った経緯とその経過の詳細については、「総論」を参照されたい。

1. 地域協議会の挑戦と実績:その多様な姿

(1) OBが支える効率的な地協運営—連合栃木・下都賀地協—

連合栃木は、全国に先駆けて2000年から地協強化の取り組みをすすめていた。2005年には、12の地協を段階的に6地協に再編することとし、地協の基本的な活動と地域ユニオンの結成手順などを載せた「地協活動強化マニュアル」を発行した。その一方で、地方連合会の専従者数の削減、出張手当の廃止など運動のスリム化を図って、地協強化のための財源を確保した。2009年2月には全ての地協に専従者を配置した。地協専従者には、OB人材を充て、彼らの労働運動の経験・ノウハウを活かすとともに人件費を削減することも実現した。その際、OBの専従者を地協の事務局長とせずに、事務局

次長のポストにつけ「地協活動の裏方」と位置付けて現役役員の活動の妨げにならないようにした。

下都賀地協がモデル地協となり、OBが同地協の専従者になってから、地協の活動は向上した。機関紙の発行、幹事会の定期開催、産別ネットワークの構築等の取り組みにより、「構成組織に顔を見せる」地協となった。機関紙等の資料は、地協の専従者(後藤泰孝氏)が都度単組に出向いて直接手渡してコミュニケーションを図った。こうした取り組みにより、幹事会の出席率も以前の4割程度から7割までに上がった。下都賀地協は、約2年間、「構成組織に顔を見せる」運動を展開した後、本格的に「地域に顔を見せる」運動をすすめた。そのひとつが2007年6月に設置され、労働、金融、生活、住宅などの問題の相談受付をしている「働く人の生活相談センター下都賀」というライフサポートセンターである。労働相談から組織化につながった事例も4件あった。また、地協管轄地域の全ての市町に政策制度要求を行うとともに、地協議員懇談会を設け議員との情報交換、政策制度要求の勉強会を開催している。それにより、参加の議員の得票増加につながった。また、地域ユニオンとして結成した「下都賀ユニオン(組合員数62名:2009年現在)」は、中小企業組合員の日常的な助言・支援はもちろんのこと、地域の労働者の駆け込み寺としての役割をも果たしており、個人加盟の組合員のために、当該会社との団体交渉を行っている。

(2) 全員参加による「万能型地協」—連合新潟・中越地協—

中越地協事務局長である金子博氏は、長年の地域労働運動を行う中で、「このまま連合活動をやっていても、しまいには孤立する」との危機感を抱き、地域への広がりのある運動の必要性を感じていた。そのため、NPOや地域社会との様々なかかわりを持つネットワーク型活動を展開した。同時に中越地協は、労働相談、組織化等の自前型活動(労働組合組織以外との連携を要しない活動)をも積極的に行ってきた。まず、自前型活動から見ることにする。旧新潟県評のオルグであった金子事務局長は、労働相談はもちろんのこと、そこから組織化につなぐ活動を進めてきた。また、長い事務局長の経験を活かして行政を動かし、いまや長岡市の平和のシンボルとなった「平和の森公園」の建設に成功した。太平洋戦争の長岡空襲で犠牲になった人々を追悼する慰霊塔があったが、年月とともに老朽化した塔の移転も、地協の組合員の募金活動で地域の経営者や行政を動かして実現した。また、ネットワーク型活動と連動させることで選挙活動を効果的に進めている。

ネットワーク型活動は、連合内の旧総評と同盟間の意見の相違が残っている中で、運動が縮小志向になることを阻止し、拡大への活路を見出すために考え出した生ごみリサイクル活動からスタートした。1994年設立された同サークルは約800世帯の一般家庭の生ごみをリサイクルしている。また、1997年には新潟県初のNPO法人「地域循環ネットワーク」を設立し、122校の給食調理残さのリサイクル、割りばしリサイクル等の活動を展開している。約160社の企業が同NPO法人の会員となっている。活動の功績が認められ、環境大臣、農林水産大臣賞を受賞するとともに、新潟版の「どうとく」の教科書にもその活動が紹介されている。また、中越地震で被害を受けた耕作放棄地を活用し豚の放牧をしており、アジア・アフリカ向けの救援米も作っている。2008年はライフサポートセンターを設置して、生活・家庭問題等の相談を行っており、問題解決に向けては様々なNPOとの連

携を図っている。

自前型活動とネットワーク型活動による万能型地協は、金子事務局長の個人的な力量に負うところが大きい。日本一の地協を目指す強い志、出身産別のないハンディをチャンスに変えて全ての人の力を活用する「巻き込み手腕」、そして地域労働運動の長い経験である。万能型地協となり得た背景には、金子事務局長の個人的な力量だけではなく、モデル地協化に向けた徹底した準備、連合新潟の地協への専従者重点配置と交付金の柔軟かつ重点的な配分も挙げなければならない。巻き込み手腕発揮の代表例ともいえる月3回発行の機関紙は、地協と単組と組合員とを循環する「運動の血液」となり、全ての組合員と地協活動とを結ぶ役割を果たしている。また、上記のネットワーク型活動と様々なイベントを通じて、地域の多くの人々に地協との接点を持たせて地域住民が地協活動に何らかの形で参加できるように働き掛けている。

(3) ブロック制導入の試み―連合静岡―

連合静岡は、2006年定期大会で13地協を9地協に再編成し専従者を配置することにしたが、財政や人材の面で実現が難しいという問題に対処しながら、単組の役員が地協運動に積極的にかかわるにようにしたいという目的を果たす、という結論に達し、翌年の定期大会で県下の10地協を3つに東ねるブロック制導入を決定した。そのため、2006年に選定した3つのモデル地協を翌年発展的に解消し、現在、東部、中部、西部という3つのブロックを設置した。ブロックは、連合静岡の地域事務所という位置づけとなっている。連合静岡の本部専従者を減らして、ブロックにそれぞれ5~6人の専従者を置いた。

ブロックの専従者は、担当地協を持ちその地協の事務局次長として、必ず、地協の三役会と幹事会に出席するとともに、連合静岡の方針および決定事項をブロック内の各地協・単組に説明し、周知徹底を図る等、地協および単組活動のサポートをしている。また、地協や単組の状況を把握しそれをブロックや連合静岡に伝える役割をも果たしている。それにより、連合静岡と地協・単組間のコミュニケーション・結びつきが深まった。各ブロックでは、連合静岡ユニオンの支部をおき、労働相談やユニオン加入者のための団交も行っている。さらに、労福協、労金、全労済、ライフサポートセンター、NPO等の外部組織との連携をとっている。2006年9月には、県の労福協のイニシアティブの下、各ブロックにライフサポートセンターが設置された。暮らし何でも相談、生きがいづくり、事業団体の生涯取引促進という事業の3本柱を立てて、センターを運営しているが、公共機関、NPO等の100を超える団体・個人と提携し、ワンストップサービス機能を追求している。

西部ブロックに入っている浜松地協の活動についてみると、浜松地協の議長、事務局長等の役員は 全員非専従者である。そのため、4つの専門部会を作り、役員がそれぞれ地協の活動に積極的にかか わるようにした。これにより、モデル地協の時のように、専従の地協役員に任せきりという状態が解 消された。ブロックの専従者が浜松地協の幹事会に出席するので、幹事会の回数も増えて地協の機能 が高まった。情報の共有化も進んだ。労働相談は、通常ブロックの専従者が担当しているが、地協で は、4日間のキャンペーンを年3回実施し、原則地協幹事全員が労働相談員として参加している。幹 事は、こうした労働相談を通じて、未組織労働者の現状を知るとともに労働法について体系的で網羅的な知識を習得することができること、また、組合員からの相談を受けて役割を果たせない単組の現実を知ることになりその改善策を考えることによって単組の労使関係にも役立てている。

このように、ブロック制の導入により、浜松地協の役員が主体的に地協運営にかかわり、連合静岡の方針が地協の各単組によく伝わるとともに地協や単組の状況が連合静岡に伝わることになった。また、地協の幹事は、労働相談を通じて未組織労働者の実情への理解を深めるだけではなく単組の労使関係を成熟化させている。

(4) 「生活なんでも相談」に集中して対応—連合奈良・北和地協—

連合奈良では、2008年11月に9つの地協を4つに再編することを決めた。再編後の4地協のうちその1つがモデル地協の北和地協であり、専従の事務局長がおかれている県内唯一の地協でもある。2006年、北和地協の専従となった杉本敏範事務局長は、地協構成単組に専従者が少なく、総会への参加も加盟単組の1/3にとどまり、地協の情報や幹事会の資料も届かない単組もあることを知り、単組が地協へ参加することを促進することに専念した。50数か所の構成組織の事業所を1年かけてすべて回り、また、産別集会にも出向いて地協活動に参加しない単組の役員と顔を合わせた。地協ニュースも月2回発行し、ホームページにも掲載した。その結果、単組から「地協の活動が見える」ようになり、「選挙も含め、以前よりは深く関わることができるようになった」との声が寄せられた。それだけではなく、「地協の役員レベルで十分連携が図れて、本音で話ができるような雰囲気ができている」との声もある。地協役員や単組間のコミュニケーションが活発になり、地協内での連携が着実に進んでいる。杉本事務局長は、連合奈良ユニオンの事務局長も兼務しており、組織化と紛争解決にも携わっている。

杉本事務局長は、2008年12月に設置された「ライフサポートセンター奈良(北和地協と同じ事務所内にある)」の所長を兼務し、半年間はセンターに全力投球しようと決めて活動を積極的に展開してきた。その結果、開設から5か月で305件の相談が寄せられた。同センターでは、相談業務に対応できる様々な経歴を持つ5人の相談員が労働、離婚、人間関係、多重債務、契約等多岐にわたる相談を受け付け、場合によっては弁護士や司法書士等の専門家につなげて問題解決に向かうようにしている。また、北和地協は、NPOやボランティア団体との連携を進めている。NPO法人「奈良県社会就労事業振興センター」の障がい者の作品や商品を地協事務所で展示紹介し、販売している。他にも多重債務問題の解決のためにクレジット・サラ金、悪徳商法被害をなくす「奈良若草の会」と連携したり、外国人労働者のための緊急説明会の際に、「外国人労働者保証人バンク」に通訳を依頼したりと、連携先は幅広い。外国人労働者のための緊急説明会では、これをきっかけに住宅や子どもの教育等の問題を解決した外国人労働者もいた。

(5) 地方連合会との連携強化で新たな枠組みを模索—連合山口・周南ブロック連絡会議—

連合山口は、13の地協を5つに再編し、労働運動の強化を図ることとし、2007年8月、先行的に周

南、下松、光の3地協を周南ブロック連絡会議(以下、周南ブロック)に再編した。当初、3つの地協を1つの地協に統合しようとしたが、統合後の地協に対して活動助成を行わないという地方自治体の方針、また、構成組織の地場が混在することによる当該市民の代表性や政治とのかかわり等の問題が浮上し、統合は実現できず3地協を存続させたまま、これを統括する周南ブロックとなった。同ブロックには、専従の幹事長が1人配置されている。同ブロック事務所には、連合山口と県労福協により、2005年4月、ワンストップサービスを行う「生活あんしんネット周南センター」が設置されている。また、同事務所には、労働相談や紛争解決、組織化に取り組む連合山口労働相談アドバイザー(島田佐富志さん)も常駐している。そのためにブロック、あんしんネット、労働相談の活動がほぼ一体的に展開されている。

3つの地協が周南ブロックになって間もないこともあり、「活動にブロックとしての一体感をもたせることが難しい」こともあるが、組合員の生活圏は、ブロックの管轄地域に広がっていることもあり、今後はブロック全体としての活動の強化が望まれる。周南ブロックは、連合山口の方針を3地協に伝達するとともに、地協を超えた福祉活動や役員間の相互交流、メーデー、役員の教育活動等を行うが、地協は、それぞれの行政(市)への要請行動、選挙支援等を行っている。

連合山口には、労働相談を受け付ける3つのセンター(山口、下関、周南)があるが、それぞれに 労働相談アドバイザーが配置されている。センター間を結ぶTV電話が設置されていて、アドバイザー の不在時や専門外の相談に対して、他の相談窓口にいるアドバイザーが相談者の顔を見ながら相談に 応じることができる体制となっている。周南の島田アドバイザーは、毎年1月から5月までに110~156件もの労働相談受け付けるが、紛争解決能力が高く、組織化にも積極的に取り組むなど注目すべき活躍をしている。連合山口は、次代の地協活動を担う人材育成の一環として、島田アドバイザーらを県内の地協に派遣し、地協役員を対象とする労働法・労働相談の教育にもあたらせている。

(6) 地域住民を動かす政策実現活動重点型地協-連合北海道・渡島地協-

渡島地協は、管轄の函館市周辺地域の過疎化や高齢化が進んでいる中で、地域の活力を維持するための政策実現活動を積極的に展開している。政策実現のために重要なのは、連合や渡島地協の方針を 政治の場で代弁し具体化していく各種の議員との連携・協力である。

渡島地協は、推薦議員とは日常的な連携をとっており、地協役員は議員のニュースを地域の組合員に配布する一方で、推薦議員は組合の街宣や集会などで地協の取り組みを後押しする演説を行う。このように地協と推薦議員との間で常に一体感をもった取り組みを展開している。

その一例は、3つの病院の診療所化を阻止するための「地域医療を守る運動」で確認することができる。渡島地協が関連する地域の住民全戸にチラシを配り、集会を組織・開催すると、推薦議員が運動を支持する演説を行う。参加した推薦議員や市町村のトップは、議会でその問題を取り上げる。また、参加住民は問題解決への意識を共有することができるといった地域に顔の見える活動を展開している。

渡島地協は、選挙による政策実現活動のほかに、市議会の前に「連合推薦議員団懇談会」を開催し、

連合政策の実現のための連携強化を図るだけではなく、市に対して政策制度を要求し書面による回答 を得ている。

こうした政策実現活動の以外に、渡島地協は、無料法律、多重債務、労働の相談窓口を設けて相談を受け付けて市民の生活を支えている。特に、弁護士による無料法律相談は相談者が1年間約230人にのぼり、高い評価を得ている。多重債務も年間30件、労働相談は毎月十数件にのぼっている。労働相談の中では、相談者の会社等との団体交渉を通じて問題を解決するケースもあり、組織化につながることも近年数件あった。

渡島地協は、地域の主要な産業のひとつが観光産業であることから、2005年11月、タクシーとハイヤー企業の労働組合員の雇用・労働条件の維持・向上等を図るため「函館地区ハイタク労働組合連絡協議会」を立ち上げた。「仲間のタクシーに乗ろうキャンペーン」と倒産企業の組合員の再就職支援が行われた。また、2007年から退職者を中心とした地域住民にパソコン教室を開き好評を得ている。

(7) 地域の独自性を活かす-連合秋田・大館地協-

連合秋田は、連合本部の評価委員会の報告等を受けて、2003年組織改革の準備を進め2005年実行に移した。組織改革の焦点は「秋田中心の運動から地域中心の運動」にすることであり、地域運動の強化が打ち出された。それにそって、連合秋田は、地協強化のためには、地協の専従者が影響力を持ち、主体的に地域を運動に巻き込んでいくように地協に権限を委譲し、連合秋田は地協活動のチェックなどのサポートに徹することとした。その一環として、連合秋田に一本化されていた労働相談の電話回線を地協に割り振るようにするとともに、地協事務局長の連合秋田副事務局長兼務を解き、地協活動に専念できる体制とした。2005年11月の定期大会で大館地協に専従をおくことにした。

大館地協の専従となった木越陽子事務局長は、可能な限り単組とのコミュニケーションをとろうと、 議案書等の資料を持参し、全単組を巡回して単組の役員にあって直接渡すようにしており、年4~ 5回は全単組巡回をしている。また、大館地協は、地域との接点を見つけるために、商工会議所主 催のきりたんぽ祭に参加したり、地域一般市民にも参加を募って「山を見る会」を企画したり、さ らには、事務所の入っている労働会館で定期的にフリーマーケットを開催し、同マーケットを利用し て労働相談を実施している。この労働相談をきっかけに町立病院の看護師の組織化を実現したことも ある。

木越事務局長は、おおだてユニオン(組合員約300人)の書記長も兼ねているが、同ユニオンは同地協の地域ユニオンとしての役割を果たしている。同ユニオンの谷地田委員長は、大館地協の労働相談アドバイザーを兼務している。木越事務局長と谷地田アドバイザーは、事実上、二人三脚で大館地協とおおだてユニオンを支えているといって過言ではない。両者は、おおだてユニオンで受けた労働相談を地協に持ち込むことによって、組合の横のつながりをつくり地域全体の運動にする取り組みを進めている。

(8) 役割を分担することで、単組役員に地協活動への参加を促す—連合岐阜・中濃地協—

連合岐阜には、6つの地協のうち4つに専従の事務局長が置かれているが、各務原市と関市、美濃市を管轄地域とする中濃地協もその1つである。連合岐阜は、組織人員が少なく活動が活性化しにくい地協を先に底上げして全体の平準化を図りたいとの意図でそれぞれの地協に専従者を配置した。1991年連合岐阜の書記として採用された別宮理恵さんは、2006年12月に中濃地協の専従事務局長となり、誰でも立ち寄れる事務所を開設して以降、以前と比べて組合員以外の人や組合OBが事務局に立ち寄るようになり、地協の役員同士の連携もとれるようになった。別宮事務局長は、労働組合の固いイメージを払拭し、地域との垣根を取り払うことを心掛けている。同事務局長は、連合岐阜の役員も兼務しているので、毎週1回連合岐阜にも顔を出す。それにより、連合岐阜の動きや考え方をスピーディに地協活動に反映し、地協で解決できない問題を連合岐阜に持ち帰り、すぐに対応できる利点がある。

連合岐阜では、地協との連携という観点から、地協代表者会議を年3~4回開催しているが、地協の議長・事務局長、事務局員が参加し、問題提起や要望を出す機会となっている。

中濃地協では、議長を3つの産別が1年ごとに交代で務めているので、毎年、地協の雰囲気が入れ替わって常に新鮮さがある。なお、議長を退任した後でも他の役職で地協活動に関わっているので、前任の立場から議長にアドバイスをしており、活動レベルの低下はないという。しかし、事務局長は、議長の任期として、1年はあまりに短く、せめて2年にしてほしいと願っている。

議長の交代制とともに、地協役員のほぼ全員が地協の役割を担当していることも特徴である。例えば、副議長の4人は、それぞれ組織局、労働局、政治・政策局、生活・福祉局を担当している。このように、地協役員にそれぞれ役割分担を決めたことによって、それまであまり地協の活動に関わらなかった役員も、動くときは全員で動いてくれるように変化したという。

中濃地協は、市民会館や経営者協会等の団体・組織ともネットワーク形成に努めているとともに、 未加盟組織に対してもボーリング大会やメーデー等のイベントに参加を求めて組織拡大のきっかけに しようとしている。また、労働相談にも対応し外国人労働者やパート雇い止め等の相談を受けたこと がある。その他、街宣活動でチラシ配布を行い、地協の存在を広く知らせる活動を展開している。地 協ニュースも毎月1回発行している。

(9) ボランティア・NPO活動重点型地協—連合兵庫・姫路地協—

姫路地協は、連合結成前から旧労働三団体である総評、同盟、中立労連の結びつきが強かったことが追い風となり、地域の組織が一体となって、クリーンキャンペーン(ゴミ拾い、ゴミゼロ活動)をはじめ、1992年からは特別養護施設や授産施設等へのタオル寄贈活動(2008年の場合、約8,000枚)等のボランティア活動を積極的に行ってきた。

2007年5月には、兵庫労福協と連合兵庫の支援(費用負担はそれぞれ1/2)の下、ライフサポートセンターとして「生活あんしんステーションHIMEJI」を設立して市民からの様々な相談を受け付け、必要であれば、行政や弁護士等を紹介し問題解決への手助けをしている。姫路地協は、相談員(10人)

を確保したり、労働相談の際に、必要に応じて同席して対応したりといった役割を担っている。場合によっては、労働問題解決のために、姫路地協が使用者との交渉等を行う。

姫路地協は、同年10月には、退職者の拠り所としてNPO「はりま悠々クラブ」を設立した。主に、中小企業の退職者等の一般市民を対象に「生きがい創りや社会貢献活動に対するサポート及び生活支援に関する事業を行い、地域の発展と福祉の向上に寄与する」ことを目的としている。地協加盟大手労組に団体賛助会員を募り、財政面で同クラブをサポートしてもらっている。2009年9月現在、団体賛助会員12団体、個人会員127人がいる。現在、同クラブは、中高年向けのインターネット利用方法研修、就職支援のためのセミナー、NPO法人設立のための支援等を行っている。他のNPOとタイアップして「地域づくりきっかけ講座」、「男の料理教室」を実施している。地協の議長が理事長を務める姫路労働者福祉協議会は、「子どもたちが、お年寄りを大切にする。礼儀正しい。地協環境にやさしい。相手のことを思いやる等の情操教育につながる」イベントを企画している。

そのほか、姫路地協は、推薦議員と政策フォーラムや定例懇談会を開催し政策要望が政治に反映されるように働きかけをしているとともに、市長や市の幹部とも懇談会を開催している。こうした取り組みが路上喫煙禁止条例制定につながったとみられる。また、A3用紙1枚に地協全役員の顔写真入りの名簿をつくって役員間の交流を深める一方、地協の専従者(事務局次長)が地協加入単組を巡回する「地域ユニオンオルグ」活動を展開して単組との意思疎通、幹事会への出席率の向上などの組織強化に努めている。

(10) 労働相談にアドバイザーを活用―連合大分・大分地協―

連合大分は、8つの地協すべてに正規職員として書記を配置している。同職員は全員連合大分ユニオンの組合員であり、単なる電話番ではなく、地協の日常的な活動を支える役と位置付けられている。そのため、年1回職員を対象に学習会を実施している。また、連合大分は、 $4\sim5$ 年前から、2年1回の大会の時に地協の四役を集めて地協運動のあり方についての学習会を開催している。専従の事務局長がいる地協は県内で2つだけだが、そのうちの1つが大分地協である。連合大分は、本部の予算を減らしてその財源を地協に配分し2008年から地協強化に努めている。

労福協活動の一環として、2007年11月、大分地協の事務室にライフサポートセンターが設置された。 狭間事務局長が同センターの事務局長を兼任している。同センターには、連合大分のアドバイザーが 常駐し労働、生活、福祉、生きがい等の相談に対応しているが、毎月約60件の相談(8割が労働相談) がある。相談内容によっては、労働金庫、生協、全労済等にバトンタッチしている。同アドバイザー は、連合大分ユニオンの委員長を兼任しており、年間20~30件の団体交渉を行っているが、大分地協 の事務局長は同ユニオンの書記次長として交渉に同行することもある。

2年目を迎えた狹間事務局長は、市に対して粘り強く政策制度要求を行っているが、そこには1年間の経験が生かされている。こうした経験から、事務局長の任期は、最低2期4年の期間は確保すべきだと考えている。

大分地協は、毎年、全国から1,000人近くの車いすランナーが参加する車いすマラソン大会の前に、1000人を目標に組合員の動員を呼び掛けてゴミ拾いのボランティア活動を展開している。夏には、川や海の清掃活動もおこなっている。また、行政や労福協からの補助金を活用して野球やミニバレー等のレク活動をもおこなっている。また、連合未加盟単組への訪問を通じて組織拡大を試みており、消費者被害ネットワークやDV(ドメスティック・バイオレンス)被害者支援のNPOとの連携もとっている。

狭間事務局長は、就任以来、地協構成組織になるべく足を運び、話をすることを心掛けた結果、 ほとんどの組織に話ができるようになるなど、組織強化の成果が少しずつ見えている。今後、「地域 に顔が見える労働運動」を目指して、地区単位の居住者が一緒に活動する組織をつくりたいと考えて いる。

2. 地域協議会の可能性

今回、調査対象となった10の地協は、すべてモデル地協である。モデル地協は、本格的に2006年からつくられた。まだ、その歴史が浅いが、今までの活動から日本の労働運動を担う地域協議会の可能性についていくつかのジャンルでみることにする。

(1) 地方連合会の地協強化への取り組みと地協の組織体制

調査対象の10地協が属している地方連合会はすべて地協強化に積極的に乗り出している。ほぼ共通しているのは、地方連合会本部の人員と支出を削減してそれを地協に回している。地協強化は、(ヒト、モノ、カネといった)資源を重点的に投下する対象や組織のあり様に対する考え方の違いによって全地協底上げ平準化タイプ、先行地協モデル化タイプ、未活性地協底上げ平準化タイプという3つのタイプに分けられるが、それぞれ典型的なものを中心に取り上げることにする。

①全地協底上げ平準化タイプ:連合静岡、連合北海道

連合静岡はいくつかの地協を束ねるブロック制を導入して全地協の底上げ平準化をはかっている。 連合静岡では、当初13地協を9地協に再編し専従者を配置しようとしたが、財政・人材の面で実現が 難しいとみて、結局、10地協に再編し、それを3つのブロックに東ねて、それぞれのブロックに5~ 6人の専従者を配置している。ブロックの専従者は、担当地協を持ち、地協の三役会と幹事会に必ず 出席するとともに、連合静岡の方針及び決定事項をブロック内の各地協・単組に説明して周知徹底を 図るなど地協及び単組活動をサポートしている。

連合北海道は、道内13の地協を有しているが、そのうち専従事務局長が配置されている12地協が連合本部の新地協として登録されている。また、専従者が配置されていない檜山地協についても、地協運動の活性化のために他の地協と連携し運動の前進に努めている。

②先行地協モデル化タイプ:連合栃木、連合新潟、連合山口、連合秋田、連合兵庫、連合奈良、連合 大分

連合栃木は、モデル地協かどうかを問わず、県下、すべての地協に専従者をおいて地協活動の強化に努めている。2009年2月、全地協に専従者配置を完了した。また、2005年8月時点で、地協の基本的活動や地協ユニオンの設立等を定めた「地協活動強化マニュアル」を発刊して、全地協の活動を高める平準化を図った。また、2009年3月には、地協役員の役割分担表を作成し、非専従者も地協活動に積極的に関わるようにするとともにそれによる地協活動の平準化を進めることにした。こういう側面では、全地協の底上げ平準化といえるが、下都賀地協を先行地協と定めてそれをモデル化し他の地協がそれに追いつくようにした。そのために、最も早く下都賀地協に専従者を配置し、また、専従者も連合栃木の副事務局長として地協改革を積極的に進め、下都賀地域の担当を務めた人を充てた。実際、他の地協は、下都賀地協をモデルに、機関紙を発行し、ライフサポートセンターの立ち上げ準備に入っている。

連合新潟は、7つの地協の中で、5つに専従の事務局長を配置して「全地協の強化を進めている。また、連合新潟の副会長一人当たり2つの地協を担当させるとともに、年5回の地協代表者会議にも出席を求めている。地協への交付金の配分は、活動の実態に合わせて増額しており、活動が活発な地協ほど、運動を積極的に展開することができる。7つの地協の中でも最も先進的な取り組みを展開しているのが中越地協であるが、連合新潟は、同地協を地協の1つのモデル(連合新潟では地協の専従事務局長の名前を援用して「金子モデル」と呼んでいる。)とし、それを他の地協に広げることを考えている。そのために2009年定年退職する中越地協の金子事務局長を県の労福協の専務理事に充てた。専務理事として他の地協にも中越地協のような活動ができるように指導を行うことを期待している。

連合山口では、モデル地協として周南ブロックに地方連合会の副事務局長を兼任する専従を幹事長、地方連合会の労働相談アドバイザーが常駐してブロック管轄地域の単組役員交流や福祉活動等はもちろん、多くの相談や労働問題解決に努めている。こうした活動は、他の山口地協、下関地協といったモデル地協でも同様の体制のもとで行われている。連合山口は、今後、これらのモデル地協の成果を見極めるなかで、県内13の地協を5地協に再編し、同じレベルの地協活動を展開することを目指している。

今回の調査で、秋田、奈良、兵庫、大分の各地方連合会からは先行地協のモデル化に関する積極的な方針を聞くことができなかったが、以下の活動をみると、おおむね、こちらのタイプに入ると考えられる。

連合秋田は、「秋田中心の運動から地域中心の運動」という組織改革の焦点を、2005年から実行に移 している。役員体制も、連合秋田副事務局長と地協事務局長の兼務であったものから副事務局長の任 を解き、地協事務局長は専任として地協活動に専念できる体制を敷いた。その上、地域労働運動が進 んでいる大館をモデル地協とした。

¹ 専従をおいていない柏崎地協は、大きな単組の専従者が地協の役員を兼務しており、佐渡地協は、組合員数が約 2,000 人と規模が小さいので、専従者をおけないという背景がある。

連合奈良は、2008年定期大会で、地協再編を決定し、衆議院小選挙区と同様に、4つの地協とした。 2006年、初めて専従の事務局長をおいたのが北和地協であり、今でも専従事務局のいる県内唯一の地 協である。2007年には、北和地協にライフサポートセンターが設置された。北和地協の事務局長は、 同センターの所長を兼任し、労働相談を中心に対市民の相談活動を積極的に展開している。

連合兵庫は、12地協の中で最初にワンストップサービスのライフサポートセンターを姫路地協に 設置した。モデル地協の姫路地協は、従来からボランティア活動を中心に積極的に地域運動を展開 してきたが、同ライフサポートセンターの設置により、県内の先行地協としての期待が寄せられて いる。

連合大分は、県内8地協のうち、大分地協を含む2つをモデル地協としたが、モデル地協のみに専従の事務局長をおいている。連合大分は、すべての地協に正規職員として書記を配置し、地協の活動を積極的に支えるように学習会等を開催している。2005年モデル地協となった大分地協は、8つの地協のうち、最も組織人員が多い。同地協の事務局長は、2007年11月設置されたライフサポートセンターの事務局長を兼任している。

③未活性地協底上げ平準化タイプ:連合岐阜

連合岐阜は、「運動量の少ないところを(多い地協;筆者)と同レベルに引き上げて全体的な底上げをしたい」という思いから、それほど運動が活性化されていない地協をモデル地協とした。それにより、モデル地協となったのが中濃地協である。中濃地協は、専従の事務局長を迎えるとともに、便利な立地に事務所を開設して誰でも立ち寄れる体制を整えた。その結果、地協の役員同士の連携がとれるようになり、以前と比べて組合員以外の人や組合OBが事務所に立ち寄るようになった。

以上のように、地方連合会の地協強化に対する取り組み方によって、地協強化のタイプが分けられる。地方連合会が、それぞれ地協強化の戦略、力量、状況に合わせて選択した結果である。今後、地方連合会が地協強化を考える際に、3つのタイプのメリットを活かす形として地協強化タイプの戦略的選択をしていけば、地協運動の可能性は更に広がるとみられる。

(2) 地協専従者の担い手とその役割

地協専従者の担い手をみると、おおむね、地方連合会・地協採用のプロパーと構成組織(産別)派遣者に分けられるが、プロパーの中でも現役とOBに分かれる。すなわち、地協専従者のタイプは、現役プロパー、OBプロパー、そして構成組織派遣者である。それぞれのタイプごとに専従者の役割を見ていくことにする。

①現役プロパー:中越地協、中濃地協、浜松地協、大館地協

現役プロパーが地協の専従者となっている典型的な地協は、連合新潟の中越地協である。中越地協の金子事務局長は、新潟県評に専従オルグとして採用されて1990年中越地協の設立とともに事務局長

となった。金子事務局長は、多くの組織化、労働相談等の自前型活動を展開する中で、地域への広がりをもつ運動の必要性を感じ、1994年から生ごみリサイクルをはじめ、NPO「地域循環ネットワーク」(学校給食料理残さリサイクル等)等のネットワーク型活動を行い、地域への広がりのある運動を自ら実践してきた。また、行政を動かして「平和の森公園」の建設、慰霊塔の移築等大きな業績をあげることができた。こうした顕著な業績は、約35年間、労働組合のプロパー専従者としての経験の賜物であるといって過言ではない。もちろん、組合活動のマンネリズムの危険性もあるが、それを克服するために、いつも自分を組合員からの検証や批判の対象とし、毎日新陳代謝を通じて自己革新を遂げてきたが、その重要な手段が毎月3回発行する地協の機関紙である。こうした経験から、金子事務局長は、地協の事務局長はプロパーか産別派遣者かを問わず、10年間程度は、同一人物が務めることが望ましいのではないかと考えている。

中濃地協の別宮事務局長は、1991年連合岐阜の書記として採用されたプロパーである。別宮事務局 長は、中濃地協の専従をしながら連合岐阜の役員も兼務していて、週1回程度、連合岐阜に顔を出し ている。今回、中濃地協の場合、プロパーの事務局長のメリットについては具体的に調査されていない。

大館地協の木越事務局長は、2005年大館地協の専従となった。1990年、連合秋田に採用されて大館 地協の前身である県北地協の書記として組合運動を始めた。長年の運動経験を活かして、年4~5回、 地協の全単組を巡回し単組活動を支えている。また、谷地田アドバイザーとともに、おおだてユニオ ンの活動をリードし、中小企業の組織化や労働紛争の解決等に奔走している。

② O B プロパー: 下都賀地協、周南ブロック、姫路地協

○Bプロパーを積極的に活用している典型的な地協は、下都賀地協である。○Bプロパーの積極的な活用は、下都賀地協の属している連合栃木の方針である。6地協中5地協の専従者が○Bである。連合栃木が○Bを地協専従者とした意図は、労働運動の経験・ノウハウの活用と現役のほぼ半分の人件費にある。それを活かして全地協に専従者を配置した。連合栃木は、既述のとおり、○Bの地協専従者をあえて事務局次長のポストに就けて、非専従事務局長のサポート役と位置付けた。経験と実績のある○Bを事務局長に据えると、現役の地協幹事が意見を出せなくなったり、逆に任せきりになったりするという懸念があったからである。後藤さんの専従着任後、下都賀地協は月一回の定例幹事会の開催、年5~6回の機関紙の発行、機関紙等の資料の単組への直接配布と情報交換を行うことができた。成果は、幹事会の出席率の向上(4割から7割へ)でも現われた。○B専従者の地協が成功裏に活動を行えるのは、地協のマニュアルが整備されていること、また、非専従の役員がしっかりしていること等の要因が大きい。

周南ブロックでは、幹事長と労働相談アドバイザーにOBを起用し、実践を通じた構成組織役員の教育を行っている。実際に中小労働運動や産別活動、地協活動で長きにわたって活躍されてきたOB専従者ならではのきめ細かいサポートが、地協活動を支えている。

姫路地協は、OB専従者として事務局次長をおいて、議長や事務局長のサポート役を果たすように している。

③構成組織派遣者:渡島地協、北和地協、大分地協

連合北海道渡島地協の米坂事務局長は、構成組織(情報労連)からの派遣者であるが、組合歴30年以上の組合運動のプロである。その間、5年間は渡島地協の副会長を務めたことがあり、事務局長となって5年を迎える。事務局長は、政策実現活動の一環として、地協の集会に推薦議員の出席を促したり、定期的に懇談会を開催したりと、推薦議員と日常的に連携している。また、地域の問題解決のためのチラシ等を作成し、全戸に声を掛ながら配布したり、集会を行ったりして地域住民を動かす地協活動を展開している。さらには、無料法律相談、多重債務相談、労働に関する相談やパソコン教室等の退職者向けの研修や、組織拡大・労働争議解決支援等多岐にわたる活動をこなしている。長い間、地協に関係する活動に携わってきた成果といえよう。

連合奈良の北和地協の杉本事務局長も構成組織(情報労連)からの派遣者である。1992年から単組の専従役員をやりながら連合奈良の副事務局長を務めたが、2006年12月からは専従者として現職についている。杉本事務局長は、2007年12月、地協の事務室に設置されたライフサポートセンターの所長を兼任し、他の相談員と一緒に、月平均50件程度の相談を受け付けて、問題解決に努めている。その傍ら、就任後、1年かけて50数か所の構成組織を全部回って情報交換を行うとともに、月2回の機関紙も発行し、地協構成組織の交流を深めている。単組の専従役員・連合奈良の副事務局長、そして北和地協の事務局長を合わせると、約17年間の組合経験が現在の活動につながっているとみられる。

大分地協の狭間事務局長もまた、構成組織(自治労)からの派遣者である。以前、5年間、単組の専従をやって職場に戻っていたが、地協の専従者への就任要請に応じ現職についている。2年目の狭間事務局長は、2009年12月頃に単組の職場に復帰することが決まっている。それは、公務員の組合専従は7年という制約があるからである。狭間事務局長は、車いすマラソン大会前のゴミ拾い等のボランティア活動、野球やミニバレー等のレク活動、ライフサポートセンターの相談や紛争解決にも力を尽くしてきた。こうした活動経験から、地協の事務局長の在任期間は、最低4年は必要であると語った。

以上、地協専従者の担い手とその役割について、3つのタイプに分けて整理してみた。今後の地協の可能性を探る上で有効であると思われることを摘記することにする。その前に、地協のあり様を簡単に述べておく。地協は、一言でいえば、労働組合の中では相対的に「無3K・Almighty組織」である。すなわち、3つのKがない組織である。構成組織に対する権限がない、構成組織が地協に対する関心がない、活動に必要な十分な金がないのである。にもかかわらず、やらなければならない活動領域はとても広く、オールマイティ(Almighty)組織にならなければならない(具体的な内容は総論を参照)。「無3K・Almighty組織」を詳述すると、まず、第1に、構成組織に対する権限がないことであるが、地協は、構成組織に対して指揮・命令等を行う権限が全くといってよいほどないのである。地協は、「連合の組織の中で、末端であり、直接、産別地方組織に対し、活動のために人を出してほしいという要請ができない」とも言われている。第2に、構成組織は地協に対して関心がない。構成組織(特に大単組)は、「1に自分の単組、2に産別、3に地方連合、4に地協」であるのが実態であり、相対的に言って地協への関心度はもっとも低い。ある地方連合会の事務局長によれば、ある産別の人

は、「地方連合会の意義は認めるが、地協がなぜ必要なのかわからない」との発言をするほど、地協の 存在意義が認められていない。第3に、活動に必要な十分な金がないことである。地協の活動資金は、 地方連合会の交付金に頼っており、地方連合会は連合に依存し2、連合は産別組織に、産別組織は単組 に依存している。地協は、お金の出所から最も遠い存在であり、自らお金を集めることもできない。 そして第4に、カバーする活動領域はとても広い。それについては前述のとおりであるが、主要なも のを挙げれば、構成組織間の交流、管轄地域行政への政策制度要求、政治・選挙へのかかわり、一般 市民とのかかわり、組織化活動、労働相談、NPOとのかかわり等と、数え切れない。

このように、地協は「無3K・Almighty組織」である。こうした状況の中で、地協の専従者が事 実上地協の活動を背負い、「地域に根ざした顔の見える連合運動」を展開していくことは極めて困難で ある。それを乗り越えるためには、高い能力が求められる。今回の調査を見る限り、専従者の高い能 力は長い組合運動の経験、その中でも地協との強いかかわりによって身につくものと思われる。もち ろん、特定の人物が地協の専従者を長く務めれば惰性やマンネリズムに陥る恐れもある。それをなく すために、常に自分の活動を組合員等から検証・批判される対象にして新陳代謝と自己革新を遂げて いかなければならない(典型的には中越地協)。地協の専従者は、最低でも4年以上、理想的には10 年以上の期間、務まるようにすれば、地協の可能性がもっと広がるとみられる。

例外的に、連合栃木はOBを積極的に活用して短期間に本格的な地協活動を展開している。その際、 OBの地協専従期間はおおむね4年とみられる。比較的に地協専従者の在任期間が短いにも関わらず、 本格的な地協活動ができるのは、連合栃木、地協専従者、地協の非専従役員の3者が2000年から全国 に先駆けて地協強化という明確な目標を掲げ目標実現のために地協活動のマニュアルの作成をしたり、 地協の非専従役員がしっかりしていたりしたからである。それだけではなく、下都賀地協の後藤さん は、地協の専従者に赴任する前に、8年間連合栃木の組織担当として副事務局長を務め、下都賀地域 の組織を担当し地協改革への情熱を燃やしていたからでもある。

もう一つ、地協強化の実現のためには、地協専従者の高い能力に加えて地協活動に対する高い志が 伴うことが理想的である。中越地協の万能型地協の実現は、金子事務局長の「日本一の地協を目指す 志」が実った結果といっても過言ではない。連合新潟の江花会長は、十数年間副事務局長、事務局長 を務めながら、「自立した持続可能な地域社会をつくる」という高い志を抱き、それを実現する思いで、 地協改革をすすめ、金子事務局長を応援してきた。また、下都賀地域の後藤事務局次長は、連合栃木 板橋事務局長の地協改革への情熱・信念と長い間の努力を共有し、豊富な経験と誠実な人間性と高い 意欲を発揮したのである。高い志は、何よりもそれぞれ「巻き込み手腕」と資料の単組への直接配布・ 情報交換等といった行動によって現実化されたのである。

また、土日返上や平日も夜遅くまで組合活動を行う地協事務局長の献身的な姿は多くの地協で共通 に見られる。

以上のように、地協強化を実現するためには、地協専従者の長期勤務体制の確立、地協活動に対す

-30-

² 地方連合会は、独自に構成組織から会費を集めている。組合員一人当たり組合費の月額は 75 円~150 円の範囲と定 められている。

る高い志のある人材の発掘と育成が何よりも必要であると考えられる。

(3) 地協の活動:「構成組織に顔の見える活動」と「地域に顔の見える活動」

地協の活動領域は、既述した通り、とても広いが、大きく分けて構成組織に対して行う活動(「構成組織に顔の見える活動」)と地域の労働者・住民や行政等に対して行う活動(「地域に顔の見える活動」)に集約することができる。

構成組織に顔の見える活動を行うためには、まず、地協が「構成組織に顔を見せる活動」をしなければならない。ほとんどの地協の専従者は、その活動の1つとして全ての構成組織(単組)を直接訪問し資料等を手渡して情報交換を行いながら、連合(地協)を紹介する。しかし、これは容易なことではない。「連合ってなんですか?」(連合栃木)と単組の役員に聞かれることもあれば、「仕事で手いっぱいで単組の執行部に会えないことも少なくない」(大館地協)からである。顔を見せる活動は困難であるが、地協の専従者が根気よく顔の見せる運動を展開した結果、「ほとんどの組織に話ができるようになり」(大分地協)、「幹事会や総会への出席率が上がる」(下都賀地協)という成果が現れた。

構成組織の目を地協に向けさせてから、地協は、多岐にわたる「構成組織に顔の見える活動」を用意した。「幹事会の前半に県・市・町議会議員による議会報告」(下都賀地協)、「機関紙の発行・発行回数増」(ほぼすべての地協)、また、メーデー、様々なレクやイベントの開催等列挙しきれないほどの活動を行っている。

「地域に顔の見える活動」は、クリーンキャンペーン等のボランティア活動、NPO活動を通じた住民や企業との連携、生活、法律、労働等の相談受付と問題解決への取り組み、行政や政治への働き掛け、地域住民を動かす集会の開催等、際限がないほどである。

「地域に顔の見える活動」は、その成果がすぐに現われない側面もある。しかし、やり続ければ、地協の成長に必ず結びつく。長年、「地域に顔の見える活動」を積極的に展開してきた中越地協の金子事務局は、その活動の意義について次のようにコメントしている。「ネットワーク型運動(=「地域に顔の見える活動」)をやると、連合の力がそがれるのではなく、連合自身が逆に人に見られるから、しっかりしなければならなくなるんです。人に批判や悪口も言われるんです。それはちゃんと聞くべきものは聞いて、そのことによって連合はしっかりする。」また、浜松地協の全ての幹事(非専従)は、必ず労働相談に対応するが、そこから、未組織労働者の現状を知り、また、組合員からの相談から単組の問題点も知り、その上、労働法に対する体系的で網羅的な知識を身につけることで単組における労使関係に役立つことが多いと指摘している。

以上のように、地協が「構成組織に顔の見える活動」と「地域に顔の見える活動」を並行していけば、両活動のシナジー効果が単組にも波及し、既存の労働運動の活性化を促進する可能性は高い。

(4) 地協の可能性を現実のものとするために

連合は、前記のとおり、2009年定期大会で今後全国に300モデル地協(現在は新地協という。)をつくって地協運動を強めていくために、2011年と12年にかけて現在組合員一人当たりの会費85円を5円

ずつ、計10円引き上げることを決めた。それにより、地協の可能性はもっと広がるとみられる。その可能性を具現化していくために、今回の10地協の運動の経験から重要であるとみられることを記せば次のとおりである。

①地方連合会の地協強化への明確な方針とその実現活動

地協強化は、何よりも地方連合会の明確な方針が極めて重要である。連合の地協改革過程を概観した通り、地協強化は、企業別組合運動の限界を克服するための連合運動の1つの基軸である。連合栃木は、地方連合会の強い地協強化方針とその実現のために財源、人材、組織運営等のすべての資源を地協に集中して大きな成果をあげたことをみると、地方連合会の強い方針・リーダーシップが地協強化にどれほど重要であるかを物語っている。

さらには、地方連合会が地域社会の変革者としてビジョンを掲げることが必要である。連合新潟は、「自立した持続可能な地域会社をつくる」というビジョンを掲げており、連合静岡は、2007年の統一地方選挙に向けて、民主党県連らと10年後のあるべき姿として安全・安心、ゴミゼロ等の静岡県を目指す「10の約束」を掲げたローカルマニフェストを策定した。「地域に顔の見える活動」から「ビジョン実現の地協運動」を目指して、まず、地方連合会・地協が将来ビジョンを策定していけば、地協が労働運動の一役を担う日はそれほど遠くないとみられる。

②地協専従者の担い手:その発掘と能力発揮

地協専従者の担い手を、現役プロパー、OBプロパー、そして構成組織派遣者に大別したが、それぞれに長所・短所がある。しかし、「無3K・Almighty組織」である地協を引っ張っていくためには、専従者の長い在任期間が必要である。その前提の上で、地協の専従者を発掘していかなければならないし、既存の組合から見つからなければ社会から見つけてプロパーとして採用することも考慮すべきである。

地協の専従者を中小労組の組合員・リーダーから抜擢することも考えるべきである。地協運動の軸の1つは、中小・未組織労働者の支援と組織化である。中小労組出身者が彼らの痛みやニーズをよく知る。地協運動への志と人間性等の適正をもっている中小労組出身者を発掘・抜擢することも1つの選択肢である(周南ブロックの例)。

地協専従者の能力発揮を促すためには、地方連合会・地協の方針や考え方に反しない限り、専従者が自由に動くために裁量権を与えるべきである(中越地協の例)。地協の専従者は、企業別組合と違い、Almighty機能を果たさなければならず、そのためには機敏で柔軟な対応を行うことが多い。それに相応しい裁量権が必要である。

いくら優秀な地協専従者であっても、地協のAlmighty機能を1人でプレーヤーとして担うことはできない。地協の構成員やOB、また、地域住民を巻き込んでそれぞれの力量に合わせて活かしていくことが何よりも重要である。地協の専従者は、人を使い、活かすことも重要な能力発揮である。

地協の専従者は、自分の活動・能力発揮を可視化し、組合員等からの検証・批判の対象にして自己

革新を遂げることが重要である。そのための手段として機関紙は考慮すべき選択肢である。

③地協役員の選出と地協活動への参加向上策

地協の専従者は、地協の「無3K」の中で、Almighty機能を担っていくことは困難である。地協の非専従役員から助けてもらわなければならない。一般的に地協の役員は、大手企業の組合委員長であることが多い。同委員長は、通常、忙しいので、地協の活動に参加できないことも予想される。地協活動は、それに関心や実際の参加可能性の高い人に担われなければうまくいかない。地協の役員は、必ず大手企業の組合委員長という「肩書主義」よりも、実際参加できる「実動主義」に基づいて選出することも地協の可能性を現実化に結びつく主要なヒントといえる。

また、地協活動への参加を高めるためには、関心の高い活動メニューを多く用意すべきである。幹事会等の前半は、県・市・町の推薦議員による議会報告を設定することも参考になる。それぞれの地協が地協役員の参加率を高めるために工夫に工夫を重ねていくことが肝要である。

④地協活動による単組の会社対応能力向上と組合運動の活性化

地協の「地域に顔の見える活動」を行っていけば、単組では見えなかった社会や未組織労働者等の 姿が見えてくる。そこから、単組の活動課題が浮かび上がることもありうる。また、「地域に顔の見え る活動」の過程で、労働法に対する体系的で網羅的な知識を習得し、単組内の労使関係を向上させる ことができる。地協活動により組合運動が活性化していけば、全体の労働運動の可能性が(まだまだ) 広がるものと考えられる。

繰り返し言うが、地協は、基本的に「無3K・Almighty組織」である。しかし、実際、「無3K・Almighty組織」のあり様は、地協ごとに異なる。そのためにどの地協でも適用できるマニュアルをつくることには限界がある。それぞれの地協が、置かれた状況・事情を踏まえて、ベストのAlmighty組織を目指すしかないが、その際、今回、調査した10地協の取り組みは大いに参考になるとみられる。

次に続く10地協の事例編には、地方連合会と地協が無3K組織という地協の厳しい立場の中で、Almighty活動を展開しようとする地協運動の苦闘が描かれている。その苦闘から日本労働運動の新たな一ページを開く地協運動の力強い可能性を垣間見てほしい。

ヒアリングレポート

第1章 〇Bが支える効率的な地協運営

連合栃木・下都賀地域協議会の事例

はじめに1

現在の下都賀地域協議会(以下、下都賀地協)は、後述する地協再編に伴い、2005年11月19日に旧下都賀東地協と旧下都賀西地協とが合併してできたものである。東西の旧地協に専従者はいなかったが、合併と同時に、連合栃木は新地協の専従事務局次長²として後藤泰孝氏を配置した。後藤氏は、地協専従となる以前は、連合栃木の副事務局長(専従)として、連合栃木内の地協改革にかかわっていた人物である³。また、下都賀地協着任時にはすでに連合栃木の定年を迎えており、OBという立場で下都賀地協に着任している。

後藤氏が専従となって以来、下都賀地協の活動が充実したのだが、見落としてはならないのは、連合栃木の板橋賢二事務局長の地協改革への情熱と長い間の努力である⁴。そのポイントは、1つ目は、連合本部が「モデル地協」への移行を推進するずっと以前から、板橋氏は地協改革の構想を練っており、「モデル地協」への移行にスムーズに着手できたことである。2つ目は、連合栃木の活動を徹底的に見直して地協強化の財源を捻出し、県内の地協に次々とOBの専従者を配置したことである。なお、下都賀地協は、栃木県内の6地協のなかで最も早く専従者が配置されており、連合栃木内での地協強化のモデルと位置づけられた。3つ目は、専従者を配置するだけでなく、地協が機能するような仕組みを板橋氏自身が考え続けたことである。

一方で、下都賀地協の非専従役員の情熱も伝わってくる。下都賀地協の2009年現在の議長(非専従)は、日立アプライアンス労組栃木支部委員長の田村至男氏である。田村氏は、合併前の下都賀西地協の議長でもあったが、旧地協時代も、専従者がいないながらも、政策・制度要求や各種イベントを続けていた。

このような連合栃木と地協の非専従役員の間に入り、地協の裏方として活躍したのが後藤氏である。 後藤氏は、短期間で下都賀地協の活動を充実させたキーマンである。後藤氏は、地方連合や地方産別、 単組で要職を歴任し、労働運動家としての豊富な経験を持ちながら、地協でもう一度細かい仕事を積 み上げてきた。そして現在では、県内の地協が下都賀地協を手本にし、また独自のアイディアで「地 域に顔の見える労働運動」を展開しつつある。

さらに言うと、下都賀地協の事例は、地方連合、地協専従者、地協の非専従役員の3者が地協強化という目標に向かって、うまくかみ合っている好事例である。それぞれがうまく調和しながら地協運動の足場を固め、組合員以外(住民や未組織労働者、議会、自治体等)にも顔の見える活動を展開している。下都賀地協の事例とは反対に、3者のいずれかだけが地協強化に積極的であっても、それは結局うまくいかないだろう。要するに、専従者を配置しただけでは地協活動が劇的に変化することは期待できないのであり、地方連合がバックアップし、地協の非専従役員のモチベーションを引き出す

ことが、地協運動を強化する近道なのである。

以下では下都賀地協の活動について、連合栃木との関係を踏まえながら、具体的に紹介する。

1. 下都賀地協プロフィール

下都賀地協の管轄は栃木県南部 3 市 6 町 (小山市、栃木市、下野市、大平町、壬生町、野木町、岩舟町、藤岡町、都賀町)の地域である。2009年4月現在の構成組織は、23産別・139組織(単組・支部・分会)で、総組合員数は19,275名である(図表 1 - 1)。組合員数が最も多い産別は電機連合(7組織、3,628名)、2番目は自動車総連(14組織3,336名)、3番目は自治労(11組織3,060名)である。この3産別が下都賀地協の「御三家」と呼ばれている。なお、下都賀地協内には1,000名を超える単組が4つあるが、いずれも「御三家」に属している5。「御三家」以下は、UIゼンセン同盟(47組織、2,345名)、JAM(11組織、2,149名)が続いている。

図表1-1 下都賀地協の構成組織(2009年4月1日現在)

産別名	単組·	支部	·分会数	組合員数
電機連合			7	3, 628
自動車総連			14	3, 336
自治労			11	3,060
UⅠゼンセン同盟			47	2, 345
J AM			11	2, 149
	(組合	·員数1	,000名未	등満省略)_
下都賀地協計				
(23産別)			139	19, 275

資料:下都賀地協提供資料より作成。

下都賀地協の役員は議長(1名)、議長代行(2名)、副議長(6名)、事務局長(1名)、事務局次長(6名)、幹事(22名)であり、合計38名である(**図表1-2**)。なお、県内の同程度の組合員を擁する地協と比較して役員数は多い。下都賀地協の専従者は、前述の後藤氏(事務局次長:フルタイム)と職員(書記:週4日×6時間勤務)の2名である。

図表1-2 下都賀地協の役員体制(2009年6月17日現在)

役職	人数	所属産別
議長	1名	電機連合
議長代行	2名	電機連合、全電線
副議長	6名	自動車総連、自治労(2名)、JAM、情報労連、私鉄総連
事務局長	1名	電機連合
事務局次長	6名	自動車総連、JAM、化学総連、電力総連、JR総連、連合栃木※
幹事	22名	電機連合(2名)、自動車総連(2名)、自治労(2名)、JAM(2名)、 UIゼンセン同盟(2名)、電力総連、全電線、JP労組、情報労連、 フード連合、全国一般(2名)、運輸労連、紙パ連合、基幹労連、 政労連、全労金
合計	38名	

※は専従(後藤氏)

資料:下都賀地協提供資料より作成。

下都賀地協の機関会議としては、年1回の定期総会(または年次総会)が開催されている⁶。また、執行機関として月1回の「幹事会」⁷が開催されているほか、「三役会」⁸(実際には議長、議長代行、副議長、事務局長、事務局次長の「五役」が出席)では幹事会議案の事前検討などを行っている。

下都賀地協では組織局、政策局、労働局といった3つの専門局をおいている。各局の役割分担と担当役員は図表1-3のとおりである。

図表1-3 専門局の役割分担(2008年9月30日現在)

専門局	担当	担当役員
	総会・幹事会の開催、組織強化対策に関する活動、組織拡大 対策に関する活動、国民運動(メーデー等)・文化・レク行 事の企画・開催	(局長) 議長代行 (副局長) 副議長2名 (委員) 事務局次長2名、幹事7名
	市町村への政策・制度要求と提言活動、セミナーの開催、諸 要請行動、街頭宣伝活動(チラシ配布)、広報活動等、政治 活動全般に関する活動	(局長) 議長 (副局長) 副議長3名 (委員) 幹事7名
労働局	春闘関係(中小共闘センターなど)全般の取り組み、労働諸 条件を中心とした各種調査活動、労働・法律相談、女性活動 全般に関する事項	(局長)副議長 (副局長)副議長 (委員)事務局次長2名、幹事6名

(注)担当役員は全て非専従。専門組織統括の責任者は事務局長、担当役員は事務局次長(後藤氏)。

資料:『下都賀地協第2回年次総会議案書』より作成。

2. 「モデル地協化」前史-連合栃木と旧地協

地方連合と地協の関係について、連合栃木では次のように整理している。連合栃木は県内全体の労働運動の企画者・実践者であり、対外的には県議会選挙や県への政策制度要求を担当する。これに対して、地協は地域において連合栃木が企画した労働運動の実現をはかり、市町議会選や市町への政策制度要求を担当する。この原則は、栃木以外の県連合・地協と何ら違いはない。しかし、連合栃木・下都賀地協の事例は、その役割分担が見えやすいことが1つの特徴である。

以下では、このような役割分担を踏まえながら、下都賀地協設立をめぐる動きについて説明する。 まず、連合栃木が下都賀・宇河地協を「モデル地協」として立ち上げるための下準備について紹介し、 後半では専従役員(後藤氏)配置前の旧下都賀西地協の状況について紹介しよう。なお、次節以降は、 「モデル地協」設置後の展開を述べる。

(1) 連合栃木の地協強化への下準備

連合栃木の事務局長だった板橋氏は、10年間にわたる地協強化の取り組みを振り返って以下のように語っている。

板橋 連合栃木は、いち早く地協強化を言ってきた歴史があるものだから、私の意地で、どんなことをやってでも、 すべての地協を「モデル化」(筆者注:専従者配置)しようという、強い信念のもとにやってきたことは事実で す。

この発言に要約されるように、連合栃木は、①全国に先がけて地協強化を推進しており、②事務局

長の強い信念のもと、③全地協への専従者配置というビジョンをもって地協改革にあたったのである。 ところで、10年間にわたる地協強化の取り組みのなかでも前半部分は、実際にOBを地協に専従配置する以前の、いわば準備段階であった。(関連年表は**図表 1 - 4**を参照)

図表 1 - 4 連合栃木・下都賀地協関連年表

時期	連合栃木	下都賀地協
2000年春	地方連合のあり方を検討	
2000年9月	「連合栃木フレッシュアップ委員会」設置	
	・地域社会に顔の見える運動課題等を議論	
2001年6月	『連合栃木 21世紀の運動ビジョン』を提起	
	・地協活動の充実・強化を打ち出す	
2005年8月	『地協運動再編・強化マニュアル(案)』作成	
	・地協強化案、地域ユニオンのフォーマット	
2005年11月	12地協→6地協体制へ再編開始	下都賀東、西地協が合併
	下都賀、宇河をモデル地協として専従配置	・後藤氏が専従事務局次長として着任
2005年12月		機関紙第1号発行
2006年1月		下都賀ユニオン設置
2006年2月		下都賀地協議員懇談会設置
2007年	6地協に専従配置を決定	
2007年6月		「働く人の生活相談センター下都賀」設置
2008年8月		3市6町すべてに政策制度要求提出開始
2009年2月	6地協専従体制が完成	
2009年3月	地協活動の役割分担表(地協運用規定(追	
	記))明示	

連合栃木が地協強化への取り組みをはじめる契機となったのは、2000年春に地方連合のあり方を議論し始めたことである。このときの議論を受けて、同年9月に「連合栃木フレッシュアップ委員会」。を設置して、地方連合のあり方について検討した。このフレッシュアップ委員会の小委員会で「地域社会に顔の見える運動課題」をテーマに、地協組織の強化と拡充、地協活動の平準化に向けた課題、地域と自主福祉事業団体(地域労福協)との一体的活動、市民と共に進める連合運動のあり方、などを議論した。この小委員会が設置されたのは、地方連合の仕事は「80%の未組織労働者に労働運動の影響力・求心力を増すこと」(板橋氏談)であり、顔の見える運動として、地域に事務所があり、専従がいて、いつも開いている状態を作らなくてはならないという思いからだった。

2001年 6 月には、フレッシュアップ委員会の最終答申として、『連合栃木 21世紀の運動ビジョン』を提起し、その中で地協活動の充実強化を打ち出した 10 。具体的には、地協の運動テーマを 22 項目 11 に整理し、統一マニュアル 12 によって地協活動の平準化をはかるとともに地協組織を整備 13 するという案を打ち出している。

その後、2003年9月に連合本部から『連合評価委員会最終報告』が発表された。この報告の実現に向けて、連合本部でも2004年ごろから地協強化の議論が活発化し、現在に至るまで地協再編とモデル 地協の設置が進められている。この報告について、板橋氏の発言を引用しよう。

- 中村 正直なところ、単組や産別に聞いても、連合評価委員会の評判は高くないです。
- 板橋 そうでしょうね。いまなお連合運動の中でメジャーになりきっていない部分があります。
- 中村 でも、地方連合会には影響力があったのですか。

板橋 ものすごくありました。地方の連合運動を真摯にやろうとしている人にとって中坊委員会報告(連合評価委員会最終報告:筆者注)は今もバイブルです。これが原点です。企業内で運動をやっている単組の役員からすれば、未組織の8割の人は関係ない。自分でも不思議に思うけれど、単組にいるときは単組の人のために一生懸命やってきた。産別に行くとそれがやや薄まって、もっと広い社会運動をしようという気持ちになってくる。ただ、それはあくまでも産業内の運動だからエリアが狭い。そして連合に来ると、「ちょっと待て、単組が連合勝ち組クラブと言われているのをあんたどう思うのか」ということを言う立場に変わる。私がいつも言っているのは、連合に専従で派遣されている人間が声高に非正規も含めた運動を発信しないと誰も言う人はいないと。だから私は、連合はこのままでいいのかと真剣に考えた。(後略)

このように、『連合評価委員会最終報告』に対しては、単組や産別の評価と違い、地方で連合運動を支えている地方連合の役員の評価は今でもかなり高い。

以上の流れを踏まえて、連合栃木は2005年8月に『地協運動再編・強化マニュアル(案)』(内容は後述)を作成し、同年11月には県内12地協の再編を段階的に開始し、最終的には6地協に再編した。また、地協再編と同時に宇河、下都賀の2地協を「モデル地協」として専従者を配置した。そして、下都賀地協に対しては、県内の他地協のモデルとするべく、体制の整備に最も力が注がれた。このような早くからの取り組みによって、下都賀地協の「モデル地協」移行後に活動を急速に充実させるための土台ができていた。

(2) 旧下都賀西地協の活動

下都賀地協の活動は、非専従役員の高いモチベーションに支えられている側面もある。以下に、現 下都賀地協議長で、合併直前の旧下都賀西地協でも議長を務めていた田村氏の発言を引用しよう。

田村 せっかくやるんだから、下都賀地協っていうのは立派な組織だと言われたいわけです。ボランティアでやってるわけですから。非専従でね。やっぱり地域に顔の見える活動と、しっかりとした成果っていうのが必要になってくるんだろうなっていうふうに思うんです。

中村 そのお心もちは、(下都賀東西の地協が合併する)前もそうでしたか。

田村 ずっと変わらないですね。

(注)括弧内は筆者が補足。

このように田村氏は、地協合併以前(後藤氏着任以前)から一貫して、地域に顔の見える活動を展開したいという思いを抱いてきたのである。

それでは、合併前の地協はどのような活動をしていたのか。田村氏によると、旧下都賀西地協では、 専従者はいないながらも自治体への政策制度要求の取り組みと各種イベントはそれなりに充実してお り、その活動のいくつかは現在の下都賀地協に引き継がれている¹⁴。

1つ目の政策制度要求については、旧下都賀西地協では、組織内議員がいた栃木市と大平町に対して行っていた。これは歴代の役員(田村氏も含む)が政策制度要求のひな形を更新し続けた結果、現在の形ができあがっている。その特徴は3つあり、①連合本部や連合栃木の方針を参考にしながらもわかりやすい表現に改めている、②地域独自の要求を盛り込んでいる、③すでに要求が通っている自治体についてはその後の展開をたずねる形にし、全自治体に共通の内容で提出できるものにしている、というものである。

2つ目の各種イベントについては、ブドウ狩り、バスハイク、ボウリング大会、ゴルフ大会、野球大会といった組合員やその家族の交流イベントが充実していた。田村氏によると、これらのイベント活動を支えていたのは、非専従の事務局長であった¹⁵。非専従役員という立場では、単組や産別の活動を優先せざるを得ない中でも、これだけのイベントを展開できたのは事務局長の情熱と努力が大きかった。

このように、旧下都賀西地協では専従不在でもかなりの運動を展開していたのだから、他の地協でも「単組や産別の活動が忙しくて地協が休眠状態になっても仕方ない」という言い訳は成り立たないだろう。

3. OBが支える効率的な地協運営

前節で見たように、下都賀地協にはもともと地協活動への意識が高い非専従の役員がおり、連合栃木も地協強化への情熱とアイディアを持っていた。そこに専従者(後藤氏)が配置されることで、短期間で活動がいっそう充実した。この節では、専従者配置のための連合栃木の努力、連合栃木による地協を機能させる仕組みづくり、専従者配置後の地協運営について紹介する。

(1) 連合栃木による活動の効率化ー切り詰めて地協に回す連合栃木の運動のスリム化

まず、連合栃木が地協交付金を捻出するために行ってきた努力について見よう。まず挙げられるのは、人件費の削減である。連合栃木自体が副事務局長枠を1名減らし、退職した職員の補充をおこなわず、定年後に継続雇用となった職員については隔日勤務とすることで人件費を削っている。2つ目に、機関会議を削減したうえ、できるだけ同じ日に複数の会議を重ねることによって役員の交通費を削減している。3つ目に活動費自体を見直したほか、出張日当を廃止し、交通費も実費支給へと変更した。さらに地協の事務所費には上限を定め、実費支給とした。このような支出の削減により、連合栃木の運動は「筋肉質」16なものになった。

その努力の結果、従来よりも地協活動へ資金を回すことができるようになった。地協強化の裏側には、連合栃木の身を削る努力があったのである。連合栃木の予算に占める地協交付金(人件費含む)の割合を見ると、2005年度には2割弱であったのが2008年以降は25%強にまで増大している(図表1-5)。また、地協交付金の総額(人件費含む)は2005年度の3,700万円から2008年には5,340万円となり、この間に44.3%増加している。

図表 1-5 連合栃木の予算規模と地協交付金の割合(2005~2009年度)

	連合栃木予算	うち地協交付金	地協交付金割合	備考
2005年度	188, 007, 141	37, 000, 000	19. 7%	
2006年度	191, 834, 285	48, 090, 000	25.1%	
2007年度	188, 585, 864	42, 300, 000	22.4%	※地協剰余金処分(2006年度決算分)
2008年度	205, 434, 216	53, 400, 000	26.0%	
2009年度	211, 785, 786	53, 400, 000	25. 2%	

(注) 連合栃木の地協交付金には、人件費が含まれている。

資料:連合栃木提供資料より作成。

地協交付金の定額化と地協財政の透明化

連合栃木では2005年に地協再編を行ったが、その際に地協への予算配分を見直している。まず、地協交付金の配分方法については、従来人数比で行っていたものを定額制に改めている。この見直しは地協活動の平準化をはかったものである。また板橋氏によると、従来の人数比方式では、地協の規模が大きければ活動をしていなくても予算が多く配分され、がんばっていても小さい地協には予算があまり配分されない可能性があったという 17 。なおこの際、 12 地協体制から 6 地協体制へ移行したことにより、 14 地協あたりの交付金額が倍増したことも重要な変化である。

定額制に移行するにあたって、交付金の基準額は、活発に活動をしている県内の中規模地協を選び、 それをベンチマークとして設定された。定額化については、地協サイドの反発も予想されたが、板橋 氏が自ら全地協に出向いてその根拠を説明した結果、表立った反対は出なかった。

また地協再編に伴い、(連合栃木と各地協の間で)連結決算へ移行し、連合栃木が地協財政をチェックしやすいようにした¹⁸。加えて、連合栃木は2006年度の決算時に、各地協でたまってしまっていた剰余金の吸い上げを実行した。

県内全地協への専従者配置

地協への予算配分を増やしたことにより、連合栃木は県内全6地協に専従者を配置(モデル地協化)する方針を2007年に決定し、2009年2月には全地協に専従者配置を完了した。配置された地協専従者の状況については図表1-6に示したとおりであるが、6地協中5地協の専従者がOBである。なお、全6地協とも(単組などに間借りをしていないという意味で)独立の事務所を構えており、専従のパート書記(職員)も配置されている。

図表 1 - 6 連合栃木 6 地協の専従者配置体制(2009年 6 月現在)

地協名	出身組織	現役/OBの別	地協での役職	備考
宇河地協	U I ゼンセン同盟	現役(産別派遣)	事務局長	
那須地協	JP労組	ОВ	事務局次長	
なんたい地協	電機連合	ОВ	事務局次長	現在欠員
わたらせ地協	情報労連、連合栃木	ОВ	事務局次長	
下都賀地協	JAM(全金同盟)、連合栃木	ОВ	事務局次長	後藤氏※
芳賀地協	JAM、連合栃木	ОВ	事務局次長	

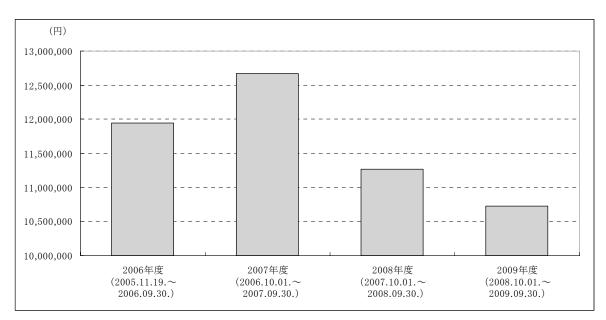
(注1)後藤氏はコマツフォークリフト労組役員・栃木金属(全金同盟の地方組織)役員を歴任後、 連合栃木の専従となった。

(注2)なんたい地協の専従役員の情報は、欠員となる直前の状況。

資料:板橋氏へのインタビューより筆者作成。

下都賀地協での節約

連合栃木の節約の努力に続いて、下都賀地協における節約の実情を見よう。まず、下都賀地協の予算の推移と内訳は、それぞれ**図表 1-7、図表 1-8** のとおりである。予算規模は2007年度以降減少傾向にあり、直近の2009年度では約1,070万円である。なお、支出項目のうち、事務所費については、現在の事務所は旧総評の小山地区労の会館を無償で譲渡されたものであるので、家賃は含まれていない¹⁹。

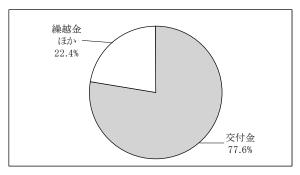


図表 1-7 下都賀地協予算額の推移(2006~2009年度)

(注)連合栃木と下都賀地協では、年度の数え方が異なる。(例:連合栃木の2008年度は、下都賀地協の2009年度に一致。)

資料:下都賀地協提供資料より作成。

図表 1 - 8 下都賀地協予算の内訳 (2009年度) [収入の部] [支出の部]



繰越金 (まか) 12.3% 12.3% 人件費 43.5% 14.9% 会議費 8.9% 総務費 17.4%

資料:下都賀地協提供資料より作成。

後藤氏によれば、「基本的に地協交付金でなんとかやりくりしている状態であり、これ以上大きな切り詰めは難しい」とのことであった。もともと地協交付金は、地協が活動をきちんとやっていれば、ぎりぎりまかなえる水準に設定されているので当然である。それでも日常の工夫として、昼休みには消灯し、封筒は専用のものを作らず安価な無地封筒に手押しハンコにしているほか、慶弔費や選挙の陣中見舞いは完全に割愛する、メーデーの反省会などの集まりは会費制にする、といった切り詰めを実行している。

また、財政状況透明化のための手続きとしては、まず、定期総会・年次総会の議案書に財政状況を 掲載し、全単組に配付している。それから、1万円以上の支出は原則として幹事会の了承を得ている ほか、各種イベントは終了時に幹事会での収支報告を義務付けている。

後藤氏は「苦労して集めた組合費を、地協は交付金としてもらっているのであって、財政については無駄遣いしていない」が、だからといって実際の地協活動に必要な費用まで削減してしまうと本末転倒になると語っている。たとえば、会議資料や機関紙などの広報物の配布にかかる費用は必要であるという。後述するように、資料のこまめな配布は目的意識をもってやっていることであり、地協の構成組織に地協活動が見えるようにするという意図がある。ただし、もちろんページ数やデザインは予算内でできる範囲におさえており、必要以上に費用をかけてはいない。

(2) 地協が機能する仕組みをつくる-連合栃木による基礎工事

地協強化のために地方連合が求められていることには、財政的な努力だけでなく、地協が機能する ための仕組み・枠組みづくりがある。以下では、連合栃木が行ってきた、「地協活動が寝ていないよう にする」(板橋氏談) ための諸改革について説明しよう。

地協活動強化マニュアル

下都賀・宇河地協のモデル地協移行に先立ち、連合栃木は、『地協活動強化マニュアル』を整備し、2005年8月22日に発行した²⁰。ここには、モデル地協に移行するために、旧来の12地協の合併・再編を行い6地協体制にすること、下都賀地協と(新)宇河地協をモデル地協とすることが示された。また、地協の基本的な活動を①組織活動、②政策活動、③労働対策、④国民運動、⑤共済活動²¹、⑥政治活動、⑦宣伝・広報活動の7つに整理し、地協が新たに果たすべき機能を示した(図表1-9)。同時に、このマニュアルには地協ユニオンについても、設立の基準・手順や加盟届・規約・結成大会議案書などのフォーマットが盛り込まれた。

図表 1-9 地協の果たす具体的な機能(地協強化策)

- (1) 連合栃木運動との一体的活動
 - ①政策提言機能 ☆
 - ②NPO・ボランティア団体とのネットワーク機能
- (2)連合栃木機能の地域における推進
 - ①共済機能 ☆
 - ②働く人の街づくり機能 ☆
 - ③生活相談機能
 - ④退職者の拠り所機能
- (3)組織化・拡大活動 (構成組織との連携)、パート等労働者対策と組織化
 - ①交渉機能 ☆
 - ②中小労組支援機能 ☆
- (4) 中小・地場労組への支援、地域における労使関係の確立
 - ①中小·地場企業支援機能 ☆
 - ②職業紹介機能

(注)☆印はスタートから強化したい運動、無印は条件整備し、早期に着手したい運動 資料:連合栃木「地域運動再編・強化マニュアル (案)」より作成。

地協規約・運用規定の見直し

地協強化マニュアルの整備と同時に連合栃木が行ったのが、地協規約・運営規定の見直しである。 規約変更では、地協役員を連合栃木役員と同等の位置づけとした。そのうえで、諸条件を連合栃木と そろえ(連合栃木の表彰規定を適用、連合栃木の旅行積み立てに参加させる等)、地協活動に対する動 機付けをはかった。また、地協に専門局を設置すること(組織局、政策局、労働局を基本とする)、地 協の機関会議の開催方法、月1回の定例幹事会の開催、連合栃木と地協の連結決算化も盛り込んだ。

地協運営規定の見直しでは、専門局(組織局、政策局、労働局)設置を盛り込み、副議長以上が各局を担当することとして、活動実態のある地協組織づくりをめざした。また。三役会の位置づけについても運営規定に明記した。

産別ネットワークの構想

地協活動効率化のために連合栃木が考えた仕組みが「産別ネットワーク」である。これは、地協内の産別をまとめる単組を決めて、そこを窓口として連合栃木や地協の情報を流したり、動員をかけたりするシステムであり、たとえば、電機の窓口単組を通せば、地協内の電機の他の単組にも連絡が行くというものである。これによって、専従者が連絡しなくてはいけない単組数が減少する。現在、実際に各地協で産別ネットワークの構築が進みつつある。

地協専従役員会議

連合栃木は月に1度、地協の専従役員を集め、各地協の1ヶ月間の取り組みを報告して情報共有をはかる場として地協専従役員会議を開催している。くわえて、会議が早く終わったときには、連合栃木の「なんでも相談」のアドバイザー²²の話を聞く時間に充てて、労働相談のノウハウを学ぶ機会をし、地協役員のスキルアップをはかっている。

副事務局長が2地協を担当

地協強化にあたっては、連合栃木内部の体制も変更している。連合栃木の副事務局長は3人いるが、 それぞれ2地協ずつ担当し、地協幹事会に出席する体制にした。これには連合栃木の考え方を地協に 伝え、地協活動も同じ目線でやるよう指導する意図がある。

地協役員の役割分担表

2009年3月に、連合栃木は地協役員の役割分担表を作成した 23 。作成目的は、地協活動が専従者任せになりがちだったところを、非専従者も地協活動に積極的に関わるようにし、地協活動を平準化するためである。役割分担表は**図表 1-10**のとおりであるが、それぞれの業務について、「主担当」、「担当」、「補佐」の役割が割り当てられている 24 。

図表 1-10 地協役員の役割分担表

	事務局長	事務局次長	職員
事務局運営(勤怠・事務所日常管理)		0	0
予算・決算管理	\bigcirc	\bigcirc	\triangle
会計処理全般		\circ	\bigcirc
機関会議等の企画・調整	\bigcirc	\circ	\triangle
会議開催の準備(案内・出欠・議事録送付など)		(\bigcirc
諸会議の議事録作成		\bigcirc	\bigcirc
書類の保管・管理		\bigcirc	\bigcirc
事務所の維持保全		\bigcirc	\bigcirc
什器備品管理		\bigcirc	\bigcirc
諸規定の整備管理	\bigcirc	\bigcirc	
自動車管理		\bigcirc	\bigcirc
茶湯接待			0

^{◎…}主担当、○…担当、△…補佐

資料:下都賀地協提供資料より作成。

地協書記研修会

従来、地協書記の育成の場、情報共有の場がほとんどないという問題があった。それゆえ連合栃木は、地協書記に連合栃木の運動に対する理解を深めてもらうこと、連合栃木が各地協の意見を吸い上げることと、書記同士の人間関係の構築を目的として、2008年末に地協書記対象の研修会を実施した。なお、連合栃木は今後もこのような機会を作ることを検討している。

(3) 専従者配置で活動が充実-裏方にまわったOBの活躍

OBの地協専従者を配置した理由

連合栃木が地協専従者にOB人材を配置したもともとの意図は、労働運動の経験・ノウハウを活かし、かつ人件費を削減するというものだった(OB専従者の人件費は現役のほぼ半額)。実際に県内6地協中5地協にOBの専従者を配置することにより、比較的人件費をかけずに全地協への専従者配置を実現している。また、板橋氏は、地協専従者としての仕事ぶりについては、現役とOBで差がある

わけではなく、むしろその人自身の資質次第だと見ている。ただし、連合栃木の運動を理解して地協 活動を行うことが望ましいと考えており、いずれにせよ連合栃木の運動経験者が地協専従者になるの が良いとの考えを持っている。

また、連合栃木はOBの地協専従者はあえて事務局次長のポストに就けて、非専従の事務局長のサポート役、すなわち「地協活動の裏方」と位置づけた²⁵。これは、現役の地協幹事に配慮したもので、たとえば、経験と実績があるOBを事務局長に据えると、現役の地協幹事が意見を出せなくなったり、逆に任せきりになったりするという懸念があったので、事務局次長という「格下げ」のポストとした。現在のOBの地協専従者は、裏方に回ること、および「格下げ」に納得して就任している人たちである。

下都賀地協非専従役員と連合栃木の評価

では、OBの地協専従者に対する非専従役員の評価はどうか。下都賀地協議長の田村氏は、裏方と して地協活動を支えている後藤氏について、以下のように述べている。

田村 私は地域の連合運動(地協活動:筆者注)を長くやっている。後藤さんは連合栃木にすっぽりはまって、そこから地域を見ていたので、正直、意見のぶつかり合いはありますよ。でも後藤さんは立派な方で年下の議長を立ててくれる。私は主張もしますが、後藤さんは人生経験豊かな先輩なので、やっぱりお互い折れながらやるとなかなかいい結論に結びつくんですね。

要するに、連合栃木の立場から地協改革を考えてきたOBの後藤氏と、地協活動を長年実際に引っ張ってきた田村氏では意見の食い違いはあるが、お互いに尊重しながらうまく運営ができているという評価をしている。

また、連合栃木の評価はどうか。連合栃木事務局長の板橋氏によると、地協への専従者配置、地協合併による1地協の規模拡大、活動内容の整備により、地協活動が平準化しているという。そして、「専従を置かないと地協活動を活発にするのは無理」と言い切っている。専従役員が幹事会や選挙活動を取り仕切るので、非専従役員もより活発に運動を行うようになったという。まさに「専従が仕事を作る」のである。このように、連合栃木はOBの専従地協役員登用により人件費を節約して、専従を配置できる地協を増やして活動を活発にすることができたという評価をしている。

4. 構成組織に顔を見せる一地協活動の足場固め

後藤氏が着任して最初の約2年間(2005年11月~2007年)は、下都賀地協の内部組織強化が最大の課題であった。下都賀地協は東西合併直後だったため活動の調整をする必要があったし、専従着任以前にはできていなかった機関紙の発行や幹事会の定期開催を行い、産別ネットワークの構築に努めた。このような足場固めの結果、下都賀地協は「内部は間違いなく、顔の見える運動になってきた」(後藤氏談)。

産別、単組の協力について

連合栃木事務局長の板橋氏は、産別や単組に連合運動を完全に理解してもらうのは無理であり、「顔の見える労働運動」の実践は地方連合が引っ張っていくべきだという考えを持っている。だからこそ、前述したような地協強化策を、自ら相当の労力をかけて打ち出したのだろう。

それでは、地協活動の現場レベルでは、産別と単組の協力についてどのように考えているのか。下都賀地協でも、非専従役員にとって地協活動の優先順位は決して高くない。実際、地協活動の優先順位について、後藤氏は「大単組は1に自分の単組、2に産別、3に地方連合、4に地協」、田村氏も「第1は単組、第2は産別、第3は地協」と述べている。それでも、下都賀地協の事例に見られるように、うまく単組、産別や非専従役員といった構成組織の理解と協力が得られれば、充実した地協活動は可能である。以下では下都賀地協の運営見直しと「構成組織に顔を見せる」取り組みについて紹介しよう。

日常の運営体制の強化

旧下都賀西地協では、非専従の事務局長は普段の運営以外にもイベントの準備や後片付けなどもやらなければならず、負担が大きかった。そのため、定期的な地協幹事会は必ずしも開かれていなかった。旧下都賀西地協でも議長を務めた田村氏は、このような激務である地協事務局長を引き受けてくれる組合がなくなるのではないかと危機感を感じ、専従の事務局担当がいなければ地協が回らなくなると思っていた。

専従事務局次長として後藤氏が着任してから、下都賀地協では月一回の定例幹事会を開催するようになった。なお、定例幹事会は、幹事が集まりやすい時間(18:30~19:30)に開催するという工夫をしている。幹事会の前半は県・市・町議会議員による議会報告とし、残りの時間は議題審議に充てているほか、労福協や労金、全労済の活動・キャンペーンの紹介や取り組み依頼を行っている。

また後藤氏は、旧下都賀西地協では年1回程度の発行だった地協機関紙を、年5~6回の発行に改めた。リニューアルされた機関紙は4ページ2色刷りを基本として、組織人員の10%配布を基準として2,200部印刷している。2005年12月に第1号が発行され、2009年5月15日現在で17号まで至っている。イベントの取り仕切りについても、旧下都賀西地協の事務局長組合から後藤氏が引き継ぐことによって、事務局長の負担は軽減された。なお、このレクリエーション活動は、特に自前で行うことができない中小単組に人気がある。

無理矢理にでも情報を伝える

下都賀地協では、地協役員を出していない中小の単組にも地協活動が見えるようにするため「無理 やりにでも情報を伝える」(後藤氏談)取り組みを行っている²⁶。

まず、議案書、機関紙だけでなく、幹事会資料、三役会議資料を毎回単組に直接配付している。これは後藤氏が自ら車を運転し、139単組中120単組に対して、まる2日間かけて手渡しして回っている。このようにすることで、単組を訪問したときにコミュニケーションをはかり、質問や要望を受け付け

たり、情報交換を行ったりしている 27 。当初は会社側に冷たい対応を取られていたところもあったが、現在では訪問した際に快く対応してくれている。

さらに「多少一方通行」(後藤氏談)ではあるが、幹事会報告書(議事要録)は毎回FAXで全単組に送っている。そのほか、議員懇(後述)のメンバーにも三役会議や幹事会の資料をFAXしている。 こうした地道な情報伝達の成果について、後藤氏は以下のように語っている。

後藤 正直言って、私が来た3年前は、「連合って何ですか?」って聞いてきた人が3人いたかな。3単組ですよ。それも100人とか200人いる単組の委員長さんですからね。あと2つの組合が、どこの上部団体(産別:筆者注)に入っているかわからないと言う。(中略)地域って、連合ってこんなもんしか認知度が無かったのかなって、がっかりしたこともあるけれど、今は(中略)私が行って、連合栃木だって言うと、小さいところでもちゃんとわかってくれていて、「はい分かりました」と言って受け取ってくれて、「ご苦労さまです」と言ってくれますね。

産別ネットワークの実態

後藤氏は、連合栃木の方針に基づいて、下都賀地協で産別ネットワークの構築を行っており、現在 23産別中14産別(1産別1単組含む)で構築済みである。しかし、地協役員が出ていない産別に対し てこのような協力をしてもらうのは難しいという課題もある。

地協幹事の意識変化

上記のような「構成組織に顔を見せる」取り組みを行った結果、地協幹事の意識に変化があらわれてきた。たとえば、幹事会の出席状況は、下都賀西地協時代はせいぜい4割程度だったものが、下都賀地協結成後は年度平均で7割前後まで向上した²⁸。また、以前はなかったことであるが、何名かの幹事が幹事会に出席できないことを謝ってくるようになり、地協活動への意識が高まっているという。また、地協の大イベントであるメーデーの参加者も増えている。下都賀西地協時代は三役でも10人中2名が出席する程度であり、準備が遅れたために中止した年もあった。それが、2009年の下都賀地区メーデーでは、どしゃぶりにもかかわらず3,000名もの人が集まった。集まりが良くなったことに対

して、田村氏は「事務局次長がしっかりした運営をし、担当を決め、資料を出し、期限も守るという ことが影響していると思う」と述べている。そのほか、年一回の地協の大会・年次総会にも、基本的

さらに後藤氏は、下都賀地協の議長、事務局長の協力についても以下のように述べている。

後藤 うち(下都賀地協:筆者注)の事務局長さんはこまめに来てくれるんですよ。非常に協力的です。やっぱり、何をやるにしても、事務局長組合がいろんな面でサポートしてくれますね。議長組合もそうです。

地協役員が多いことの功罪

に代議員が全員集まるようになった。

ただし、下都賀地協は地協役員が多いからうまく回っている面もあるという指摘もあった。地協役員が多いのは、東西地協の合併時に、それぞれの元役員・幹事を、新地協でも役員・幹事としたからであり、現在でも1産別で2人の役員が出ているところもある。地協幹事会に出席している単組が多

ければ、そこで労福協活動などをPRしたり、政治活動の取り組みや動員をお願いしたりする場合に 効果が高い。実際に、動員をかけたときも地協五役を出している単組から7割の人員が集まっている のが実態である。このように地協役員を出している単組が責任感を持って地協活動を支えている。

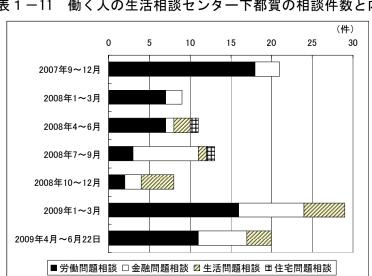
しかし、役員が多いことについては、減らすように連合栃木から指導が入っている。減らした場合 に、地協幹事との連携をうまくとれるかどうかが今後の課題である。

5. 地域に顔を見せる-活動充実の第二段階

後藤氏は最初の2年間で下都賀地協の内部組織の固めを行った後、次の2年間(2008~2009年)で 対外活動を強化した。特に、顔の見える運動の存在感を増すために、下都賀地協にライフサポートセ ンターを設置し、市町レベルでの政策制度要求を充実させた。

(1) ライフサポートセンターの展開

下都賀地協では、2007年6月に「働く人の生活相談センター下都賀」を、栃木初のライフサポート センターとして設置した29。ここの立ち上げは、後藤氏が専従として着任した目的のひとつであった。 アドバイザー(相談員)は2名で、1人は後藤氏が地協事務局次長と兼任し、もう1人は主に金融関 係の相談担当として中央労金から下坂氏に週3日来てもらっている30。2人が対応しきれない相談につ いては、自治体の機関や生協などを紹介しているが、NPOとの連携体制は未整備である。なお、相談 者を外部へスムーズに紹介するために、上部組織である「働く人の相談センター栃木」が作成している 連絡先一覧を活用している。また、逆に労政事務所から下都賀地協に労働相談が回ってくることもある。 相談件数と内容は図表1-11に示したとおりである。設立当初は労働問題の相談が多かったが、そ の後は減少し、2009年になってからまた多くなっている。なお、2009年3月には、新聞に46,000枚の 広告を折り込んだところ、3月だけで14件の相談があった。



図表 1-11 働く人の生活相談センター下都賀の相談件数と内容

資料:下都賀地協提供資料より作成。

寄せられた相談に対しては、たいていアドバイスのみの対応で十分とのことだった。アフターフォローが必要な対応(例:組織化につながる相談、職と住まいを失って食事代も持たない状況で直接駆け込んでくるケースなど)は数件程度であり、現状では十分に対応できている。

また、普段の相談業務以外にも「クレサラ・多重債務問題対策セミナー」を実施したり、金融問題の出張相談会を開催したりしている。

そのほか、「働く人の相談センター下都賀」立ち上げ趣旨のなかに、団塊世代のたまり場、定年を過ぎた人の生きがい探しのきっかけを提供する場にすることが盛り込まれていた。建物内に多目的ホールがあって、現在はJRやJPのOBが定期的に集まる場所として貸し出している。

今後の課題は、「働く人の生活相談センター下都賀」の認知度アップだという。行政やその他が運営している相談センターがいくつもあり、市民にはどこが運営主体なのかが伝わりにくいという問題があり、今後のPR活動のやり方を模索しているところである。

(2) 政策制度要求の充実

下都賀地協では、発足以来、政策制度要求を提出する市町を段階的に増やし、2008年度から3市6町すべてに対して提出するようになった。要求内容は、政策局が骨子を作成し、市・町議会議員を交えて議論しながら固めている。骨子を作る際には、連合栃木の政策制度要求討論集会の内容を参考にしながら、それをかみ砕いてわかりやすい表現にするとともに、地域の実情に合わせた独自の内容を盛り込んでいる³¹。また、工夫としては、全市町共通で提出できる(必ず回答が返ってくる)ようにしており、たとえば要求がすでに実現している市町には取り組みの経過を教えるよう要請している³²。なお、自治体との交渉の場(回答交渉・回答説明会)には、政策局を担当する幹事のほか、自治労出身役員も出席している。ただし、首長選挙で民主党が対立候補を擁立した地域ではあまり協力的でないことがある。

最近の成果として、「働く人の相談センター下都賀」のPRチラシが、ほぼ全市町の役所・出張所のカウンターに常置されるようになった。課題としては、交渉の中で成果を上げ続けるとともに、成果を総括し、それを市民にPRしていくことがある。

(3) 議員とのつながりと選挙活動

議員とのつながりとしては、下都賀地協議員懇談会(議員懇)が設けられている³³。これは、選挙 サポート(ポスター貼りや街宣活動の戦術議論)、議員との情報交換、政策制度要求の勉強会のための 組織である。

下都賀地協では、議長が選挙対策委員長となり、国政選挙や市町議会選挙への対策を行っている。 ここでも前述の産別ネットワークを使いながら、ビラのポスティング、ノボリ・ポスターの設置、集 会への出席、棄権防止活動、宣伝カーの運転(担当時間帯を割り振る)などを分担して行っている³⁴。 その結果、下都賀地協では連合内議員の得票が、組合員数の約7割程度集まった。今後は、さらに組 織内議員を増やすことが課題である。

(4) 地協ユニオンの設置と現状³⁵

下都賀ユニオンの展開

下都賀地協では、地協ユニオンとして「下都賀ユニオン」を設置している³⁶。下都賀地域の組合、個人が加盟することができる。組合員ゼロでスタートしたが、現在は2組合62名が加盟している。このほか、短期の組合員だった人が5、6名いた。この人たちは、解雇問題で下都賀ユニオンに駆け込んできて、会社側と団体交渉を行い、解決金をとったり有給休暇の買い上げをさせたりした。なお、下都賀ユニオンの役員は地協役員が兼ねている。

連合栃木ユニオンは駆け込み寺というイメージに対して、下都賀ユニオンは100人以下の企業の組合 員について日常的に助言・支援するイメージで設置された。しかし、実際には両者の区分けははっき りしておらず、連合栃木ユニオンとの整理が今後の課題となっている。

組織化

下都賀地協は2009年3月から6月までの間に、「働く人の相談センター下都賀」への労働相談から、4件を実際に組織化した。後藤氏は、地協ユニオンに加盟させることも考えたが、実際には地協のほかの業務が忙しく、個別の団体交渉まで直接支援できないので、産別や連合栃木ユニオン加盟という形にした³⁷。

後藤氏は、下都賀地協ユニオンの組織拡大を進めたいという気持ちを強く持っている。特に、50~100人規模の組合をターゲットとして活動したいが、他の地協活動に時間を割かれるので、組織化を行っている余裕が十分にないのが現状である。今後は、生活相談センターの相談員として、団塊世代で労働相談のノウハウがある人たちにボランティアで来てもらえるようになれば、仕事をある程度任せて組織化活動をする時間ができると考えている。

6. その他の課題

ここまで下都賀地協の主な活動について紹介し、現時点での課題についても説明してきたが、それ以外のことについても課題がいくつか残されている。この節では現状での課題を説明しよう。

NPOとの連携について

連合栃木、および下都賀地協に、NPOとの関係についてたずねたところ、現状では積極的でないが、今後は連携できる体制をめざすとのことだった。NPOに対しては、組織的でなく、コントロールがきかない、といった付き合いにくさがあるという。また、栃木県内にNPOは300程度あるが、そのうち半数ほどしかNPO協会に入っていないのが現状であり、信用して付き合えるNPOばかりではないという認識を持っている。

現在は栃木県シニアセンターをNPO組織の窓口として一本化している。このNPOとは、以前からつきあいがあり、信用できるとのことだった³⁸。なお、栃木県シニアセンターのメンバー1名が、

「働く人の相談センター下都賀」の副理事長となっている。ただし、連合栃木は、今後ワンストップ・サービスを充実させていくためにはNPOとの連携強化は必要になると考えている。

さらに、連合栃木は各地協で展開している「働く人の相談センター」(ライフサポートセンター)自体をNPO化することを検討している(2012年目標)。NPO化することにより、財源を確保し、自前でサービスをできるようにするのが狙いである。

後任専従者の人選

地協専従者にはどうしても後任問題がつきまとう。下都賀地協でも、後藤氏の後任について、活動を継承し発展させられる人が着任するのかという問題がある。これまで展開してきた活動をこなしきれる専従者でないと、「そのしわ寄せが半分くらい(非専従の)事務局長に行く」ので、「経験と人間性、両方備えた方じゃないと難しい」と田村氏は心配している。

一方で、後藤氏に自身の後任問題についてたずねたところ、「書記は10年選手でルーチン業務は完全にこなせている」、「マニュアルがある程度整備されているし、事務局長が残るから、後任者は経験がそれほど無くても大丈夫」とのことだった。後藤氏が地協専従者の条件としてあげているのは、ある程度の誠実さと意欲である。この2つを備えている人物であれば、非専従の役員がしっかりしているので、それほど多くの経験がなくても現在の下都賀地協の専従は務まると見ている。

また、連合栃木の板橋氏は、OB人材を活用するには、前もってふさわしいOBに目をつけて、「つば付け」をしておくことが必要だという。板橋氏は10年間連合栃木の事務局長を務めるなかで、定年が近い人で地協専従者や連合栃木の労働相談の相談員にふさわしい人物に常に目をつけて、引っ張ってきたという。ただし、地協の後任専従者については、原則的に地域で見つけるという方針をとっている。いずれにせよ、この問題に対しては、普段から後継者を見つけておき、きちんと引継ぎができる体制を整えておくことが大切だろう。

動員、署名活動、政治活動等の重複

単組の立場からは、動員、署名、政治活動などの要請が、産別と地協から重複して来ているという問題がある。田村氏は、中小企業に配慮しながら連合栃木と調整のうえ、これを整理することで、単組の負担を減らし、正確な人数を把握できるようにしたいと考えている。

地協間の交流

地協活動の効率化が進む中、地協同士の意見交換会や交流会がなくなり、(専従者以外の) ヨコの繋がりが減っているという田村氏の指摘があった。栃木県の現状としては、事務局長会議(連合栃木執行委員会と合同)は月1回開催されているので、そこは顔つなぎができているが、議長レベルは年に1回の会合程度で、それ以上の交流はできていないとのことだった。

7. 補論:連合栃木における他地協の展開

ここまでは下都賀地協の活動を取り上げてきたが、この節では栃木県内の他の地協の最近の展開について紹介する。総じて言えば、下都賀地協の活動に追いつこうという雰囲気があり、独創的な活動を進めている地協もある。

機関紙の発行

後藤氏の着任以来、下都賀地協で地協機関紙の定期発行を行うようになったが、その機関紙を産別に理解もしてもらう必要があると考え、連合栃木の執行委員会で配布することにした。すると、他の地協もプライドがあり、機関紙が無かった地協が新たに作るようになった。また、すでに機関紙を発行していた地協でも、定期発行にしたり、部数やページを増やしたりするなど活動の底上げ効果が出てきた。その結果、最近は全地協で機関紙が定期的に発行されている。

宇河地協のライフサポートセンター(働く人の相談センター)

2009年6月現在、宇河地協で栃木県内2つ目のライフサポートセンターの設置準備が進んでいる。 下都賀地協と同様、金融関係の相談体制を充実させるため、足利銀行OBに対してアドバイザー就任 の交渉を行っているところである。なお、芳賀地協、那須地協においても2009年度中のライフサポー トセンター立ち上げを予定しており、実現すれば栃木県内6地協中4地協で設置されたことになる。

そのほか地協独自の活動

宇河地協では、2009年5月より「就職支援セミナー」を実施している³⁹。これは連合栃木が宇河地協に実施させたものであるが、あえて地方連合ではなく地協での実施としたのは、未組織労働者に「顔の見える労働運動」が伝わりやすいと考えたからである。なお、このセミナーはハローワーク公認の公式研修になっており、ハローワークから求職者が派遣されてもいる。

また、県北地域では「地協責任」で市町議会議員の候補者を擁立している。芳賀地協では「婚活合コン」を実施するなどの地協独自の活動が行われている。

(連合総研研究員 南雲智映)

.

¹ 本事例は、下都賀地協事務局次長後藤氏、連合栃木事務局長板橋氏、下都賀地協議長田村氏へのインタビュー、および各氏に提供していただいた資料に基づき作成した。なお、インタビュー実施は後藤氏と板橋氏が2009年3月3日と同年6月22日、田村氏が同年7月20日である。3月3日、7月20日のインタビューは、東京大学社会科学研究所の中村圭介教授と筆者の2名で行い、6月22日のインタビューは連合本部の一條茂氏が加わり3名で行った。

 $^{^2}$ 本事例における個人の役職は基本的に2009年7月時点のもの。なお、役職名は初出のとき、および必要なとき以外は省略した。

³ 組織担当として副事務局長を8年間務め、連合栃木の12地協中3地協(旧下都賀東地協含む)を担当し、地協再編に際しては下都賀地域の地協を担当した。

⁴ 板橋氏が一連の地協強化を進めることができたのは、10年間連続で連合栃木の事務局長として在任していた事が大きい。

- ⁵ この4組織は、富士通労働組合小山支部(電機連合、1,380名)、日立アプライアンス労働組合栃木支部(電機連合、1,146名)、GKNドライブライントルクテクノロジー労働組合(自動車総連、1,204名)、小山市職員労働組合(自治労、1,187名)。
- 6 通常は毎年11月開催(水曜18:30開始)。各産別の組合員規模に応じて代議員を選出している。
- 7 原則として、連合栃木執行委員会開催週の水曜日に開催されている。
- 8 必要に応じて開催することとなっており、2007年10月~2008年9月の1年間では3回開催された。
- 9 この委員会には小委員会が4つあり、それぞれ、連合栃木の運動領域、地域社会に顔の見える運動課題、スケールメリットを活かした県民的運動、求められる組織機能と組織体制をテーマとした。
- 10 同時に連合栃木の運動のスリム化(経費削減)も提起された。
- 11 この時点ですでに地協ユニオンの設立が盛り込まれていた。
- 12 役員体制、機関会議、会計、政策制度要求、年間活動日程などの内容を盛り込むとされていた。
- 13 地協幹事会の定期開催、専門局の設置、連合栃木主催の役員研修会への参加や専門部会への召集による地協役員の 育成強化などが盛り込まれた。
- 14 旧下都賀東地協においても、政策制度要求(小山市)と行事(ボウリング大会、野球大会)が開催されていた。ただし、政策制度要求の提出自治体数、行事の種類は下都賀西地協より少なかった。
- 15 旧下都賀地協では、GKNドライブイントルクテクノロジー労働組合から事務局が出るのが慣例であった。
- 16 板橋氏の表現である。
- 17 なお6 地協体制へ移行するに当たり、各地協の構成組合員数の偏りは少なくなっている。
- 18 これ自体は、連合本部の方針に従ったものだが、自前で決算ソフトを開発・導入したことが特徴である。
- 19 連合栃木は、地協事務所の家賃について上限額を設けている。
- ²⁰ 連合栃木はマニュアル整備のために、地域労働運動強化検討委員会 (4回)、地域運動強化委員会 (3回) を地協とともに開催している。
- 21 自前共済の運営ではなく、労金や全労済等の利用促進である。
- 22 連合栃木では、3名のOBをユニオンアドバイザーとし、年間400件程度の労働相談を受け付けている。
- 23 地協事務局運用規定にこれを追加する形をとった。
- ²⁴ 役割分担表には事務局長、事務局次長、職員しか役職が書かれていないが、他の議長、副議長、幹事については専門局の仕事が割り当てられている。
- ²⁵ 下都賀地協の後藤氏も、自らの仕事は、「地協活動のコーディネータとして、企画・運営に関わる全般を、事務局長の指示で行うこと」と述べている。
- ²⁶ 旧総評の小山地区労は専従者がおり、後藤氏が下都賀地協の専従として着任した当時も「地区労」の知名度が高かった。これに対して、組合員の「地協」に対する認知度は低く、後藤氏が単組を直接まわり始めた当初は農協の出先機関と思われたこともある(後藤氏談)。
- ²⁷ 後藤氏は、直接訪問を始めた当初、連合や自分達が加盟している産別を理解していない単組が2つあったことに驚いたという。それゆえ、直接訪問の大切さを強調していた。
- 28 2009年度実績は、出席率53%~75%(2008年11月~2009年6月、8回分の実績)である。なお、8回皆勤が6名おり、7回出席は5名、6回出席は9名、5回出席は7名(代理出席含む)という実績である。ただし、一方で出席ゼロが5名おり、非活発な幹事が固定化している状況もある。
- 29 ライフサポートセンターの運営自体は、栃木県労福協の事業である。
- 30 2008年4月着任。ライフサポートセンターへ中央労金からアドバイザーとして来てもらうケースは全国初であった。 31 この点に関して連合栃木は、地協の政策制度要求に取り入れられるような要求のひな形を十分に作れていないとい う反省があるとのことだった。
- 32 下都賀地協では2008年8月提出分から要望書を全市町に対して共通の形式とした。このときに提出した要求の内容は、地方財政確立と住民参加の行政の促進、生活・労働・産業振興・中小企業対策、少子高齢・障がい者対策、男女共同参画対策、医療・防犯対策の充実、食の安全・安心・安定の確保、住環境整備によるまちづくり施策、防犯対策、自治体の合併問題、街のイメージアップ施策、雇用の継続、環境問題、といった項目である。ちなみに、要求書の総ページ数は戦略的に3ページ半におさえている。
- 33 結成は2006年2月22日。
- 34 下都賀地協は2つの選挙区にまたがっているので、選挙のみ東西のブロックに分けて活動をしている。
- 35 連合栃木の地協ユニオン第1号は「日光ユニオン」(旧日足地協、連合未加盟の旧日光地区労を2002年に再編、結成当時10組合435名)である。現在は、ほかに宇河地協ユニオン、下都賀地協ユニオンがある。なお、ユニオンの組合費は地協ユニオンが独自に集めている。
- 36 結成は2006年1月19日。
- 37 4件中、1件は全国一般(自治労・全国一般評議会)加盟、3件は連合栃木ユニオン加盟。
- 38 最近では連合栃木が協力しながら団塊世代の意識調査を行い、その結果を基にしたセミナーを開催している。
- ³⁹ 地域労使就職支援機構で行われていた事業 (2009年3月終了) を継承したものである。

第2章 全員参加による「万能型地協」

連合新潟・中越地域協議会の事例

はじめに

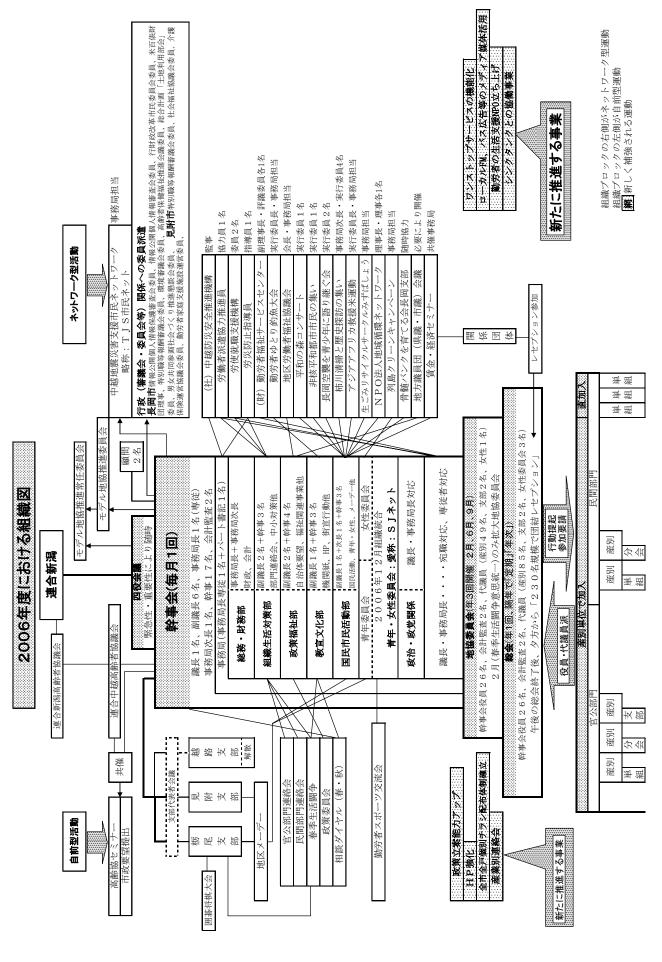
「金子さんのところは豚の放牧をするなど、すごいよ」と、2009年1月19日、連合の地協専従役員会議(東海・北陸ブロック)の懇親会で、ある方からいわれた。とても興味深く、その活動を是非伺いたかった。その思いが初めて実現したのが同年4月3日であった。豚の放牧等のNPO活動が地協活動のほとんどであると思っていたが、実は、そうではなく、連合がモデル地協に求めているすべての活動を立派にこなしていた。それが「万能型地協」と名付けたゆえんである。専従者1人(金子事務局長)と2人の書記 1 でなぜそういう活動ができるか、とても不思議であった。その不思議を少しでも晴らすために、2回目、3回目のヒアリング 2 をお願いして実現した。

まず、具体的な活動内容に入る前に、連合新潟中越地域協議会(以下、「中越地協」という。現地では「連合中越」と言われることが多い。)の事務局長のキャリアについて略記する。金子博事務局長は、高校を卒業して「父親と2人で自営業として仏壇屋」を行う職人であった。しかし、「死んだ人間の仏壇を作るよりも生きた人間のほうがいいと思って、飛び込みで社会党の事務所に入り書記を3年ぐらい」やっているうちに、「社会党の書記もいいけれども、労働組合をやらないか」と誘われて、総評の新潟県評に専従のオルグとして採用された。15年間、県評のオルグを行った後、1989年連合発足とともに連合新潟の書記となった。1990年12月1日、中越地協の設立とともに、同地協の事務局長となり現在(2009年7月1日)にいたっている。

前記のとおり、中越地協は、連合の求めているモデル地協(現新地協)の活動をすべてこなしているが、その活動は、大きく自前型活動とネットワーク型活動に分けられる(**図表 2 - 1 参照**)。なぜ万能型地協活動ができるのか、それは、「巻き込み手腕」にある。巻き込み手腕は、地協のすべての構成員に活動の機会を与えて、それぞれの都合や力量に合わせて活動するように周知・調整することから成り立つ。その際、最も重要な手段は、毎月1日、11日、21日に発行される機関紙(「れんごう中越地協」)である(後述)。

なお、中越地協は、2008年11月末現在で、33産別からなる組合員25,795名を有している。組合員2,000 人以上の産別は、自治労(7,427名)、UIゼンセン同盟(3,514名)、JAM(3,322名)、そして新教 組(2,922名)等である。また、中越地協には、6つの支部3がある。

図表 2 - 1 中越地協の組織図及び活動図



以下では、自前型活動とネットワーク型活動に分けて主要な活動についてみることにする。

1. 中越地協の活動内容

(1) 自前型活動(=組合完結型活動)

① 労働相談、組織化と紛争解決、そして動員

中越地協には、通常月 $1\sim2$ 件の頻度で労働相談が入ってくる。直近の例 4 としては、2009年3月2日、2月27日、運送会社から解雇された3人の運転手からの労働相談を受けた。個人加盟のにいがたユニオン 5 に加盟して、団交による紛争解決を図ることにした。その際、会社の業務量が減少していること、2月下旬に就任した新社長への不信感が強いことから、職場復帰よりも退職条件獲得にウェートをおいた。3回の交渉の結果、O氏676,410円、I 氏732,774円、そしてN氏659,946円の解決金を勝ち取り、紛争は駆け込みから1か月のうちに解決した。3人は、引き続きユニオンの組合員として活動することを表明している。

労働相談から組織化につながる事例もある。最近の事例としては、岩塚製菓(組合員約700人、労働基準法違反)⁶、RBN労働組合(同6人、2000年不当労働行為)、与板社会福祉協議会(同7人、2004年4月22日組織変更に伴う雇用不安)、運輸業の翔進労働組合(同5人、2008年4月6日労働条件の一方的引き下げ)が挙げられる。

RBN労組は、1997年、単独で労組を結成して以降、会社による度重なる不当解雇⁷を受けたが、裁判闘争などを通じて、それを撤回させて悪質労務を続けた旧経営陣を一掃し、8年間に及ぶ企業再建への道を切り開いた。こうした取り組みには中越地協の役割が極めて重要であった。中越地協がRBN労組からの相談を受けたのは、同労組結成2年後のことであった。中越地協は、RBN労組の闘争を支援するためには連合新潟全体の取り組みが必要だと判断し、同労組を連合新潟に直加盟させた。

中越地協は、多くの組合員の参加を得ながら様々なイベント・行事を行っている。例えば、2009年のメーデーへの参加者(家族を含む)は、中越地協の6支部だけでも、約1,700人にのぼる。中越地協の「年間動員数は、他の地協と同レベルの事業でやっていても、大体7倍ぐらい多い」という。このように動員数が多いのは、「(組合員の;筆者) 好き嫌いもあるし、好みがあるのもないのもあるし、みんなあるわけ。そこを無理しないで、みんながかかわり合える範囲内でやっているから。その代わり様々な雑多なメニューをいっぱい出すわけです。そうすると、どこかでかかわってくれるわけだから」であることが主因であるとみられる。

毎月開かれる幹事会への出席率も約90%にのぼるが、それは、「必ずしも産別のトップを幹事会のメンバーにせずに地協活動に関心の高い人をメンバーにしている」からである⁸。いわゆる「肩書主義」ではなく「実動主義」によるメンバーの選定である。

② 行政への要請活動

中越地協は、定期的に行政への要望書を提出している。次年度予算編成に向けて行うもので、2008

年の場合、10月22日に、長岡市長に要望書を提出し、要望内容の説明を行った。同要望書に対し、翌年1月29日、市からの文書による回答をもらうとともに、副市長から回答内容の説明を受けた。その中で、長岡市発注の各種入札・契約について単に価格のみではなく総合評価制度を確立すべきとの要望に対し、副市長は、「その通りと考える。ただ、総合評価の基準は簡単ではない。あまり時間をかけられない事例もあるし、価格要素8割、評価要素が2割という事などもあり研究しながら少しでも進めたい。直ちに条例というのは難しいのではないか。」との考え方が示された。そのほか、雇用や景気対策、障害者雇用、学校給食関係、介護に関わる事業、男女共同参画に関する条例などについての質問や意見に対しても、丁寧な説明を受けた。中越地協は、各産別・単組に回答書を配布して意見を徴集した上で、回答書に対する精査を行うことにした。

要請活動は定期的なもの以外に、懸案課題があるたびに行われているが、例えば、2009年1月30日、中越地協は、中越高齢協⁹とともに、介護や救急医療問題などを中心とした市政要望書を、市長に提出した。

また、毎年、市長との対話集会も開かれ¹⁰、地協の問題意識を市長に伝えられる機会も設けられている。2008年の場合、幹事会の前に、幹事会と長岡市長との対話集会が開かれた。

行政との対等な交渉ができるためには、「(事務局長が)プロパーであろうが産別であろうがどちらでもいいけれど、やっぱり地協活動でやるんだったら、少なくとも10年¹¹は腹を据えてやるという仕組みが必要だ」と、金子事務局長は考えている。一つの例が「平和の森公園」である。金子事務局長は、長岡空襲で1,400人ぐらいが亡くなったが、「身元の分からない人々を火葬した場所があり、そこは宅地で売るったって買う人がいるわけがない」場所を「平和の森公園」の立地と考えた。その公園を造るのに4億円がかかったが、行政に提案すると、「できません、できません」といわれた。そのため、「その金をどうやって捻出するかまでこちらが提案」したという。平和の森公園建設構想を、「少しずつ、前の前の市長の時」から行政と話をした。「市長が代わると、お金に何か書いてあるわけないので」「公園の分なんて書いてあるわけじゃないので、財政がきつくなればいくらでも使う」が、「これは絶対使わない。そのための金だぞ」と主張する。「財務部長が3年ぐらいで」代わると、そのたびに、公園の建設のための財源の確保を確認した。

平和の森公園の実現のために、助役、市長公室、教育委員会、用地管財課等の行政と話し合いをしながら、大義名分を引き出すために平和のシンボルであるアオギリを広島から持ってこようと考えた。こうした働きかけを何年間かしながら、平和の森公園が1996年7月に完成した。明治公園等のいくつかのところで転々と行ってきた市の平和の式典を、いまは平和の森公園で行うことになり、同公園が長岡市の平和のシンボルとなっている。

中越地協が所在する長岡市は、太平洋戦争の時、長岡空襲で多くの人が犠牲になりそれを追悼するための慰霊塔があったが、長い年月が経ったため、崩れる恐れがあった。移転をしないと危ないと思った遺族会が主体となって移転計画を立てたが、高齢者が多くその計画は思うように進まなかった。そのことを認知した中越地協は、1994年7月13日幹事会で「長岡市民全体の募金活動をやって、移築をやろうという運動を提起して」1年間の機関討議の結果、それが了承された。中越地協は、長岡空

襲でほとんど焼け野原となった地域の家に一軒一軒全戸(約18,000世帯)を回り、募金の趣旨説明をして1,000円ずつ寄付を募った¹²。それにより、約5,000名以上の世帯・個人から募金協力を得ることができた。それを含めて中越地協が集めたのが315万円であった。それが地域の経済界や行政を動かして多くの募金が集まり、最終的に1,300万円強と当初の目標額1,000万円を上回った。それを市に寄贈し、慰霊塔を移転することができた。行政は、その運動にびっくりして、「連合中越、本当に侮れない」との認識をし、中越地協の運動には注目するとともに、「大事なことは連合と相談しなくちゃという考え方ができた」とみられる。こうした取り組みに参加した組合員には辛いこともあったが、「訪問者(=組合員)が、自分の表現でその趣旨を訴えて、相手の方から受け止めて戴いてから募金をもらった。何でもやればできるんだということがわかった。」「職場委員会、職場別オルグなどきめ細かく、組合員に意義を訴え、お願いしたことによって、『全組合員が少しずつ』行動したことが良かった。¹³」と感想を述べた組合員もいた。平和への思いを強めるだけではなく、組織強化につながる重みのある運動であったといえよう。

行政への要請活動を、ただ要請にとどまらず、実現させるためには、行政との対等な話し合いができる体制が必要であるが、その一つが事務局長の長い経験をあげることができる。「絶えず、行政と、いい意味でも、悪い意味でも緊張感と信頼関係を持ちながらやっていく」ためには、事務局長と行政との長期的な関係が必要となる。

③ 政策実現活動

連合の目指す社会を実現するためには、政策の実現が必要であるが、そのためには、選挙での勝利が重要である。票を集めるためには減り続ける労働組合員だけでは限界があり、そうではない人々へのアプローチが必要である。金子事務局長は、後述するネットワーク型活動に関連して、多くの人々と協力している。特に、農家や農協の人々との関係も常に持っている。そのこともあって「(講演に;筆者)一番いっぱい私(=金子事務局長)を呼ぶのは農協の婦人部、畜産部である」という。そういうかかわりが選挙の際には集票につながるとみられる。

「選挙になると、ちゃんと私は街頭演説をする」が、多くの人が金子事務局長の話に耳を傾けてくれる。NPO活動等で、労働組合以外にも顔が広い事務局長であるだけに、そういう選挙の際に、公に演説をすれば、金子事務局長を知る人々には投票行動に少なからぬ影響を及ぼしているといえよう。また、機関紙には中越地協の支持する候補者が掲載されるが、それが組合員に伝わる。それにより、当候補者の当選の可能性が高まり、連合の政策実現活動に貢献している。

(2) ネットワーク型活動(一般市民向け活動)

① NPOや地域社会等との連携・関わり

金子事務局長は、「このまま連合活動をやっていても、しまいには孤立するということがよくわかり」 地域への広がりを持つ運動への必要性を認識していた。また、総評と同盟が統合して連合をつくった のであるが、連合の中には旧両組織構成員間の意見の違いがあった。意見が一致しないことはやらな いことになれば、運動は縮小志向となる。そこから抜け出すためには、「一歩でも二歩でも飛び出して」 運動をやる必要があった。そこで創案したのが生ごみリサイクルであった。「生ごみを出さない人はい ない。生ごみリサイクルするのに反対する人はいない」。生ごみリサイクルは連合の構成員の最小公倍 数であった。

その認識に基づいて1994年5月16日に、最初に設立したのは、「生ごみリサイクルサークル¹⁴『みずばしょう』¹⁵」である。それにより、「一般家庭の未組織の人たちと連携をとる場の受け皿」ができた。同サークルは約800世帯を網羅している。サークルの代表は組合のOBであり、事務局は中越地協が担っている。

中越地協は、1994年4月1日、長岡市勤労者福祉サービスセンターを設立した。また、阪神・淡路大震災には新潟県内では最初にボランティア団を編成して支援に送り込んだ。1997年10月4日、「第1回柿川周辺掃除と歴史探訪の集い」を行い、掃除活動をするとともに、長岡歴史の掘り起こし¹⁶をして町づくりのとっかかりを作った。その活動は現在も続いている。

中越地協は、1997年9月9日、「地域循環ネットワーク」¹⁷を設立してかなり地域にインパクトのある運動を展開している。同ネットワークは、学校給食調理残さリサイクル¹⁸、割りばしリサイクル、里山整備、かぎの炭焼き工房、エコグリーンクラブ、環境商品の普及、そして廃食油リサイクル¹⁹を行っている。環境大臣賞²⁰と農林水産大臣賞²¹を受賞するほど、その活動は高く評価されている。活動は、地元紙や全国紙、放送にも頻繁に紹介されている。さらに、小学校の教科書にも詳しくとりあげられている²²。専従スタッフは7人である。中越地協の金子事務局長が理事長を兼ねている。

中越地協は、以上のようなNPOや地域活動を行っているが、連合という名前は表には出さない。 しかし、それらの活動を「やっているのは連合というのは誰もわかる」という。今や、「労働組合が旗 を振るとみんなが応援してくれる、直ちに労働組合結成でなくても、『頑張れよ』といってみんなが応 援してくれる。」

地域循環ネットワークとサークルみずばしょう運動は、組合員や地域の一般住民だけが応援しているわけではない。地域循環ネットワークの企業会員は160社に上っている。「長岡みたいなこんな中規模の町で160社入ったら、入っていないほうがおかしくなる」くらい、多数の企業が運動を応援している。長岡商工会議所の100周年の記念の際には、特別賞を受賞されるほどであった。

こうしたネットワーク型運動は、中越地協がモデル地協に指定されるのを機に、2006年9月19日、「モデル地協推進計画」を策定・実施していく中で、地協運動として明確に位置づけられた。その前は、幹事会で承認をとって地協運動の一環として、NPO活動を展開してきた。NPO活動の際に、連合という旗を立てないが、「(そういう活動;筆者)、だれがしてるって言えば連合に決まっているわけだから」である。

連合本部から求められる様々な署名運動もあるが、NPO活動をしているボランティアに署名集めの依頼をすると、その趣旨に賛同してくれれば「1人で100でも200でも集めてくれる」という。

NPOや地域活動は、組合員の運動のすそ野を広げるとともに地域の連合運動への理解や支援を高めることにつながっている。また、連合新潟江花会長の目指す「自立した持続可能な地域社会創り」

の一翼を担っている。

② 豚の放牧

中越地協金子事務局長が理事長を務めるNPO法人「地域循環ネットワーク」は、2004年10月23日に起きた中越地震で大きな被害を受けた山古志地域で、耕作放棄地²³を活用して、豚を放牧する案を出し、2007年から実施している。毎年、40頭の豚が放牧されている。集められる生くずが豚の飼料としても活用されている。同ネットワークは、豚放牧を「地元で持続可能な生活再構築にチャレンジする若者や高齢者を応援する」事業と位置付けている。地協の組合員は、放牧のために毎年山に塀をつくっている。豚は現在長岡市でブランド化されつつあり、同市の特産品として有望される。

③ 救援米

中越地協は、1997年から「アジア・アフリカ救援田 長岡地区実行委員会」を作り、アジア・アフリカ救援米運動を展開してきている。そのために、全耕作地の3割にわたる休耕田を利用している。収穫した米を食糧危機と飢えに苦しむアジア・アフリカに贈っている。中越地協が農家から休耕田を借り受けて、組合員が子どもたちと一緒に田植えと稲刈りを直接行っている。2008年は、5月17日に田植えが行われたが、約40人の人々が参加した²⁴。参加者の半数が子どもであり、彼らが地協の運動を楽しみ、次の世代に組合運動が引き継がれるきっかけにもなると見られる。

④ LSC (ライフサポートセンター) 活動

2008年2月、ながおかLSCが設立された。中越地協には、ながおかLSC以外に、4つの支部にそれぞれLSCが設置されている。それにながおかLSCのサテライトとして1つのLSCが設置されている。サテライトLSCを合わせると、中越地協に6つのLSCがある。LSCには、それぞれコーディネーター25が配置されているが、支部の事務局の手伝いもしており、LSCと支部活動は重なっている。LSCの設置目的としては、①組織(機関や団体)のネットワーク化と個(様々な切り口での個人)のネットワーク化、②これらの協働した新しい価値観の創造、③行政・企業も含めた様々な形態の自立ある地域再生が挙げられる26。LSCは、長岡市勤労会館に設置されており、平日9時から午後4時30分まで、コーディネーターが常駐し電話・面接相談を受け付けている。中越地協の事務局長がながおかLSCの事務局を兼務している。

ながおかLSCの設立以来、2009年3月までに新規受け付け相談件数は298件を数えている²⁷。相談内容は、生活相談・家庭問題が74件と最も多く、全体相談件数に占める割合は24.8%であった。次いで多重債務・金銭問題65件(21.8%)、雇用問題と労働・職場問題がそれぞれ46件(15.4%)等である。また、相談者がLSCを知った媒体をみると、チラシが58.3%と圧倒的に多い。次いで、新聞記事6.2%、連合新潟5.2%、タウンページと友人等からの紹介がそれぞれ4.9%であった。約14か月間、配布したチラシは158,830枚に上っているが、配布の方法は、勤労者福祉サービスセンター等の労働福祉団体、ハローワーク等の公的機関、地域循環ネットワーク等のNPO関係、復興支援センター、見附事務所

に置くものと、地区別新聞折り込み、そしてポスティングに分けられるが、最も多い方法はポスティングで53.3%にのぼる。ポスティングの中で、ボランティアが行ったのが、配布された全チラシの43.0%、中越地協の組合員配布は全体の10.2%を占めている。LSCを知らせるにあたり、ボランティアの役割が最も大きいが、それは中越地協がネットワーク型の運動を進めて多くのボランティアを集めたのが主因である。また、組合員配布も10.2%であるが、枚数は16,225枚と組合員1人がLSCチラシ約1枚を配布したことになり、組合員の参加度が非常に高いといえる。チラシ配布は、基本的に単産別に担当エリアを決めて、その単産の組合員が行っている。

中越地協は、LSCに寄せられる相談の中で、解決の必要があることについて手立てを用意している。中越地協は、自ら解決できる事案以外の相談については、相談者を市役所、労基署、ハローワーク等の行政機関だけではなく、介護・法律・年金・DV(domestic violence、家庭内暴力)・メンタルへルス等のNPOに紹介・案内して解決をはかっている。その際、ただの丸投げではなく、担当者に連絡し相談者を受け入れて、解決できるように協力を求めている。それができるのも、中越地協が、日常的にそういう機関・NPOと密に連携をとっているからである²⁸。逆に、そのような機関・NPOから相談者を紹介されることもあり、相互協力体制が整っている。例えば、ある外国人女性がバーのホステスをしている中、暴力を受けて逃げて女性関係のNPO組織(女のスペース長岡)に駆け込んだ。未払い賃金があったが、NPO組織は解決できずその問題解決を中越地協に頼み、中越地協が労働組合として未払い賃金をとってあげたことがある。

こうしたNPO団体は、「連合の外側にある広い意味での応援団」といえる。

(3) 自前型活動とネットワーク型活動の連携・相乗効果

中越地協が行う自前型活動とネットワーク型活動により両運動間の連携・相乗効果は計り知れないものがあるが、ここでは、ふたつだけ紹介したい。

前掲したRBN労働組合は、会社より組合委員長1回、副委員長2回、書記長4回にわたる解雇という不当労働行為を被った。同労組は、こうした会社の行為に立ち向かう2年間の闘争を展開したものの、解決をみることができなかった。そのために、中越地協を介して連合新潟に直加盟することにした。中越地協は、「RBN労組支援共闘会議」を発足しサポート体制を敷いた。RBN労働組合の組織されている会社の株主(農家)、銀行等を動かして以前の会社を破産に追い込み、新しい会社を立ち上げて組合員の雇用を守りぬいた。そうした活動ができたのは、中越地協のネットワーク型活動が功を奏したためである。

また、NPO法人循環ネットワークは、学校給食の残さを回収してリサイクルしているが、その際、残さの種類別区分けが必要である。学校の調理員が区分けに協力してくれなければ残さの回収は難しい。その協力を新潟県の自治労に求めたが、それは調理員の多くが自治労の組合員であったからである。自治労や自治労の組合員の協力により、循環ネットワークはスムーズに学校給食の残さを回収することができる。

自前型活動とネットワーク型活動の連携・相乗効果について、金子事務局長は次のように語った。

すなわち、「ネットワーク型運動をやると、連合の力がそがれるのではなく、連合自身が逆に人に見られるから、しっかりしなければならなくなるんです。そういう連合自身がしっかりしていかなければならない緊張感を持たせるためにも、ネットワーク型で、連合だらしないじゃないかといってくれる周りの人をつくらないと、人に批判もされない代わりに相手にもされないというのでは困るから、相手にされたら、批判や悪口も言われるんです。それはちゃんと聞くべきものは聞いて、そのことによって連合がしっかりするということ。だから、力点は、ネットワーク型をやることによって連合がしっかりするんだ」と。

2. 万能型地協のバックアップ体制

(1) 事務局長の個人の力量

① ハンディをチャンスに

金子事務局長は、なぜ上記のような万能型地協の活動をすることができるのか。それは、ハンディをチャンスに活かしたことにある。「私、組合出身じゃないから、ある意味じゃものすごくハンディがあるわけです。」というように、金子事務局長は、出身産別がない。そのため、すべての人から助けてもらわなければ運動を進めることができなかった。NPO活動も例外ではない。「そのため(=組合出身ではないため)、そういう先輩に助けてもらわなかったら、(NPO活動は;筆者)できなかったわけです。」

事務局長一人では、地協活動の遂行におのずと限界がある。地協のメンバーを運動に巻き込むことが何よりも重要であるが、その際、事務局の調整がものをいう。調整は、産別の組合員数に応じて一律的には行わず、それぞれの産別がどこまでできるかの許容範囲をはかりながら産別の力量に合わせて割り振りをする。その結果、「トータルで連合という組織で、それぞれ頑張ってこれをやったんだ」という形となり、メンバー皆に地協運動への求心力が働くことになる。そのため、自分の組織ができないから、地協の方針に反対することはない。その組織ができなければ他の組織がそれを補う。それぞれの組織ができるところを引っ張っていくような調整を行うのである。

② 長い経験

金子事務局長は、上記した自前型活動とネットワーク型活動ができたのは、組合の専従として長い経験があったからである。組織拡大は、県評のオルグの時の経験が大いに生かされている。長岡地区労中越事務所で15年のオルグの期間中、22単組約4,500人を組織化した実績がある。また、行政への要請活動においても、長い経験がものをいった。それに、多くの組合員・市民を巻き込んで行うためにも、彼らとの長期にわたる関わり、その中からそれぞれの力量の把握とそれに合わせた協力の呼びかけが必要である。

③ 日本一の地協を目指す志

金子事務局長は、連合発足後、中越地協事務局長になる時、「日本一の地協をつくる、つくってみせる」という決意をした。連合発足時、他のナショナルセンターに行った人から「連合になったって何もできやせん、ろくなことにならない。右寄りになるだけだと目いっぱいいわれたわけです。連合でもちゃんとやれるし、連合だからやれるということをちゃんと示す必要が私としてはあるわけ」という「実践してみせる」決意を固めた。その決意から、日本一の地協を目指す志を抱いたのである。その志が万能型地協活動を支え牽引していく力となったといえよう。

(2) 徹底した地協設立準備

連合は、地域に根ざした顔の見える連合運動を進めていくために106のモデル地協を作ることとしたが、中坊委員会の報告を受けて、それを積極的に宣伝・推進した。中越地協はそのモデル地協に選ばれることになった。中越地協は、それに合わせて内部で委員会をつくり、そこで約1年半年かけて論議した結果、「モデル地協推進計画」を策定した。中越地協は、2005年2月に連合新潟からモデル地協の選定のことを聞き、「(モデル地協;筆者) やるからにはどういう地協にしていこうかという自分の進む方向を明確にし、どういう地協をつくろうかということを自分の意思としてやっぱり明確にしようということで」委員会をつくった。そこから、地協自らが目的意識をもって「モデル地協のあるべき姿を主体的に組んでいきましょう」という意気込みがうかがえる。

同計画には、組織活動、政策活動、労働対策、国民運動、青年・女性活動、政治活動、宣伝・広報活動の細部にわたり、A:すでに着手かただちに着手、B:H19年度着手、C:H20年度以降着手という進捗状況がつけてある。

計画の組み立ては、地協の事務局だけではなく各産別のほうに約半年かけて委員会を開いたりアンケートをとったりしながら行った。その結果、地協の活動は体系化されたが、それが、上記の**図表2** - 1 である。このように徹底した地協設立に向けての準備が今の地協の活動に大きく貢献しているといえる。

(3) 地方連合会の支援

金子事務局長は、連合新潟の執行委員として中越地協に派遣されている。そのため、事務局長の賃金は連合新潟から支給されている。中越地協から金子事務局長への人件費は支払う必要がなく、中越地協の財源を活動費などに有効に使うことができる。

また、連合新潟も中越地協も、「連合方針や考え方に反しない限りある程度自由」に金子事務局長の活動を認めていることも見逃してはならない。中越地協は、金子事務局長の活動1つ1つを機関決定するのではなく、幅広い活動ができるように幹事会などで了承している。

連合新潟は、地協強化を図るために、2003年頃、本部の専従者を6人から5人に減らし、その一人の枠を地協に回した。また、連合新潟の副会長10人に一人当たり2つの地協を担当することにし、地協活動をサポートしている。また、年5回地協代表者会議を行っているが、そこにも副会長の出席を

求めている。また、地協への交付金も従来組合員数や管轄地域の広さを重視して配分したが、2003年後半頃からは、事業内容ごと、活動ごとに一定のお金をつけるという形で、トータルの見直しを行った。そのような形で、一定の交付金を出した後、活動がよく出来てお金が足りない地協には追加交付している。そのため、活動が多い地協ほど交付金が多くなる。連合新潟江花会長は、「中越地協なんかは、必ず最初の交付よりも、年度末の交付額が多くなっている」という。財政の効率化をはかりながらも活動を抑えずに、「活動を熱心にやる所にいっぱい配分するんだという形にした」という。以上のように、連合新潟は、「頑張っているところはいっぱいほどお金をあげようと」の考え方に基づく実績配分主義的な運用を行っているが、高い実績を上げている中越地協には、もっと多くの財政が配分されており、それが中越地協の運動を支えている1つの要素である。

江花会長は、以上のように、地協への支援を強めているが、それは、「自立した持続可能な地域社会をつくる」という考え方をもっているからである。特に、LSC事業がそうである。5年間、約1億円をかけて、9か所のLSCを運営して成功事例を一つでも二つでも作り、自立した持続可能な地域社会づくりの核としたいと考えている。

(4) 機関紙発行

中越地協は、前記のように、毎月1日、11日、21日に機関紙を発行している。1991年1月1日に第 1号を発行してから2009年5月21日現在まで、欠番がなく、642号を数えている。機関紙の発行は、当 初毎月1回であったが、1991年8月15日から、月2回、1992年3月21日からは月3回となり現在に至っている²⁹。一回の発行部数は、2,700部である。機関紙は、記事の打ち込みから編集まですべての作業を、金子事務局長が行っている。

機関紙は、組合員20人に1枚が配られる形で印刷されて郵送されている。月3回の機関紙発行の効果についてみると、中越地協と単組の組合員、単組と組合員をつなぐ血液や両者間・三者間のコミュニケーションの活性剤としての役割を果たしている。金子事務局長は、「組織の中はとにかく機関紙を軸にして、風通しのいい組織形態をつくる」ことにしたと、機関紙の重要性を強調した。

単組と組合員とのコミュニケーションの円滑化についてみることにする。機関紙には、自前型組合活動の内容だけではなく、ネットワーク型活動、そのほか、釣り大会、サッカー観戦チケット等のレクレーション活動の情報などが満載されている。組合員の中には、レクレーション活動に関心の強い人がいるが、その人にも機関紙は強い味方となる。1つの事例は、「アルビレックス新潟」のサッカー試合観戦チケットの無料配布である。1人当たり、30枚30は無料で配布するが、申込みは組合員個人でも組合単位でも大丈夫であり、また、直接、チケットをとりに来ることもファクスにて申し込み、郵送で送ってもらうことも可能である。取りに来る組合員には、郵便物など届け物を渡して、当組合員の組合委員長に渡すように頼むこともある。組合員は、それを手渡すことにより、組合委員長との接点ができ、組合員と執行部とのコミュニケーションができる。もしその郵便物が、中越地協活動に関する動員のことであれば、「封筒開けると、まったく無視できなくなる」ことになり、単組の中越地協活動への参加を促すことにつながるのである。また、チケットを渡す時に、「アルビもいいけど、た

まにはこっち手足らんときは頼むよな」というと、動員に協力してくれる。

組合員が興味を持っているのは、サッカー以外に囲碁、将棋、釣りなど多岐にわたっている。組合員は、機関紙を通じて、囲碁大会・将棋大会の情報を入手するが、もし、単組の幹部が機関紙を組合員におろしていなければ、「(機関紙が;筆者)来たらちゃんと落としてくださいよ」といわれることもある。そういわれないためにも、機関紙を組合員におろしていかなければならないが、その過程で単組と組合員とのコミュニケーションの円滑化³¹が図られる。

機関紙は、活動のフィードバックの機能を果たして組合員の活動の意義を伝えている。一例としては次のことが挙げられる。すなわち、労働相談・LSCのチラシを、産別ごとに地域と配布期間を決めてまくようにしているが、それをみて相談に来る人がいる。「皆さんが一生懸命手分けしてポスティングしてくれたことによって、本当に生活破壊寸前の人が来て、それだけの人たちがこういう問題で来て、相談事案³²もたまに載せていますし、こういう形で1人1人が助かっている人がいて、皆さんがかいている汗はこういう形で人の助けになっています。」といわれるように、中越地協の組合員は、機関紙を通じて、自らの運動の意義を確認することができる。

ある面では、機関紙に押されて地協運動を行っているといっても過言ではない。「(活動を;筆者) やらないのに記事ができるわけがないんだ。だから、ニワトリが先か、卵が先かという論理なんです。」というほど、多くの運動を行い、それを載せる機関紙という側面と、機関紙を出さなければならないから運動をやらざるを得ないという側面を併せ持つといえる。中越地協にとって、機関紙は運動の生命線であるといえよう。

また、機関紙は、金子事務局長にとって活動の検証手段であり、自己革新への足がかりでもある。「機関紙は、支部分会にまで全部直接落として、(金子事務局長が:筆者)何をやっているか現場が分かるという仕組み」で「自分が絶えず批判の対象にさらされる」役割をしている。「批判されるのも何も全部オープンにしてやることで、やっぱりそれに耐えられなければ自分で辞任しておりればいいし、立候補しなければいいわけです。問題は自分自身が、組合員から検証の対象にされていくという、何らかの場をつくらなければだめだ」と、金子事務局長は思っている。組合員からの検証や批判を足がかりに毎日新陳代謝を行い、自己革新を遂げている。それにより、1人が特定のポストに長く就いていると起こりやすいマンネリズムを、克服することができるのである。金子事務局長は、約20年間中越地協の事務局長を務めてきたが、機関紙とともに自己革新を遂げてきた結果、万能型地協を築き上げたのである。

(5) 透明な財政運営と財政の効率化

中越地協は、費目(会計科目)を連合新潟のものに合わせて、透明な財政の運営に努めている。連合新潟は、以前、12地協を10地協に再編するときに、統一した会計科目をつくり、それまでの地協財政を全部見直した。

中越地協は、最近3年間、収入が増えている(**図表2-2参照**)。前年度増加率は、2006年度24.1%、07年度10.5%、08年度29.3%である。ただし、2008年度は支出の中に含まれている支部交付金

(6,500,000円) は除かれている。2008年度から、長岡市周辺の6地域が中越地協の支部として再編されており³³、以前、連合新潟から支給されるそれぞれの支部への交付金が中越地協を経て支給されることになったことに伴う変化である。

中越地協は、2005年度まで、参加組合から毎月組合員一人当たり50円の会費を集めていた。それが収入の6割以上を占めていたが、2006年度からは会費拠出を取りやめた。その代りに、連合新潟からの交付金が収入の6割前後を占めることになった。助成金は、連合新潟、自治体、その他からなっているが、最近4年間、年度平均的に収入の17.5%を占めている。繰越金は、2007年度まで増加したが、2008年度は減少している。雑収入は、預金利息、祝儀、印刷代、その他から構成されているが、収入の1~3%の間を推移している。

図表2-2 中越地協の収入と項目別割合の推移(決算ベース)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	
合計 (円)	13, 729, 961	17, 033, 619	18, 862, 881	30, 818, 413	
会費 (%)	61.8%	0	0	0	
交付金(%)	13.1%	60.6%	54.7%	64.3%	
助成金(%)	15.7%	18.5%	21.9%	13.7%	
繰越金 (%)	7.9%	17.4%	22.1%	19.5%	
雑収入 (%)	1.5%	3.5%	1.3%	2.5%	

資料出所:中越地協『連合中越定期総会議案書』各年。

中越地協の最近4年間の支出項目別割合は、下記の**図表2-3**の通りである。年度により、支出項目が異なっているので正確な比較はできない。特に、2005年度は人件費の中に事務局長専従分担金が含まれていること、また、2008年度には新たに支部交付金が入ったからである。

中越地協は、財政の効率化に努めているが、その一つが幹事会等の参加費用である。参加費用は、 交通費に対する実費支払いのみであり、そのほかの手当ては一切なくした。相談ダイヤル当番は1日 1,000円と昼食提供、様々な活動への動員には日当などの手当ては一切払わない。そうした緊縮財政で、 「連合新潟からの交付金で金がないからできませんなんていうことはひとつもない。」という。

図表2-3 中越地協の支出項目別割合の推移(決算ベース) 単位:%

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	
支部交付金34	0	0	0	21. 1	
人件費	26. 5*	7. 2	12.0	11.0	
総務費	15. 4	13.8	11.7	11.5	
会議費	6. 2	6. 3	5. 7	5. 4	
活動費	34. 8	45. 3	42.8	26. 3	
備品費	0	0.3	0. 2	0.5	
特別会計支出	0.7	1.7	1.6	1.6**	
予備費	0	0.9	0	2. 4	
次年度繰越金	15. 7	24. 5	26. 0	20. 2	

資料出所:中越地協『連合中越定期総会議案書』各年。

注:*2005年度の場合、人件費に事務局長専従分担金の17.5%が含まれている。また、支出項目に上記項目以外に組織強化基金(0.7%)があった。それは、地協の結成20年やメーデー80回目等の節目に使うために積立するものである。

**2008年度の場合、特別会計支出は積立金である。

(6) 巻き込み手腕

金子事務局長は、事務局の仕事について次のように語った。「事務局の仕事というのは、自分がひたすら汗をかくことではなくて、人を動かすためにネットワークをどうやってつくるか。いろいろなものを寄せたり、連合の組織の中の1つ1つの眠っているところを起こして動いてもらうことが事務局の仕事であり、動くためにどうするかというのを事務局がやらなければいけない。」という考え方から、多くの人を巻き込む形で地協運動を進めてきている。いくつかの巻き込み手腕をあげると次の通りである。まず、第1に、OBを巻き込むことである。LSCのコーディネーター、機関紙の梱包、NPO活動等、多くの地協活動にかかわる機会をOBに与えて、OBの力を活かしている。

第2に、年中イベントを活かしてレクに興味ある組合員³⁵を巻き込む。中越地協は、「年中イベント³⁶をしているんです。これ、本当に何でこんなにやるというほどやっていて、このイベントでどこかで組合員が引っ掛かるわけです。そうすると、引っ掛かった組合員というのは、必ず組合員に、おれ、行ってきたとか、どうだったとか、組合員が知らなくても、入賞した何々労組なんて書いてあるわけだ。聞かれてみんな来るわけだ。」という形で、イベントを活かして多くの組合員を地協活動に巻き込むのである。また、様々なイベントにはそれぞれの担当者が割り当てられるが、できるだけ事務局長や議長よりもその人に、挨拶等の主催者としての役割を果たすようにしている。それにより、本人が成長するとともに、参加者とのつながりが太くなる。人をよく使い活かしている。

第3に、NPO活動を活かして、一般市民、企業等を巻き込む。約4,500人の一般市民がNPO活動 にかかわっており、長岡に所在しているほとんどの企業がNPO法人循環ネットワークの会員になっ ている。 第4に、金を活かして単産・単組を巻き込む。その際、機関紙を活用している。機関紙の創刊600 号などの節目に、機関紙に名刺広告を載せるが、それには一定の広告費をもらう。「お金を出せば機関 紙600号だということで、簡単に言えばお金を出すわけだから、そうすれば、ちゃんと見るし、600号 記念のイベントをやるということになれば、おれは金を出したと来るんです。そうすると、金を集め ると人が動くんです。」という形で、金を媒介に多くの単産・単組や組合員を巻き込んでいる。

こうした巻き込み手腕に対し、連合新潟の江花会長は、「様々な活動内容もさることながら、人の活かし方、地域とのつながりが見事だと思います³⁷」と高く評価している。

3. まとめ

中越地協は、全員参加による万能型地協の活動を果たしている。全員参加は、地協の構成員である 組合員だけではなく、NPO活動等を通じて、地協の所在地の多くの人をも含むものといえよう。そ のような中越地協の活動は、金子事務局長の個人的な力量に負うところが大きいが、その力量の1つ が人々を巻き込む手腕にあり、それによって多くの組合員・市民によって支えられている。まさに、 「地域に根ざした顔の見える地域運動」を展開している。

連合新潟の江花会長は、金子事務局長によって進められた地協の活動を「金子モデル」と名付けている。「金子モデルをみて『ああ、あれはいいな』というものを取り入れるだけの意欲、熱意」をもった人材をどう発掘することができるかあるいはそういうふうに育成していけるかが大きな焦点となる。「互いの運動交流の中から、お互いに学び合うこと」が何より肝要である。

連合新潟は、「金子モデル」を県内に拡大しようと狙い、2009年11月から金子事務局長を県の労福協の専務理事に充てることにした。「金子モデル」の県内拡大により、地協が「どうやって地域間交流で自らのレベルを変えていくのか」が注目されている。

連合では、2006年から106モデル地協運動を展開しているが、中越地協の発掘は今後の運動に大きな推進力の1つになるとみられる。「金子モデル」の全国拡大を検討することも重要な選択肢の一つといえよう。

地協運動は専従の事務局長1人でできるわけではない。多くの人が参加し支えていかなければうまくいかない。事務局長の重要な仕事は、自らプレーヤーとして活動するだけではなく、多くの人が運動に参加できるような機会を作ること、また、その人々を活かすことであるが、それを一言でいえば「巻き込み手腕」である。この巻き込み手腕は、出身産別を持たないハンディを克服する形として発揮された。

それぞれの地協や事務局長には何らかのハンディがあるだろう。そのために目指すべき運動ができないと考えないで、それをばねに運動をもっと強めることができるチャンスと考えることがどれほど重要なのかを、金子事務局長は中越地協の運動を通じて示した。ハンディさえ活かすという逆転の発想が全国の地協運動に広がっていけば、「地域に根ざした顔の見える組合運動」の明るい未来が展開されると確信する。

(労働政策研究・研修機構 主任研究員 呉 学殊)

- 4 『れんごう中越地協』2009/03/21.
- ⁵ 連合新潟には、個人でも加入できるにいがたユニオンが設置されており、労働組合としての労働三権を行使している。 中越地協はそのにいがたユニオンの支部をおいているが、組合員数は 2009 年 4 月現在、18 人である。
- ⁶ 岩塚製菓の組織化も「相談ダイヤルでポツポツと相談が来て、いわゆる労働基準法違反ではないかとか、いろいろな相談が来る。岩塚製菓のところからの相談が3件、4件と重なった。」そのため、チラシを岩塚製菓の所在地に重点的に配布した結果、もっと多くの人々から相談が寄せられた。その人々の中から、「骨のある人を3、4人ピックアップして、組合をつくらないかという話で組み立てて、1年半かけて結成した。」という。
- 7 不当解雇は、組合執行委員長1回、副委員長2回、書記長4回という常識外れのものであった。
- 8 2009 年 10 月 28 日、日本生産性本部の「新しい労組を創る研究会」における金子事務局長の発表。
- ⁹ 中越高齢協(中越高齢者協議会)は、連合組合員の OB・OG 組織・退職者の仲間が結集した協議会であり、高齢者政策、とりわけ介護制度など豊かな老後・高齢者社会づくりに積極的に活動している。
- 10 2005 年から 2007 年までは、中越地震のために中断された。
- 11 「行政の人は、2 年、3 年、4 年でぐるぐる変わる」が、「こっちも 1 期 2 年で、せいぜい 2 期 4 年ぐらいで変わるとしたら、行政とまったく対等にやり合いできない」のが一般的である。しかし、地協の担当者の勤続年数が長くなると、「(行政の;筆者)部長とほとんど互角に話しやれるが、それは、向こうよりこっちのほうがずっと行政が分かるわけ」だからであると、金子事務局長は、話してくれた。
- ¹² この募金活動により、市民も「労働組合というのは、自分の給料を上げる話とボーナスを増やす話と、休みを増す話、そんな話しか聞いたことがないけれども」「地域貢献という部分も含めて平和運動」をやる組織だという意味で認識を改めて連合運動への理解を高めたそうである。
- 13 連合中越地域協議会(1995)『長岡市戦災殉難者慰霊塔移転修復募金町内個別訪問活動を振り返って』。
- 14 金子事務局長が生ごみリサイクルについて着想したのは次の通りである。鶏の卵は、30 年、40 年の間、物価は 17 倍も上がっているにもかかわらず、その値段が基本的に同じであった。なぜ、それが可能であるか、徹底的に調べた。その結果、鶏の飼料が、輸入過程で消毒されすぎて残留農薬が多い。また、一定期間内により多く産卵させるために排卵促進剤を混ぜる。こうして生まれた卵を食べる気がなくなった。そのため、自ら鶏を飼い始めて、餌としては、自宅の野菜くず、豆腐屋さんのおから、魚屋さんのあらなどを使った。その体験から、生ごみを再利用するとの創案ができたのである。
- 15 設立の際に、中越地協の金子事務局長が、みずばしょうの事務局長となり、OB の 2 人が共同代表となった。
- ¹⁶ 旧長岡市は、江戸時代には長岡藩の城下町として栄えたが、戊辰戦争と第二次世界大戦(長岡空襲)の2度にわたり壊滅的被害を受けたため、史跡がなかなか見えにくい状態である。その中でも残っているものがあるからそれを拾い起こす運動である。
- 17 1999 年 4 月 16 日、NPO 法人として認証された。
- ¹⁸ 2009 年 10 月現在、122 校に及んでいる。集められた残さは、ある養豚場の生ごみ処理場に運ばれて、NPO の購入した処理機械により豚の飼料として生まれ変わる。残さはいくつかの種類に分別されているが、それを行うのは学校の調理員である。調理員は自治労の組合員が多く、自治労の了承のもとで、その分別に協力してくれている。
- 19 具体的な活動内容は、NPO 法人地域循環ネットワークのホームページ(http://park16.wakwak.com/ $^{\sim}$ jnet/)を参照されたい。
- ²⁰ 受賞日は、2004年11月23日であった。「学校給食調理くず・残さの全市全校再生利用活動」が受賞の理由であった。具体的にみると、地域循環ネットワークは、学校給食での調理員の協力による分別、ボランティアによる個別回収、畜産農家での飼料としての利用、食材としての利用は、学校でのゴミ減量化、環境学習などにも貢献する一方、地産地消など、地域と一体になった循環型社会を目指す活動として高い評価を受けた。
- ²¹ 受賞日は、2008年10月21日であったが、「リデュース・リユース・リサイクル (3R)」推進功労者として授賞された。具体的な授賞内容は、「資源の循環とともに、各分野(給食調査残さ再生利用事業、割りばしリサイクル再生利用事業、エコグリーン事業、炭焼き工房事業、里道・里山整備事業、廃食油再生利用事業など)で人のネットワークが形成され、障害者や高齢者、児童・生徒・ボランティアなどが多様に組み立てられていることが評価されたもので

¹ 書記の1人は勤続20年のベテラン、もう1人は勤続1年である。2008年より2名体制となった。両者ともフルタイムで働いている。

 $^{^2}$ 連合新潟中越地域協議会に対するヒアリングは、第1回目 2009 年 4 月 3 日、第 2 回目 6 月 12 日、そして第 3 回目 7 月 1 日行った。3 回すべて金子博事務局長、第 2 目は矢島良彦議長、また、第 1 回目と第 2 回目は連合新潟江花和郎会長よりも貴重なお話を伺った。なお、第 2 回目は長岡ライフサポートセンターの総会に陪席した。また、第 3 回目は、NPO 地域循環ネットワークの学校給食残さ回収と処理の現場を見学することができた。連合総合組織局の一條茂局長は、ヒアリングができるようにアレンジをして頂くだけではなく、第 1 回目と第 2 回目のヒアリングの際に同行して頂いた。この場を借りて、皆様のご協力に対し心より感謝申し上げる。ちなみに、ヒアリングは 3 回とも連合総研の南雲智映研究員と一緒に行った。

³ 旧 6 地協が、中越地協の支部(栃尾支部、見附支部、小千谷支部、北魚沼支部、南魚沼支部、そして十日町支部)として再編されたのは 2007 年 12 月である。

- ある。年間で延べ6,500名以上が参加する。」という。
- ²² 小学校 4 年生教科書の「どうとく」の新潟県版にも地域循環ネットワークと金子事務局長の活動内容が 4 ページに わたって紹介された。同教科書は、2005 年発刊されて、2009 年改訂されているが、同内容はそのまま掲載されている (発行者「教育出版株式会社」への電話による確認、2009/09/10)。
- ²³ 山古志村の人々は、地震により大きな被害を受け一時仮設住宅などで暮らしていた。復興が進んでも 30%の世帯が 以前の住まいに戻っていないという。放牧は、基本的にそういう方々の耕作放棄地で行われている。
- 24 『れんごう中越地協』 2008 年 5 月 21 日。
- ²⁵ コーディネーターは、連合の組合 OB であり、全員個人加盟のにいがたユニオンに加入している。そのため、組合員の資格としてコーディネーターの仕事をこなしている。
- ²⁶ ながおか LSC のサテライトである見附事務所は、LSC 相談活動から「みつけ元気助け合いの会」を誕生させた。その会は、耕作放棄畑にソバの種を捲き、刈り取り、脱穀、製粉、そしてソバ打ち企画を展開するとともに特養施設訪問等の活動を通じて「地域再生」の萌芽を生み出したと高く評価されている。
- ²⁷ LSC 設立後、約 14 か月で約 300 件の相談件数は非常に多いといえる。後述の周知活動も重要であるが、LSC の設置場所も大変重要である。同センターは、中越地協のある若干郊外地にある。そのため、多くの人々が訪ねにくいと思いがちであるが、実はその反対である。「わざわざ自分の悩み事や多重債務や離婚の話や子どもの不登校の話を、人がぞろぞろぞろごといる市役所の前や駅前や中心市街地のみんな、みんなが歩き回って闊歩しているようなところに(LSC の;筆者)看板張って、人が入りますか。入るはずがないでしょう。だから郊外がいいんだ」との判断の下、金子事務局長は、立地場所を決めたという。それが見事に的中したのである。
- ²⁸ ながおか LSC の役員には、5つの NPO 法人の幹部が名を連ねている。そのくらい、中越地協は、NPO 法人との密な連携をとっている。
- ²⁹ 中越地協は、機関紙を組合員 20 人に 1 部という形で郵送するが、1991 年 3 月に郵便物第 3 種認可を得た。月 2 回 と月 3 回の料金はさほど違わないので、月 3 回に踏み切る 1 つのきっかけとなった。
- ³⁰ 最も安いビジター席(自由席)でも大人 2,000円(当日購入 2,500円)、小中高 1,000円(当日購入 1,500円)である。中越地協は、年会費を納め、アルビレックス新潟の応援団に加盟している。
- 31 それは、「(機関紙が;筆者) 単組の中の役員と組合員の緊張感をつくる」役割を果たしている。もう一つの例は、 釣り大会で参加した組合員が優勝等で入賞すると、組合員の属している組合の委員長は、「こうやって胸を張る」、「鼻 が高くなる」など、自慢話となり、中越地協への協力度が増す。
- 32 LSC の相談事例は、何か月のものを簡潔にまとめて機関紙に載せている。
- 33 栃尾支部、見附支部、小千谷支部、北魚沼支部、南魚沼支部、そして十日町支部である。
- 34 支部交付金は、1 支部ごとに基本的にかかる費用として定額 30 万円を交付するが、そのほか、組合員数に合わせて配分している。
- 35 組合員であっても組合に積極的に関心を持っていない人もいる。そういう人にとって、「(機関紙に;筆者) そんな組合のことばっかり書いて、読まねえですよ。その上、組合費とられたうえに、さらに動員も出るのか」というふうに組合を面倒がる人もいるが、その人々の中には、レクに興味を持つ人がいる。様々なレク情報が入っている機関紙は、彼らにも興味のある情報誌となっている。
- 36 囲碁や将棋や釣り等のイベントに参加すると、参加費がいくらかかかるが、「ちゃんと組合を通してくれ、そうしたらちゃんと組合から参加費の1,000円ぐらい補助する。」こうした参加費補助を通じて、もっと多くの組合員がイベントに参加できるようにしている。
- 37 『れんごう中越地協』第600号(2008年3月21日)

第3章 ブロック制導入の試み

連合静岡1

はじめに

連合静岡で組織改革の議論が始まったのは2005年第16回定期大会である。そこでは、連合静岡、産別、地域協議会(以下、地協)、単組の各レベルで行っている活動の重複を見直し、それぞれの役割分担を明確にすることが提起された。その上で、連合静岡および地協は、①政治・政策、②組織対策、③国民運動の3分野に活動を特化することが示された。続く2006年第17回定期大会では、モデル地協として沼津・北駿、静岡、浜松の3地協を選定し、さらに、連合静岡ユニオンが結成される。その後、「モデル地協フォローアップ委員会」を立ち上げ、モデル地協の課題整理と活動の検証も行った。そして、連合の300地協構想に基づくと、静岡では13地協を9地協に再編成し、専従者を配置することになるが、財政上も、人材の面からも実現するのは難しいとの結論に至る。この結果を受けて、2007年、第18回定期大会で、モデル地協の発展的解消と書記局体制の再編成によるブロック制の導入が決定された。これは、連合「第二次組織財政検討委員会・答申」(2004年第43回中央委員会)で例示されている地協が果たすべき10機能を具体的に実現するための1つの選択であったといえる。

以下では、地域労働運動の活性化に向けた連合静岡によるブロック制導入の試みと、ブロック制への移行による地協活動の現状と変化について、浜松地協を事例として取り上げて報告する。あわせて、ネットワークを活用した「ライフサポートセンターしずおか」の活動についても、「地域に根ざした」活動の1つのあり方として紹介する。

1. 連合静岡の組織概要

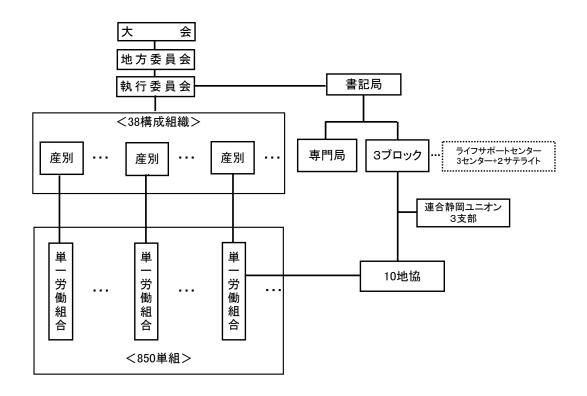
(1) 概要

連合静岡は、37産別・850組織で構成され、その組合員数は約19万人である。地協数は再編が進み、2005年の13地協から、現在は10地協となっている。また、地域ユニオンである「連合静岡ユニオン」が結成され、東部、中部、西部の各ブロックにそれぞれ支部が置かれている。

執行委員会は、会長、副会長8人、事務局長、副事務局長2人、執行委員36人、会計監査3人で構成される。ブロック制移行に伴い、規約が改正され、地協枠として3ブロックから計3人が執行委員として選出されている。

書記局体制であるが、本部のほかに、東部、中部、西部の3つのブロック事務所が設置されている。 本部に6人、東部ブロック事務所に6人、中部ブロック事務所に5人、西部ブロック事務所に5人が 専従者として配置されている。このうち構成組織からの派遣専従者は6人である。

図表3-1 連合静岡の概念図



(出所) 連合静岡「機関運営図」(http://www.rengo-shizuoka.jp/about/diagram/index.html)、同(2007)『第18回 定期大会 第一号議案 地域に根ざした顔の見える労働運動をめざして一連合静岡事務局のブロック体制についてー』、および関係者への聴き取りから作成した。

(2) 予算

連合静岡では、地協強化費として年間予算の14%が10地協に交付されている。これには事務所費および人件費は含まれていない。各地協への予算配分は、固定費、組織人員比例分、複数拠点見合分によって算出されている²。これまでは、3つのモデル地協には強化費を上乗せしていたが、2009年度から廃止した。一方、単組数に比例して活動費が増える実態にあり、単組数も配分基準としていくことが検討されている。また、地協再編で地協数が減少したことにより、地協交付金が減少しており、これを増やす方向で見直すことにしている。

なお、地協の予算執行状況については、連合静岡の執行委員会および地協において会計報告が行われている。これによって交付金使途の透明性は確保されていると認識されている。地協会計の連結決 算化は、現在のところ予定されていない。

2. ブロック制導入

(1) 機能の整理

連合「第二次組織財政確立検討委員会・答申」(2004年第43回中央委員会)(以下、連合答申)を受けて、連合静岡では組織改革の議論が本格的に始まった。連合答申では、地方連合会の取り組むべき活動分野として、①組織拡大、②中小・地場組合支援、③政策制度実現、④社会活動参加、⑤政治活動が挙げられた。また、地協に求められる機能として、①交渉機能、②中小労組支援機能、③共済機能、④生活相談機能、⑤政策提言機能、⑥働く人の街づくり機能、⑦中小企業支援機能、⑧退職者の拠り所機能、⑨職業紹介機能、⑩NPO・ボランティア団体とのネットワーク機能が例示された。

連合静岡では、まず、地方連合会、地方産別、地協、単組間で重複している活動があり、それをどのように整理し、それぞれの役割分担を明確にしていくのかが検討された。2005年第16回定期大会では、産別および単組との機能分担において、連合静岡および地協は、①政治・政策、②組織対策、③国民運動3の3分野の活動に特化すると整理された。

連合答申の柱の1つは、地協活動の強化であり、いわゆるモデル地協構想の具体化として地方連合会で展開される。連合静岡では、2005年定期大会でモデル地協の設置が提起され、2006年第17回定期大会において沼津・北駿、静岡、浜松の3地協がモデル地協として選定された。あわせてモデル地協の機能が次のように整理された。すなわち、新たに取り組むべき機能として、①労働相談機能、②個別交渉機能、③組織拡大機能、④中小労組支援機能が挙げられ、現状の①政策提言機能、②政治活動については、これを強化することが示されたのである。同時に、「連合静岡ユニオン」が結成されている。

その後連合は、「地方活動フォローアップ特別委員会」を設置し、モデル地協の活動の検証と課題の整理が行われることになる。連合のモデル地協構想に基づけば、連合静岡は、将来的に13地協から9地協に再編成し、それぞれに専従者を配置することになる。しかし、財政上も、人材の面からもその実現は難しいとの結論に至る。この結果、2007年第18回定期大会で、モデル地協の発展的解消と書記局体制の再編成によるブロック制の導入が決定された。モデル地協も含めて地協には専従者を配置せず、第17回定期大会で示されたモデル地協の新たな4つの機能は、書記局専従者が担い、地協は従来から行っている活動を強化することが選択された。同時に、より地域に近い場所に書記局を配置する必要があるとの判断から、県内3ヶ所にブロック事務所を設置することになった。

図表3-2 連合静岡と地協の役割分担

連合	連合静岡			
第二次組織財政確立 検討委員会答申	第 16 回定期大会 (05.10)	第 17 回定期大会 (06.10)	第 18 回定期大会 (07.10)	
(04.10)	【課題:活動領域の特化】	【課題:モデル地協立ち上げ】	【課題:ブロック制】	
■地方連合会の機能	■連合静岡の活動			
①組織拡大	①政治·政策機能			
②中小地場組合支援	②組織対策機能			
③政策制度実現	③国民運動 ————		教育機能	
④社会活動参加				
⑤政治活動				
■地協の機能		<モデル地協>		
①交渉機能		■新たに取り組む機能		
②中小労組支援機能		①労働相談機能 ——		
③共済機能		②個別交渉機能	ブロック専従者	
④生活相談機能		③組織拡大機能	, ,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
⑤政策提言機能		④中小労組支援機能 ——		
⑥働く人の街づくり機能				
⑦中小企業支援機能		■現状地協の強化		
⑧退職者の拠り所機能		①政策提言機能	地協	
⑨職業紹介機能		②政治活動	」	
⑩NPO・ボランティア団体				
とのネットワーク機能				

(出所)連合静岡(2007)、および、関係者への聴き取りから作成した。

(2) ブロック事務所の役割

ブロック事務所は、連合静岡の地域事務所であり、連合静岡の専従者が複数常駐し、地協および単組に対する活動のサポートをしている。最も重要な役割は、連合静岡の方針および決定事項をブロック内の各地協・単組に説明し、周知徹底を図ることである。そのため、ブロック事務所の専従者は担当地協を持ち、必ず、地協の三役会と幹事会に出席している。ブロック事務所に配置された専従者は、また、定期的に開催される連合静岡の事務局会議⁴に出席し、地協における方針の進捗などの情報を相互に交換し合い、地協間で取り組みに温度差が出ないよう、意思統一を図っている。

ブロック事務所は、「連合静岡ユニオン」⁵の支部の事務局も担っている。さらに、常設の労働相談に担当者を配置し、常時相談に対応している。相談内容に応じて、ユニオンへの加入を前提として団体交渉も行っている。西部ブロックでは常設の労働相談のほかに、連合静岡で実施している年3回のキャンペーンに積極的に取り組んでおり⁶、地協の役員が相談員として参加している。

ブロック専従者はさらに、労福協、労金、全労済、ライフサポートセンターしずおか、NPOなど

外部組織との連携を日常の活動の中で行っている。ライフサポートセンターしずおかの相談窓口は、 西部ブロックと東部ブロック事務所に併設されており、相互に連携が取りやすい態勢がとられている。 あわせて、地域政策の立案と実現のため、推薦議員と連携を取っている。

(3) ブロック制への移行をめぐって

ブロック制導入の背景には、単組の役員に地協の運動に積極的に関わってもらうにはどうしたらよいのかという問題意識があった。例えば、以前は、モデル地協として選定された3つの地協では、連合静岡の専従者が、地協の専従事務局次長として企画から運営、事務作業にわたる多くの仕事を担っていた。連合静岡に「おんぶに抱っこ」で、必ずしも地協の主体的な活動にはなっていなかった。また、地域に根ざした運動は3つのモデル地協だけがやるべきものではなく、すべての地協が推進していくべきものであるとの意見も出されるようになっていた。結果として、3つのモデル地協から連合静岡の専従者を引き上げて、ブロックに再配置することによって、すべての地協の活動をサポートし、連合静岡と地域の調整役となるよう、役割をあらためたのである。

ブロック事務所への専従者の配置にあたっては、1人ではなく複数とすることにこだわった。例えば、西部ブロックの場合、5地協をカバーしている。地協が主体的に活動するとしても、専従者1人で5地協すべての活動をサポートするには、仕事量が多すぎる。そこで、複数で仕事をすることにした。また、同僚がいる方が、相談や情報交換ができ、互いの切磋琢磨にもなる。単組や訪問者にとっても常に誰かが事務所にいるという安心感が生まれる。これらが理由であった。

ブロック制の考えの下では、3つのモデル地協においては、地協活動の実務を中心的に担っていた 連合静岡の専従者がその任務からはずれることになる。自分たちで運営することになるため、反対の 意見も出された⁷。地協代表者会議や事務局長会議でブロック制導入の趣旨を説明し、とりわけ、3地 協の事務局長の負担が増えることになるため、個別に意見交換を実施して、理解を求めた。

(4) 現状から言えること

ブロック専従者が地協活動のサポート役にまわり、定期的に地協三役会・幹事会に出席することによって、連合静岡の方針や決定事項への理解が深まり、意思統一が図られ、全体としてのまとまりが出てきているという。「従来だと、執行委員会で決まったことに取り組むにあたって(単組の)理解も薄いままどんどん先に進んでいってしまった。結果として、取り組んだところ、取り組まないところがあった」®が、ブロック専従者が地協会議に出席することで、活動のチェックができるようになった。

ブロック専従者の地協幹事会への出席は、さらに、連合静岡が単組の状況を具体的に把握すること を可能にしている。今単組で何が問題となっているかを知ることは、全体としての課題設定や、地に 足がついた運動展開には不可欠である。

3. ローカルマニフェスト

2007年の統一地方選挙に向けて、連合静岡、県議会の連合静岡推薦会派である「平成21」、「民主党静岡県連」の三者でローカルマニフェストを策定した。10年後のあるべき姿が、「10の約束」として次のように示されている:①地震が来てもこわくない安全・安心な静岡県、②ゴミ 0 (ゼロ)の循環型社会が目の前に近づいている、③子供も大人も楽しく学べる教育環境が整っている、④公民館活動が充実し、誰もがスポーツや文化活動に参加しやすくなっている、⑤子供を安心して生み育てられる福祉県、⑥高齢者や障害者が健康で自立した生活が送れる風土が育っている、⑦働やすさ抜群の雇用・労働環境が整っている、⑧産業活力日本一の産業立県しずおか、⑨交通事故と犯罪のない安心・安全な社会が実現している、⑩多文化共生がより進んだ先進県になっている。マニフェストは、選挙のみを目的としているのではなく、むしろ、支援する議員が「掲げた内容に対してどのように取り組んでいるのか」、「達成状況はどうなっているのか」をチェックするための材料として機能することに重点を置いている。連合静岡のホームページのには各議員の議会での発言内容や、「10の約束」の達成状況が項目ごとに掲載されている。

これとは別に、政策制度要求実現の活動として、県への政策要請と定期協議を毎年実施している。 要請項目は雇用労働問題、社会福祉、その他、の3つ分野で30項目以上にのぼる。事前に「部局懇談 会」を持ち、連合静岡の書記局と県担当部局の課長および係長との間で、項目ごとに内容確認と協議 を行っている。

4. 浜松地協の事例

(1) 組織概要

① 概要

浜松地協の結成は1989年である。浜北北遠地区を除く浜松市を活動エリアとしており、現在の組合員数は37,251人、構成組織数は23産別・144単組と、10地協の中で最大の規模である。単組数の内訳を産別ごとにみると、JAM静岡が27単組、自動車総連が26単組、UIゼンセン同盟が17単組と続く。組合員数は、自動車総連が最大で14,513人、次いでJAM静岡が7,765人、県教組が2,956人である。自動車総連、JAM静岡、電機連合、基幹労連をあわせた金属製造業部門が全体の3分の2を占める。役員体制は、議長、議長代行、副議長4人、事務局長、事務局次長3人、幹事13人(会計監査2人を含む)で構成されている。役員はすべて地協非専従である。事務局次長はブロック制への移行を機に1人から3人に増員された。

図表3-3 浜松地協構成組織の状況(2009年8月現在)

産別名	単組数	組合員数	産別名	単組数	組合員数
自動車総連	26	14,513	全国ガス	1	375
JAM静岡	27	7,765	フード連合	3	257
電機連合	5	2,460	JSD	1	119
UIゼンセン同盟	17	1,822	国税労組	2	193
自治労	4	897	基幹労連	2	43
県教組	1	2,956	全労金	4	69
電力総連	7	559	国公総連	1	28
JP労組	5	916	政労連	2	48
情報労連	3	476	JR総連	2	24
JR連合	3	1,340	NHK労連	1	17
県私鉄	10	842	連合ユニオン	9	759
運輸労連	8	949	合計	116	35,495

(出所) 連合静岡資料

(注)「連合ユニオン」とは連合静岡直加盟組合であり、地域ユニオンの「連合静岡ユニオン」 とは異なる。

組織運営は、三役会議と、役員23人全員から構成される幹事会で行っている。また、活動分野ごとに、政策推進部会、地域活動部会、情報宣伝部会、安全衛生部会の4つの専門部会を設置し、役員間で役割分担を図っている。副議長と、事務局長、事務局次長がそれぞれ専門部会を担当し、企画・運営を行っている。

② 議長と事務局長

活動のリード役を担う議長および事務局長は地協結成以来、大手労組を中心に選出されてきた。大手であり、本社が浜松にあることから、行政との関係においても、地域での役割が期待されているためである。したがって、この役職を担うことは地域における責務と認識されている。

現在は、議長にはスズキ労組本部の副委員長が、事務局長にはヤマハ労組本部の副委員長がそれぞれ就任している。2人とも単組の専従である。議長は、7年前に1期2年間、連合静岡の他地協で副議長を務めた経験を持ち、2008年11月の大会で浜松地協議長に就任した。事務局長は、2005年に浜松地協事務局長に就任以来、現在2期4年を務めている。

(2) ブロック制移行と対応

① 対応

モデル地協であった浜松地協では、連合静岡の専従者が地協の専従事務局次長として、事務的な作業など実務も含めて運営全般を行っていた。ブロック制への移行で、自主運営となるため、事務局長の実質的な負荷が高まることが予測された。

現在の地協事務局長は、基本は単組の役員であり、地域における連合、労福協、事業団体等、多くの役割を担っている。そのため、地協の実務を「全部1人では抱えきれない」¹⁰と思い、役員に対して役割を分担することへの理解と協力を仰いだ。その結果4つの専門部会を設置し、事務局次長3人

とした。専門部会設置に持たせた意味合いは、役員間の役割分担だけではなく、活動の推進役として の期待である。実際に、副議長と事務局次長が中心となって専門部会活動を進めているが、事務局主 導型から、次第に参加型に変わってきており、活動自体が活発になってきているという。

② 西部ブロック事務所との連携

西部ブロック事務所は、全県で3ヶ所設置されている連合静岡の地域事務所のうちの1つである。 事務所は浜松市内にあり、連合静岡の専従役員4人と、職員1人が配置されている。専従役員3人で、 西部ブロックがカバーする5地協の担当をそれぞれ決めて、活動のサポートと、連合静岡と地協間の 調整をしている。浜松地協では、144単組の全てを議長と事務局長で巡回することは困難である。日頃 から連絡をとりにくい単組には、ブロックの担当者と連携をとりながら、訪問している¹¹。

ブロック制は、西部ブロック内の他の地協にもよい結果をもたらしている。以前は、浜松地協以外の4つの地協は、地協の連合静岡から専従者は配置されず、独自で活動していたが、ブロック専従者がこの4つの地協を担当することによって、地協との関係が強まった。担当者が定例的に地協幹事会に出席することで、連合静岡の方針が行き渡り、徹底されるようにもなっている¹²。

(3) 単組の参加

① 幹事会の機能

地協活動を推進する上で肝要なのは幹事会をどう機能させるかであろう。浜松地協では、幹事会を情報の共有化を図る場と位置づけた。幹事会のメンバーは23人である。そのなかには組合非専従の役員もいるため、メンバー全員が集まることができるよう、会議は平日の午後6時から開催するようにしている。幹事会はほぼ月1回、開催されている。出席率は高いという。

幹事会では連合静岡の情報を伝えることが重要であるため、連合静岡執行委員会開催から1週間以内を目途に幹事会を招集している。幹事会では、ブロックの担当者が必ず連合静岡の方針や状況を説明し、方針の徹底を図っている。さらに、幹事単組だけでなく、幹事を通じて産別や単組にも情報が伝わるようそれぞれが努めている。地協発足当初は、幹事会といっても年に数回しか開催されず、三役や幹事はイベントがあるときにだけ動員されていたこともあった。その当時と比較すると、幹事会が機能し、定着した活動となってきたといえるだろう。

また、幹事会は、専門部会の企画や取り組みについても報告する場となっている。相互に活動の進捗状況を確認することで、専門部会活動はさらに活発になる可能性がある。

「役員が自分たちで企画をして、考えて、いろんなものを進めるという形に変わってきています。 きちんとした参加型になってきているのではないかと思います。」¹³

② 課題となっている「5分の1」

幹事会運営の改善によって情報の共有化が進んだ。幹事および幹事組合の産別・労連を通じて情報

が行き渡るよう努力し、現在では、144単組のうちおよそ8割の単組に対しては、情報が伝達されるようになっている。しかし約5分の1の単組には、コンタクトの取りにくさから情報伝達が円滑に進まず、課題となっている。

これらの単組には次のような特徴がある。1つは、単組に専従者がいない場合である。連合静岡の 方針や具体的な取り組みについてはその都度資料を単組に郵送しているが、活動への参加を促す正攻 法は、やはり、直接会って話をすることであろう。しかし、専従者のいない単組には、昼休みなど話 をする機会が限られている。また、訪れても会うことができず、資料を会社の受付に預けて帰らざる を得ないことも少なからずあるという。

もう1つの特徴は、産別の地域区分が県単位となっていない場合である。例えば、大井川を境界に 東から神奈川、さらに東京までが1つのエリアになっていたり、あるいは、富士川を境に、愛知県ま でが1つの地方産別だったりという具合である。こういった場合、連合静岡独自の情報が伝わりにく い。

3つ目は、産別機能が発揮されていない場合である。浜松地協には該当する業種がないなどの理由から地協直加盟が9単組ある。これらの単組には地方産別経由で情報を伝達することができず、現実には、単組ごとに対応している。これとは別に、地方産別があっても産別内で加盟単組とのコミュニケーションが十分に取られていないと見うけられることがある。このケースが単組とのつながりを構築する上で、壁が最も高いのではないかと推察される。

③ さまざまなつながりの活用

単組とつながりをつくるためには、連合内の場だけでは十分ではない。地域の様々なネットワークを活用することもツールの1つとして欠かせない。

地域で開催される様々な会合やイベントを通じて、日頃地協活動への参加が少ない単組の代表者に 声をかけたり、あるいは、その単組につながりのある単組や役員に橋渡し役をしてもらったりと、「細い糸を手繰り寄せながら」¹⁴、単組とのコミュニケーションを図っている。

(4) 労働相談で「違う世界」を知る

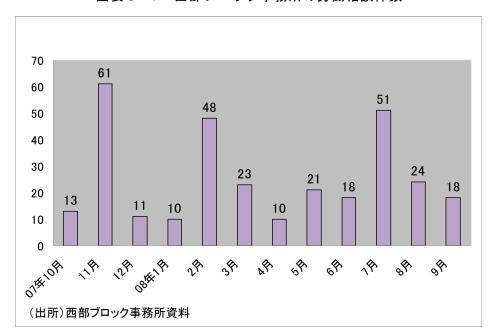
① 連合静岡の労働相談キャンペーン

浜松地協では、メーデー、クリーンキャンペーン、安全交流集会を定番の活動として実施しており、組合員あるいは地域に「連合」を知ってもらうよい機会となっている。一方で、単組の役員が企業の外で起こっている未組織あるいは非正規労働者の現実を十分に理解しているとは言えず、その改善に向けた取り組みは緒についたばかりと言えなくもない。しかし、地域労働運動を展開するにあたって、地域で働く人たちの状況を把握することは不可欠である。浜松地協の労働相談からは、労働組合がその現実を知る機会を提供するものとして大きな可能性があることがうかがえる。

浜松地協の労働相談は、労福協の地区組織である浜松地区労福協が浜松市の委託事業として労働相談をしていたことに遡る。このとき、地協は事務局としてかかわっていた。実際の相談は、多重債務

等金融問題が課題となっていたこともあり、労金の各支店から人を選任してもらい、対応していた。 連合静岡が集中的に実施する労働相談キャンペーン期間¹⁵には、地協からも相談員として参加しよう という機運が高まり、ちょうどブロック制へ移行した2年前から西部ブロックが一体となって取り組 むようになり、連合静岡の活動として展開している。

現在、連合静岡・西部ブロックでは常設の労働相談と、4日間のキャンペーンを年3回実施している。浜松地協は、キャンペーン期間に原則として幹事全員が相談員として参加することにしている。 事前勉強会を実施したことや、地区労福協時代に労働相談に関わったことのあるメンバーがいたことが全員参加を後押しすることになった。2009年2月のキャンペーン期間には西部ブロックでは、浜松地協から幹事のほぼ全員と、他の4地協の議長と事務局長など合わせて33人が相談員として参加した。



図表3-4 西部ブロック事務所の労働相談件数

② 浜松地協の実践

浜松地協では、相談員となる幹事全員が事前勉強会に参加する。約1時間半の勉強会では、連合静岡の専従者から今までの相談事例が示され、どの点がどの法に抵触するのか、相談に対してどのように答えたらよいのか、など実践的な説明がある。キャンペーン期間の4日間は、1回3~4時間でローテーションを組んで対応する。就業時間中は単組専従の幹事が、就業後や休日は非専従の幹事が担当することが多い。

実際に電話を受けるとなると「どきどき」するし、マニュアルどおりにいかないことがほとんどである。相談内容が単組の組合員からの相談とは全く異なることに驚くことが多い。「有給休暇の取得を申請したら、経営者からうちにはそのような制度はないと言われた」、「就業規則がない」、「給料が3ヶ月分支払われていない」、「1週間の休暇後出社したら、明日から来なくていいと言われた」など、単組の感覚からすると、想像のつかない、「ありえない」ことを相談される。「会社にこう言ってみたら

どうか」とアドバイスすると、「とてもそんなことは言えない」と、答えが返ってくることもある。こうした対応を繰り返すなかで、未組織労働者の現状を知ることができる、「実践の道場」¹⁶となっている。複雑な内容の相談もあり、その場合は、西部ブロックの労働相談担当者や専従者に対応してもらうこともあるが、相談者から「連合にアドバイスされたと会社に言ってもいいですか」と聞かれることもあり、責任の重さを感じるという。単組の組合員にも連合静岡の労働相談を宣伝している。しかし、組合員から相談の電話があれば、労働組合としての役割が果たせていないという事実に直面することになる。相談員として参加することは、単組の役員としては複雑な心境でもあるという。

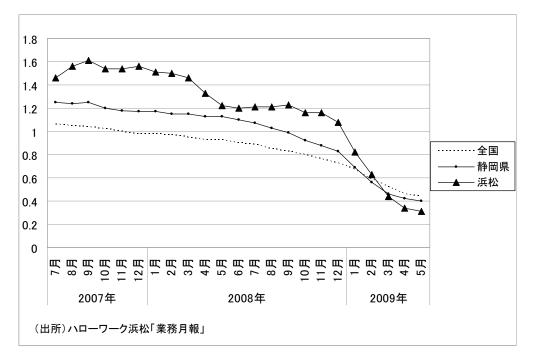
労働相談に対応することは、単組における労使関係に役立つことが多い。例えば、労使協議や交渉のなかでは、会社の役員が労働法上問題のある発言をすることがある。単組役員になりたての頃は、組合の研修で労働法を勉強する機会がある。また、日頃の組合活動でも法改正への対応などがあり、労働法は身近ではあるが、その場その場の対応となりがちで、体系的、網羅的な知識を持っているわけではない。それゆえ、会社役員の問題ある発言に対して疑問を持ちながらも、「会社が言うのだからいいのかもしれない」と流してしまうことがある。しかし、労働相談に対応するため、あれこれと法律を調べ、また、仲間の相談員と意見交換をするなかで、「ああいう発言は完全に違法なのだ」と気付くことがあり、会社にものが言えるようになっていく。労働相談は単組の執行委員としての訓練の場ともなっている。

(5) 地域政策の策定

浜松地協は2009年春から地域政策づくりの議論を始めている。これまでは年1回、労福協を通じて 行政への要請を行っていた。今回は地協としての独自の取り組みをめざしている。

地協独自の行政要請は地協結成以来の懸案事項であったが、実現されずにいた。ブロック制への移行で、地協の主体的活動が求められるようになると、役員自らが「地協とは何なのか」を考えなくてはならなくなった。例えば、活動への参加が少ない「5分の1」の単組に何を材料に地協の意義を伝えるのか、議論した。また、2008年秋の金融危機は浜松地域の経済にも影響を及ぼした。特に輸出型製造業に関連する企業が多く集積する地域であるため、雇用への影響は大きく、有効求人倍率も全国平均を下回る状況が続いていた。一時帰休の実施や一時金が支給されないなど、地協傘下の単組においても雇用状況が悪化していった。このような状況下で、地協として雇用政策を検討する必要性を痛感するようになっていった。このような議論のなかから、地域政策という柱のない地協活動にどのような存在意義があるのかとの問題意識をあらためて持つに至る。

現在は、政策推進部会で、担当副議長と事務局長が中心となり、連合静岡の対県要請内容も参考に し、雇用政策、社会福祉、教育の3つの柱をつくり、三役会および幹事会で挙げられた意見を整理し ている段階である。



図表 3-5 有効求人倍率推移

5. ネットワークを生かした地域・社会運動

(1)「ライフサポートセンターしずおか」の設立

① 概要

ライフサポートセンターの立ち上げには、静岡県労働者福祉協議会¹⁷(以下、静岡労福協)によるイニシアティブが発揮された。静岡労福協は2003年第41回定期総会で「福祉事業団体間における相談活動のネットワーク化を推進するために協議のコーディネートを行う」ことを方針化した。翌2004年には、総合的な生活ネットワークを構築することを目的として、福祉事業団体と労働組合の間で協議を開始することが決定される。そして、2005年、「ライフサポートセンター静岡設立準備委員会」¹⁸が組織され、具体的な協議に入り、2006年4月から連合静岡、静岡労福協、静岡労金、全労済静岡の4団体が、ライフサポートセンター開設に向けた準備室を設置し、同年9月に「ライフサポートセンターしずおか」の設立総会が開催された。現在、東部、中部、西部の各センターと、サテライト2ヶ所で事業を展開している。センターとサテライトはそれぞれ2名体制で運営されている。

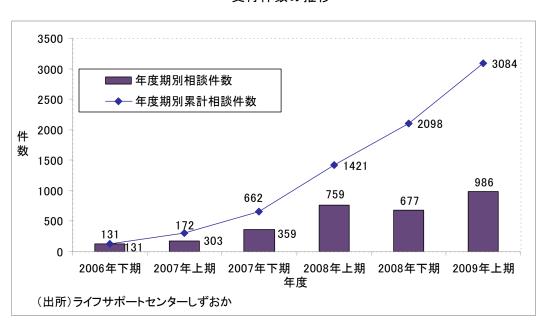
事業の柱は、①「暮らし何でも相談」、②「生きがい作り」、③「事業団体の生涯取引の促進」である。電話と面談による幅広い相談活動と、「生きがい作り」のための各種セミナーを開催している。また、退職後も継続して各福祉事業団体の事業を利用できる仕組みづくり¹⁹もテーマである。

② ネットワークを生かした相談活動

ライフサポートセンターしずおかで特徴的なのは、ネットワークを生かした相談活動である。ネットワークを構築するにあたっては、静岡労福協の裾野の広い活動によるところが大きい。現在では、

公共機関、NPO、団体など、合わせて100を超える団体・個人と提携をしている。

同センターの相談の流れである。相談員は、相談者からの内容を聞き、自身で直接対応できる相談とその他の相談に振り分ける。その他の相談に対しては、地域や得意分野などで分類されたマトリックスから、適切と思われる提携団体や個人を選び出し、相談者と専門家との間の橋渡しをする。つまり、ワンストップサービス機能の追求である。センターの充実は、どれだけ広いそして信頼できるネットワークを持つか、にかかっているといえる。そのために、例えば静岡労福協が以前に支援したことのあるNPOを直接訪問し、実際にどのような活動をしているのかを聞くことを繰り返しながら提携先を拡大している。互いの信頼関係を維持するため、既に提携をしている団体とは定期的に意見交換をするとともに、提携団体に人材を派遣するなど人的交流を通じて相互理解を図っている。



図表3-6 ライフサポートセンターしずおか「暮らし何でも相談」 受付件数の推移

図表 3 − 7 タウンページ広告

ライフサポートセンター中部

◆暮らし何でも相談◆
消費生活・家庭・労働問題
その他困った事は何でも
<相談受付時間>
平日 9 時~ 1 7 時
静岡市葵区黒金町5-1
(054) 273-3715

相談件数は月によって波はあるが、年々増加している。相談者は組合員ではなく、一般の人が多い。相談内容は多岐に渡るが、法律問題が最も多いことから、静岡大学法科大学院と共催で、無料法律相談会を定期的に開催している。相談者による情報媒体の利用状況は、2009年度10月末時点では、電話帳31.3%、広報誌26.8%、チラシ19.2%である。2008年1月からタウンページに電話番号を掲載して以降、相談件数が増加している。西部センターでは、相談活動から、地区労福協と連携して待機児童問題の解消の要望書を行政に対して提出するなど、活動の広がりが見られる。

6. まとめ

連合静岡の組織改革と地域労働運動活性化の取り組みを見てきた。その端緒は、連合評価委員会最終報告(以下、評価委員会報告)にあった。連合静岡では、書記局役職員にととどまらず、三役、執行委員を集めて読み解き会を開き、議論を通じて、その要諦の理解を深めた。評価委員会報告の後に取りまとめられた連合第二次組織財政確立検討委員会答申では、「地協が果たすべき機能10項目」が列記された。連合静岡は相当な「ヒト・モノ・カネ」を投入しないと実現が難しい内容であると判断した。

連合静岡の選択は、大胆にして現実的なものであった。大胆さとは、連合が方針化したいわゆる「モデル地協」を発展的に解消したことである。つまり、地協には専従者を置かず、事務所も持たないと決めた。それに代えて、ブロック制を構想した。現状の人材と諸資源を最大限に生かして、地域活動を活性化するための方策を模索した結果であった。県内3ヶ所に地域拠点事務所を開設し、そこに書記局人員を手厚く配置し、地協活動の支援の強化をめざした。そして、連合が示した地協の10機能のうち、外向けのものはブロック事務所が、地域の単組間の連携強化に関わる分野は地協が担うと、役割分担を明確にした。これが現実的な部分である。

このような組織改革がもたらした成果として3点を挙げたい。注目すべき1つは、地協役員がより 主体的に地協運営に関わるようになったことである。事務局主導型から役員参加型へと変化した。活 動そのものの変容も見られる。浜松地協では、役員自らが「地協とは何か」を改めて考えるようにな り、これまで取り組んだことのない地域政策づくりの議論を始めている。浜松地協では、役員間で役 割を分担し、各役員の役割が明確化されたことで、参加型の活動がさらに進展している。

2点目は、ブロック事務所と地協との間でコミュニケーションが頻繁にとられるようになり、方針が周知徹底されるようになったことである。浜松地協の議長と事務局長は、ブロック制導入により、連合静岡の方針が今まで以上に地協の各単組に伝わるようになったと評価している。連合静岡の専従者を単組の近くに配置することも、物理的、心理的な距離を縮め、地協への情報伝達と点検の円滑化を促している。

3点目は、労働相談の効果である。浜松地協では役員が相談員として相談活動に積極的に参加している。相談を通じて未組織労働者の実情への理解が深まり、組織の外へ関心が向くようになっている。 労働相談の現状に関する学習会を開催する単組も増えてきた。労働相談が未組織労働者との接点になっていると言えよう。

最後に、ライフサポートセンターのあり方についてあげておきたい。「自前主義」に陥ることなく、 組織と人が持つネットワークを活用することに関してである。ライフサポートセンターしずおかの相 談活動では、100に及ぶ団体、NPO、個人と提携し、相談者に専門家を紹介するという"ワンストッ プサービス"としての機能を追求している。新たなネットワーク型活動の事例として注目される。

(前連合総研研究員 大谷直子)

¹ この報告は、連合静岡、連合静岡西部ブロック、浜松地協、静岡労福協へのインタビューを取りまとめたものである。 インタビュー調査にご協力いただいたすべての方々に心から感謝する。

なお、インタビューは以下のとおり実施した。

• 連合静岡

2009年3月13日実施。対応者:天野事務局長

2009年7月13日実施。対応者:天野事務局長、鳥居副事務局長

・連合静岡西部ブロック事務所

2009年3月12日実施。対応者:山内ブロック長、町田中小労働局長、徳田組織対策部長

• 浜松地協

2009年7月13日実施。対応者:池冨議長、鈴木事務局長、町田中小労働局長

• 静岡労福協

2009年7月13日実施。対応者:加藤事務局長

- ² 固定費は350万円、組織人員比例は人員に120円を乗じたもの、複数拠点見合は50万円である。
- 32007年第18回定期大会では「教育機能」に変更されている。
- 4月2回の頻度で開催されている。
- ⁵ 連合静岡ユニオンの組合員数は90人弱。組合費は月1,000円である。現時点で2組合を組織化した。西部ブロックでは、中小製造業で高齢者の雇用問題に端を発して複数の従業員がユニオンに加入し、現在分会として運営しており、組織化に向けたレクチャーと会社の説得にあたっている。
- 62月、7月、11月に、それぞれ4日間、実施している。
- ⁷「沼津のモデル地協の事務局長をやっていました。何を言っているのか。そんなの連合がやる仕事じゃないかと」(現連合静岡事務局長)。
- 8 西部ブロック長。
- 9 http://www.rengo-shizuoka.jp/manifest/index.html
- 10 浜松地協事務局長。
- ¹¹ 「(ブッロク事務所の担当者と)相談をしながらできるので、(運営上) やりやすいですね。また、地協の役員にいい関係ができてきているのだと思います。そこからさらに組織の組合員、そこを含めての地域に根ざした労働運動という展開ができるかどうというのはまだ(これからの課題です)」(浜松地協事務局長)。
- ¹² 「同じ情報が、一定のレベルで流れるようになりました。4地協にはブロックから担当が入ってくれますので、よくなったのではないでしょうか」(浜松地協議長)。
- 13 浜松地協議長。
- 14 浜松地協議長。
- 15 連合静岡全体での労働相談件数は、02年度178件、03年度222件、04年度246件、05年度321件、06年度721件、07年度896件、08年度1,108件、と年々増加している。増加の要因として、ブロック事務所で労働相談(常設・キャンペーン)を行うようになり、相談者がより身近な場所で相談ができるようになったことがあると考えられている。加えて、05~06年にかけて広告媒体を調査し、より効果のある媒体に宣伝費を集中した。最近は、法テラスやライフサポートセンターからの紹介が増えている。
- 16 浜松地協議長。
- 17 静岡労福協は、県下の地区労福協を結集し、1964年に結成された。結成以来、現在でも地区労福協単位での活動が中心であり、静岡労福協は各地区労福協の調整役を担っている。地区労福協は自治体要請の取りまとめ役となるなど地域において大きな役割を果たしている。連合結成では「静岡の場合は地区労や、地区同盟の解散によって、とにかく勤労者の福祉は労福協がやるんだというような位置づけを鮮明にやってきた」(静岡労福協『労福協40年の歩み』2004年、39頁)。このような長年にわたる地域運動の蓄積がある一方で、地域による独自性が強く、運動の温度差の要因になっており、課題とされている。また、今後は、地域運動の幅を広げるため、「ライフサポートセンターしずおか」の活動を軸に、多重債務問題や「反・貧困問題」などを課題として地域で活動をするNPOやボランティア団体と連携を深めるとしている(静岡労福協『第47回定期総会議案書』、2009年)。
- ¹⁸ 静岡労福協『静岡県労働者福祉運動小史』によれば、当初の名称は「生涯サポートセンター準備委員会」であった。
 ¹⁹ 「ライフサポートセンター友の会」という受け皿をつくった。

第4章 「生活なんでも相談」に集中して対応

連合奈良・北和地域協議会

はじめに

北和地域協議会(以下、北和地協)の設立は1991年で、2006年12月に、地協事務所を設置し、専従事務局長を配置し、モデル地協としてスタートした。2年後の2007年12月に、「ライフサポートセンター奈良」を開設し、本年12月で3年目となる。

連合奈良は、構成人員数が40,476人という連合全体の中でも組織人員の少ない県の一つであり、奈良県の県庁所在地である奈良市を管轄市町村とする北和地協も、構成人員数約1万5千人の小規模な地協である。

連合奈良内は、当初、9つの地協に区分されていたが、2008年の定期大会において、地協再編が決定され、現在、北和地協、西和地協、中和地協、南和地協と、小選挙区と同様、4つの地協に区割りされている。なお、現在、専従の事務局長が置かれているのは、北和地協のみである。

北和地協では、地協専従の役員は杉本敏範事務局長のみで、他にパート勤務の職員が一人いる。地 協事務局長は、ライフサポートセンター奈良所長、連合奈良副事務局長、県労福協事務局次長、連合 奈良ユニオン事務局長という複数の役職を兼務している。

2008年12月には、北和地協が中心となって、「ライフサポートセンター奈良」を設立した。

以下では、北和地協が、限られた予算の範囲で、どのようにライフサポート事業を運営しているか、 北和地協と専従事務局長を構成単組がどのように支えているかという点に焦点を当てて報告する¹。

1. 北和地協の活動について

(1) 地協活動に積極的に参加している産別・単組

北和地協で、主に地協活動に参加している単組は、地協三役組合である県職員労働組合、県高等学校教職員組合、関電労組、JP労組、JR西労組、奈良交通自動車整備労組、NTT労組である。地協には54単組が加盟してはいるが、積極的に地協活動に参画している単組は3割程度にとどまっている。

「奈良は専従者が少ないんです。支部の委員長や書記長をやっていても仕事をしながらという人が多く、平日の会議は18時半集合になってしまう。土曜日の会議も3い」 2

奈良は、かつて大仏商法と言われてきたように、他府県に比べ企業誘致に出遅れ、また、工場立地 に適した広い土地が少ないため、企業が工場を他県に移転してしまうということもあった。そうした 結果、奈良県内は、公務・公益産業労組の割合が高いという特徴がある。

一方で、連合奈良には加盟しているが、地協には参加していない産別も一部あるとのことである。

(2) 単組が参加する地協活動

① 街宣活動

北和地協において主に単組が参加する地協活動は、組織拡大に向けて、駅や街頭においてチラシ・ ティッシュを配布する活動である。毎月5日には、連合奈良と一緒に街宣ビラまき行動に取り組んで いる。街宣活動の動員を要請すると、地協役員や幹事の3分の2が参加する。

② レクリエーション行事

組合員・家族参加型のレクリエーション行事として、この数年はUSJツアー、NGK観劇、ゴルフ大会、プロ野球観戦などを実施している。2008年は「しごと・はたらくってどんなこと?」ということで、三菱重工労組の協力を得て、「夏休み親子工場見学会」として開催したところ、家族含めて約80人が参加した。

杉本事務局長は、家族参加型のレクリエーションについて、「家族参加型のレクまで地協がやる必要があるのかどうか迷っている。地協の人材・財政が限られている中で、政策や街頭宣伝のウエイトをもう少し高めていくことも考えている」と語った。この事務局長の発言には、単組・産別主催によるレクリエーション活動がそれぞれ実施されていること、また、地協事務局長の業務量が多いことが背景にあると考えられる。

「独自のレクリエーション行事をこれまで実施したことがなかった単組にとっては、『地協に参加して初めて格安で家族レクに参加できた。もっとやってほしい』という声があるのも事実である。小さい組合では、福利厚生的なイベント活動を何も出来ないところもある。地協で開催すると、『連合に加盟すると、こういうイベントをやってもらえる』ということを実感できる。家族レクは、他の役員と家族ぐるみで知り合う良い機会になる」³

一方、上記議長が語ったとおり、小規模単組や個人加盟の組合員にとって、レクリエーション行事は、組合員間の交流の促進に一定の効果があるのは明らかである。しかし、準備を全面的に任されることになると事務局長の負担が重くなってしまう。負担感を低減するために地協の役員・幹事が業務を分担することが望ましい。ヒアリングの中で、北和地協では、政策担当や役員研修の担当を決めてはいるが、十分に機能できておらず、集団運営体制になりきっていないとの指摘がされていることもあり、事務局長の業務や地協の活動をどのようにサポートし、分担していくかという点が今後の課題である。

③ 政策要求と選挙活動

奈良市長への政策・制度申し入れに向けた要求書作成にあたっては、各単組から意見を出してほしいと要請しているが、白紙の状態では、ほとんど意見が示されてこない。そのため、杉本事務局長が要求書のたたき台を作成し、要求書案をベースに意見を出してもらうという方法をとったところ、単組から意見が出てくるようになったとのことである。

選挙活動としては、日常的な政治啓蒙活動や学習会の開催、奈良市選出の民主党議員との連携を行っている。なお、選挙では動きづらい単組もあり、電力総連、JP労組、私鉄総連、JR連合、情報

労連等の三役産別が選挙動員を受け持つ状況になっている。

(3) 単組の参加率を上げるための取り組み

杉本事務局長にとって、参加できない組合が常態化しつつあるのが悩みである。加盟単組の3分の1は、1年に1回開催される総会の参加のみにとどまっている。地協に幹事を出していない単組では、専従事務局長が配置されるまで、地協の情報や幹事会の資料が届かず、地協の活動を全く知らないという単組が存在する可能性があった。そのため、杉本事務局長は、専従に就任した当初、50数カ所ある構成組織の事業所を1年かけてすべて回ったとのことである。しかし、単組役員とようやく知り合になった途端に、単組の役員交代によって、再び関係が途切れてしまうというケースもある。こうした単組との関係を構築するため、杉本事務局長は、地協活動にあまり参加できていない単組が参加する産別の集会が開催されるという情報を入手したら、集会の会場に出向いて顔を合わせるということも行っている。

また、地協事務局長就任当初は、構成組織の事務所がどこにあるかわからない状況だったこともあり、構成組織の事務所所在地マップを作成した。

奈良は中小企業が多いこともあり、北和地協では、春闘前に中小企業労組の意見交換会を国会議員・ 地方議員も入れて開催している。そうした機会を設けると、日頃活動に参加できていない中小企業労 組も参加する。

2. 北和地協で、現在、力を入れている活動について(ライフサポートセンター)

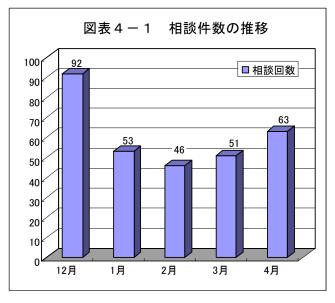
「奈良・四団体実務者連絡会議(連合、労福協、労金、全労済)」による検討と連合奈良第10回定期大会決定にもとづき、ライフサポートセンター奈良が2007年11月の北和地協定期総会で提案され、確認された。2008年12月3日には、JR奈良駅に隣接した「奈良市男女共同参画センター」施設内という立地の非常に恵まれた場所に、「ライフサポートセンター奈良」として開設された。ライフサポートセンターは、北和地協と事務所が同じであり、杉本事務局長がライフサポートセンター所長を兼務していることもあって、ライフサポートセンターと地協の活動や運営等については、地協事務局長に委ねられている。

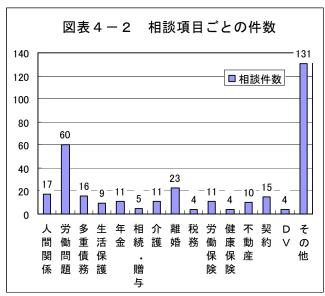
ライフサポートセンターには、現在、相談員が全部で5人おり、それぞれが週2日程度、交替で勤務している。相談員は、産別推薦の相談員が2人(一人は行政書士の資格を保有)、社労士(行政書士の資格も保有)、メンタルヘルスカウンセラー(元労福協福祉相談員)など、有資格者が多い。また、9月末に退任したが、過去に近畿労金本部に勤務していた人も相談員として金融関係の相談に対応していた。

なお、ライフサポートセンターは、日曜・火曜の定休日以外、毎日開設している。

(1) 生活なんでも相談について

ライフサポートセンターを開設した2008年12月3日から2009年4月30日の5箇月間の相談件数は、リピーターも含めて全部で305件ある(図表4-1、4-2)。





男女別にみると、女性が56%、男性が44%と女性がやや多い。ライフサポートセンター開設時には新聞各紙に取り上げられたこともあり、開設当初、相談件数は多かった。2009年の1月頃から相談件数が少し落ち着き、現在、月平均50件程度の相談件数となっている。相談回数をみると、「初めて」の相談者が7割を占めているが、リピーターも増えている。相談者は、奈良市内在住者がほとんどであるが、徐々に他市にも広がっており、県外からも時々相談がある。

相談内容は、「生活なんでも無料相談」を掲げていることから、労働相談に限らず、自己破産、多重 債務、セクハラ・パワハラ、DV(ドメスティックバイオレンス)、離婚、相続税、パートの賃金不払 い、年休など、あらゆる分野の相談がある(労働相談は、連合奈良に設置されている「なんでも労働 相談ダイヤル」とライフサポートセンターの2ヶ所が窓口となって対応している)。

労働相談だけが突出しているわけではなく、多種多様かつ課題が複合しているケースが多く、メンタルヘルスの対応も増えているとのことである。相談員の一人であるメンタルヘルスカウンセラーは、月に2日出勤してカウンセリング業務を行っている。案件によっては、相談者にカウンセラーの先生を紹介したり、相談者の精神科主治医と連携をとるなど、適宜相談者へのサポートを行っている。

相談は、電話のみが5割強を占めているが、訪問での相談も4割ある。具体的な解決策を求める相談だけでなく、自分の悩みを聞いてほしいという人も多いため、大半は、電話のみで対応が終わる。相談員の一人によると、相談時間は、長い人で1回50分にも達するが、概ね1つの相談は20分程度とのことである。相談事案は、特にテーマで分担せず、出勤者がまずは一次対応し、その後、内容によっては相談員相互が意見交換し、適宜弁護士等の判断を仰ぐという段取りにしている。

ライフサポートセンターは、2008年12月の開設当初、宣伝活動として15万枚のチラシを新聞折り込みで配布した。また、各紙の新聞で記事が掲載されたこともあって、ロコミでも広がり、いまや、奈良県、奈良市、ハローワーク等からの紹介でライフサポートセンターに来訪する人もいる。市の相談窓口で解決しない事案がかなりあり、また、行政では毎日来られると困るということもあって、ライフサポートセンターが、行き場を失った人の最後の駆け込み寺になっている部分もある。多くの自治体の相談窓口では、1人の相談時間が30分で打ち切られてしまうこともあり、30分では消化不良の相談者が奈良市・奈良県の紹介で電話をかけてくることもある。生活保護の場合は、奈良市がどうして受け入れなかったのか、一緒に話を聞いたり、複雑な相談については、弁護士相談会の時に、まとめて顧問弁護士に判断してもらうようにしている。前述したローン、多重債務の相談については、奈良市からの依頼もあり、ボランティアの司法書士につないでいる。

(2) 相談員について

2008年12月から、のべ8人の相談員が相談業務を担ってきた。設立当初は、連合奈良のアドバイザーが相談員として生活相談に対応していた。連合奈良のアドバイザーは、現在、ライフサポートセンター相談員として直接担当してはいないが、連合奈良ユニオンに関することで協力している。

相談員は、奈良県労福協が4年程前から行っていた「福祉なんでも相談ダイヤル」で相談員だった 人に継続して就任をお願いしたケース、連合奈良事務局長や地協事務局長の紹介により採用されたケ ース、相談員の紹介により採用されたケースなど、多様なネットワークから適任者を選択してきてい る。

中でも、行政書士の資格を持つ相談員の一人は、ライフサポートセンターで初めて相談業務を体験する相談員と異なり、3~4年前から、奈良県内の別の無料相談会で、離婚や交通事故等の相談について相談業務を経験し、実践を重ねていた。これが、サポートセンターの相談体制に大きな貢献をもたらしたものと考えられる。また、この相談員は、弁護士、社労士、司法書士とのネットワークを個人的に持っていたため、専門家につなぐ必要があるケースは、そうしたネットワークの中から適切な専門家を相談者に紹介することができるようになったとのことである。

なお、相談員への手当は、資格に関係なく、一日5時間勤務で一律一人5,500円(交通費込み)である。

(3) 相談員の育成

2009年5月、相談員が一堂に集まった相談員研修を半日かけて実施し、全員で現在の課題を共有した。研修会では、元相談員(元労組執行委員長、5月から労福協職員)から「相談員の心得」について講義を受け、カウンセラー相談員から「カウンセラー業務についての相談員の注意事項」等の報告を受けた。さらに、講師として、労働金庫の元職員で、北大阪労福協にて8年間相談業務に従事していた人で多重債務について詳しい方から、「相談業務雑感」について、また、ライフサポートセンターの顧問弁護士である参議院議員から、法律相談のポイントについての講演を実施した。

杉本事務局長は、ライフサポートセンターが社会的信用をなくしてしまうことを恐れているため、 相談員を含めて、相談への対応には気を遣っているとのことである。

「失敗したらどうなるかと思うと怖い。もし、私が問題を起こしたら終わりだと思っているんです。でも、私が何も問題を起こさなかったとしても、相談員の方が、相談内容を外部に漏らして、それで事件が起きることもあるかもしれない。人の相談に乗るというのは怖い。相談に対応したことで喜んでくれる人ばかりであれば良いのですが、必ずしもそうではない場合もある。逆恨みも起こり得るし、社会的信用を失うことが一番怖い」⁴

連合奈良がライフサポートセンターに対し、人的にも財政的にも支援しているのだが、相談が組織 拡大や選挙に利用されているかのように外部から見られると困るので、センターに来た相談内容に関 する情報等は、連合奈良には一切開示していない。

(4) 労福協との連携

ライフサポートセンター相談員の人件費(一人一日5,500円)と会館の使用料は、県労福協が負担している。

(5) 構成単組からの意見

ライフサポートセンターでの生活なんでも相談に対し、地協役員からは、「複雑な相談がくることもあり、手間暇をかけて対応をしなければならず、片手間で出来るというものではないと思う。地協事務局長を兼務しながらの対応では、限界があるのではないか。活動が周知されればされる程、対応が難しくなるのではないかと思う」、「県や市での相談との棲み分けが必要。公の場合は、広く全般に対応するので、連合が実施するなら、連合なりの色を出して棲み分けをするが良いのではないか」といった意見も出されている。地協役員には、杉本事務局長が生活なんでも相談の対応に苦労しているという現状は理解されている。杉本事務局長の負担をどのように軽減していくかが、今後も生活相談を継続するために、取り組まなくてはならない点である。

(6) 今後の課題

ライフサポートセンターは、いわば行き場を失った方の受け皿としての役割をも担っている。実際、 ライフサポートセンターの相談内容には、風呂釜が壊れた、害虫が出る、隣人への苦情など、生活相 談という枠では収まりきれない項目がある。「ワンストップサービス」とは、言葉はいいが、相談員の 中でも受け止め方がかなり違い、杉本事務局長は、相談員と最初はだいぶ喧嘩した。

「ライフサポートセンターは、行き場を失った方の駆け込み寺的なものになっている。ワンストップサービス体制という言葉はいいが、相談員の中でも受け止め方がかなり違う。繰り返し、概念について説明しても、実際はどこまでやったらよいのか。私のように連合ユニオン事務局長の名前を使って企業に交渉まで行くのもいれば、そこまではとてもやりきれないという相談員もいる。相談への対応は、面談だけで終わるものから、未払い賃金請求のように、直接、行動に移す事案まで、いろいろある」5

ワンストップサービスのイメージをそれぞれの地協でどのように一本化するかという課題があるよ

うだ。

さらに、杉本事務局長がライフサポートセンター所長を兼務しているため、地協活動の方がどうしても停滞気味になるという問題が生じている。

「ライフサポートセンターは、奈良市の建物も借りているし、これだけマスコミで報道されたので、失敗は許されない。地協からお叱りを受けても、連合内部から何を言われても、ライフサポートセンターのためにこの半年は全力投球しようと割り切ってやってきた」⁶

杉本事務局長の発言にあるように、少ない人数で地協活動を運営する場合、特定の活動に集中するのは、やむを得ない。

一方、地協加盟単組役員からは、「ライフサポートセンターは、かなり大変な活動だが、活動内容が 役員レベルぐらいまでしか知られていない。組合員に対し、もっとPRしないといけないと考えてい る」という指摘がされていることから、地協の構成組合員に対し、地協がこのような活動に取り組ん でいることをアピールし、組合員や単組がどのように地協の活動をサポートしていくか、検討してい くことが必要である。

3. 組合員以外に呼びかけている活動について

(1) 組合員以外へのアピール

組合員以外に向けた活動は、政策的、社会的な課題についての街宣・ビラまき活動が中心となっている。

また、地協の事務所は、市民の誰でもが立ち寄ることができるように、レイアウトをオープンスペースにして、観葉植物を設置するなど、人や空間に気配りした運営を心掛けている。

「同じ施設内(「奈良市男女共同参画センター」)の団体の方とも意見交換をした。みなさんは、連合系の方が来られるから、どんな事務所になるかと思っていたようだ。労働組合の旗をなびかせ、選挙のポスターが貼られる、もっと闘争的な荒々しいイメージだったとのこと。ところが、花が活けてあるなど、施設のイメージともマッチしており、見た目については願い通りの雰囲気だと、喜んでもらっている」⁷

なお、事務所のレイアウトは、連合の「HOW TO 自主福祉」をモデルに設営したとのことである。

組合員以外を対象とした活動について、地協加盟単組役員からは、「本来はしなくてもいいところかもしれないが、会社が企業活動の中で環境等の取り組みを行っているのと同様に、社会的な責任を果たすということでは、やっていかなければならない。しかし、こうした思いを一般の組合員が理解するのは厳しい。組合費を頂いて活動していることもあり、まずは、組織の中だろうという意見は多い。外にまで活動を拡げるということは、組合員以外に組合費が配分されているわけだから、その分組合費を下げられるだろうという話は良く聞く。こうした意見に対しては、会社と同様、組合も社会的責任を果たす中で取り組んでいるという正論を吐くしかない」という意見が示されている。

(2) NPOやボランティア団体との連携

地協活動の周知が少しずつ進み、いま、いろいろな団体が地協事務所の見学に訪れている。中でも、 北和地協は、障がい者の就労支援事業に取り組んでいることもあり、障がい者の自立やパソコンを使った事業展開をされる経営者など、NPO団体や障がい者団体の来館が多くなっている。

① 障がい者の就労支援団体や多重債務対策

現在、「ライフサポートセンター奈良」が主に連携しているのは、NPO法人「奈良県社会就労事業 振興センター」(福祉作業所等で働く障がい者の就労支援団体)、「奈良若草の会」(クレジット・サラ 金・悪徳商法被害をなくす会のこと、司法書士がボランティアで運営している団体)である。

「奈良県社会就労事業振興センター」と連携するようになったのは、連合奈良や北和地協において 障がい者の就労支援事業に取り組もうと考え、3年かけて、県内・奈良市内にある50近くの福祉作業 所を見学したことがきっかけとなった。作業所等で働く障がい者の月額工賃は1万円程度であること を知り、障がい者の就労支援に結びつけるために、福祉作業所で働く障がい者の作品や商品を地協事 務所で展示紹介し、販売している。

一方、「奈良若草の会」には、多重債務に陥ってしまったケースなど、ライフサポートセンターでは 関与が難しい案件を、司法書士会を通じて紹介し、相談に対応してもらっている。

② 外国人労働者保証人バンク

奈良には、工場に勤務する2,000人弱の外国人労働者がいるとのことである。2008年12月~2009年2月の間に、外国人労働者の大量の解雇があったため、2009年1月に外国人労働者のための緊急説明会を2会場で開催した。ライフサポートセンターでは英語がままならないため、説明会時には、地協事務局長の知り合いが関わっていた「外国人労働者保証人バンク」を通じて、ポルトガル語やスペイン語が出来るボランティアを依頼した。緊急の説明会だったが、60数人の参加があった。なお、来場した相談者に、地協が単独で取り組むのは困難だと考えたので、県の労政課やハローワーク、連合奈良と連携した対応も行った。相談者の中には、対応の結果、住宅や子どもの教育などの問題が解決した人もいる。

③ その他

ハンセン病患者の支援団体である「架け橋・長島・奈良を結ぶ会」とは、旧総評時代から連携している。今年も奈良市の協力で、患者の絵画や彫刻等の作品展を奈良市の美術館で開催した。交流を開始して25年になるので、25周年の交流記念レセプションも行った。また、「全国骨髄バンク推進連絡協議会」とは、月1回、幹事会のための打合せ場所として、事務所の打合せスペースを提供している。

④ 今後の課題

今後は、ライフサポートセンターの活動の一つでもある、(ア)障がい者の就労支援、(イ) クレジ

ット・サラ金被害者救済、(ウ) 難病支援、(エ) まちづくり・地域ボランティア(観光事業サポート)、 (オ) 各種サークル・趣味の団体(団塊世代の活躍する場) との連携をしっかりやっていきたいとの ことである。しかし、地協スタッフが限られていることもあり、NPO等との連携は、地協に加盟するそれぞれの単組が主体的に関与してほしいとの思いを、地協事務局長は持っている。

4. 地協の運営について

(1) 人・財政が限られている中で工夫している点

北和地協は、構成産別数22、単組数54、組合員数14,881人という小規模な地協である。予算規模についても、連合奈良から北和地協への交付金額が300万円程度ということもあり、限られた予算の中で、運営に苦心している状況が明らかとなった。

北和地協が実施している財政上の工夫は、以下のようなものである。

- ・郵送料節約のため、重要な連絡以外はできるだけFAXやメールでやりとりを行う
- ・地協ニュースは、事務局長の手作りで月2回発行し、連合奈良のホームページにも掲載する。 一般向けのホームページであるため、関心のある人は誰でも見られるようしている
- ・幹事会では、35人分の会議資料を用意しなければならないため、連合奈良に持ち込むことで、 地協の印刷代を節約する
- ・飲食代の負担はしない。役員の送別会を行う場合も、参加者から参加費を徴収する

さらに、注目すべき点は、2008年の地協再編時に、県内4地協で、運営規則や細則、資産会計処理 規則を統一したことである。具体的には、幹事会等の会議の日当や交通費を統一し、地協の定期総会、 隔年の地域委員会についても、日当・交通費は支払わないということを決定した。

しかし、北和地協の杉本事務局長は、定期総会等への単組役員の参加について、日当・交通費を支給しないという規則に対し、連合奈良ユニオン加盟の単組や組合員だと財政基盤を持っていないこともあり、本心では、せめて定期総会等については、交通費実費分を支払いたいという気持ちがあったようだ。しかし、県内4地協で規則を統一することもあり、定期総会については日当・交通費を支給しないという連合奈良規約に統一することになった。これに対し、杉本事務局長は、個人加盟の組合員を連合奈良ユニオンの執行委員とし、定期総会と執行委員会を併せて実施することで、交通費を支給するといった工夫を行っている。

北和地協の財政緊縮方針は、地協幹事の役員研修やレクリエーション活動にもあてはめられている。 1泊2日で実施する地協幹事の役員研修は、参加者が半額を個人負担することになっている。また、 地協で実施する家族参加型のファミリーイベントでは、行事によって一部参加費を徴収している。

なお、杉本事務局長は、連合奈良副事務局長を兼務しているため、連合奈良の情報が共有できて、動きやすいとのことである。また、北和地協と連合奈良は、自転車で10分程度と、距離が近いこともあり、杉本事務局長は、連合奈良の執行委員会や内局打合せに頻繁に参加している。なお、連合奈良では、地協との情報共有のため、執行委員会において必ず4地協の活動報告を行っている。

(2) 財政上の透明性について

2008年11月の連合奈良定期大会で、9地協が4地協(北和・西和・中和・南和)に再編された。地協再編に合わせて、それまで地協ごとに独自の基準で対応していた会計システムを統一し、4地協すべてで支出課目や項目が揃えられることとなった。また、2009年10月から、地協と連合奈良との連結決算が導入され、以後、地協での繰越金は認められないことになる。

「地協の中の繰越金をどうしていくかという問題があった。地協からは、『繰越金は必要なので、連合奈良で引き上げるのは困る』と言われた。そうした地協に対し、『連合奈良と決算時期を合わせる2009年9月までに、それまでに積み立てた繰越金を各地協で使ってもいい。だが、きちんと活動として使いなさい』という話をした。使わないからということで繰越金を全額連合奈良に戻した地協もあるし、イベントを企画し、活動に使った地協もある。地協をまとめようと思ったら、ある程度は目をつぶりながら、期限を設定して、ここからはだめだというやり方にしないと」8

繰越金が認められないことになるため、仮に2年にまたがる行事を企画する際は、他の地協の理解を得た上で、連合奈良から必要額の上積み措置がとられることになる。こうした会計システムの変更に合わせて、北和地協では、連合奈良監査委員による監査がスムーズに行われるよう、2009年1月から連合奈良と同じ会計ソフトへの切り替えを行った。

5. 連合奈良ユニオンの活動について

(1) 連合奈良・北和地協の役割分担

連合奈良で組織拡大を担当しているのは、連合奈良高井康次アドバイザー(連合奈良ユニオン委員 長)と北和地協杉本事務局長の二人である。杉本事務局長は、県労働委員会の労働側委員ということ もあり、連合奈良ユニオンの活動に携わっている。また、この二人で、組合の立ち上げ等も行ってい る。

杉本事務局長は、連合奈良副事務局長・連合奈良ユニオンの事務局長を兼務していることもあり、 実質的に、高井連合奈良アドバイザーと二人で連合奈良ユニオンを担っている。現在、連合奈良ユニ オンの組織人員は30人である。

(2) 組織化に成功した事例

組織化のきっかけは、昭和アルミパウダーに勤務する30代の労働者から関西電力労組委員長あてに相談があり、委員長から組合作りの指導を依頼する連絡があったことによる。2008年8月に、組合員27人で労働組合を結成した。従業員そのものは100人ちょっといるが、課長以上が30人近くいるため、組合員資格を有するのは70人程である。製造部門は4交替で一堂に会する機会がなく、事務職との間で分断状態となっており、調整に苦労したとのことである。

他に、賃金未払いの案件について、2年間の未払いを請求したら、40万円取り返したというケース もあった。

(3) 産別や連合奈良との役割分担

電話相談があった事案について、産別に紹介するケースは少ない。なお、一部の組合では、組合結 成時に産別に紹介して、結成後の面倒を見てもらうということはあるようだ。

(4) 連合本部への要望

産別の中で、オルガナイザーはまだ育っていないし、大手の産別出身者は組織化の経験が少ないこともあり、連合本部でプロのオルガナイザーを養成し、それぞれの地方連合会にオルガナイザーを出向・派遣し、組織拡大に取り組むという体制を確立してほしいとの要望がある。

6. 専従事務局長着任後の変化

地協副議長である奈良県高等学校教職員組合小南昌紀委員長、関西電力労働組合奈良支店支部武村英二委員長からは、事務局長が専従になってから、ホームページ等で日々の活動をこまめに情報発信しているため、地協が見える活動になっているとの指摘があった。また、「選挙を含め、以前よりも深く関わることが出来るようになった。単組組合員からの相談を含めて、より丁寧な対応が出来るようになった。連絡が密に取れるようになり、会議の出席者も増えている。会議の時に集まってもらえるように、普段から声掛けとメンテナンスを良くすることを事務局長が対応している」といった意見も出ている。専従の事務局長が着任したことで、単組に地協活動への参加がし易くなったという効果が現れている。

他にも、桂利一議長、小南委員長、武村委員長から、「最近は、横のつながりが結構出来てきたと感じる。単組の組合員同士はなかなか難しいが、役員レベルでは、十分連携は図れている。以前は、やっていないときもあったが、いま、月1回の定期的な役員や幹事の会議は、ある程度きっちり開催されていて、顔を合わす機会がだいぶ増えている。本当にここ数年の間に、まとまりが出てきたなと感じている」、「地協レベルでは、本音で話が出来るような雰囲気はできている」といった指摘がされている。このような地協役員のコメントにあるように、杉本事務局長の日々の努力によって、地協役員や単組間のコミュニケーションが活発になり、地協内での連携が着実に進んでいるという結果が明らかとなった。

7. 今後の課題

杉本事務局長は、インタビューの中で、「地協の中で、それぞれ担当を分担して任せたが、集団運営体制になりきっていなくて、専従者一任になることが怖い」、「地方連合役員・産別役員の間で、地協活動に対する理解や認識に差がある。産別・単組の役員の中で、地協の役員を経験した人と、していない人では全く意見が違う。しかし、地協役員の経験が全くない人でも、地域活動に新鮮な魅力を感じて協力してくれる人もいる。産別・単組の中だけにいて、地協活動を全く知らない人に理解しても

らうには、口で言っているだけでは始まらないので、活動に触れてもらうしかない」との発言をした。 今後は、地協事務局長の業務を単組役員が分かち合い、どのように事務局長の負担を軽減していくか、 また、産別・単組が地協の運営に関与し、いかに活動の担い手になるかということが大きな課題である。 また、地協事務局長の任期があと2年程度ということもあって、後任の人選をどうするのか、後継 者への引き継ぎをどうするのかという課題がある。「次の事務局長は育っているのかと問われたら、そ こまで出来ていないのが現状。次の地協専従者に向けた人材育成が必要」と杉本事務局長も十分に課 題を認識しており、連合奈良、地協役員にとっても切実な課題と考えられる。

8. まとめ

北和地協は、構成人員数が小規模なこともあり、街頭でのビラまきや選挙活動での動員を、役員加盟単組が担わざるを得ない状況になっている。しかし、杉本事務局長が、「地協は、お互いにフラットで、産別の色なしに話が出来る場。連合本部の執行委員会では産別の壁があると思うが、地協ではそうした壁はないと思う。要は人間関係。地協では、身近な研修会等、まめにざっくばらんに話をすることが出来る。地協にはそれが出来る良さがある」と語ったように、担い手が少ない場合、それが逆に、産別の壁を乗り越えて、地協役員同士、信頼関係が構築されるというプラスの効果を生じさせていると考える。

さらに、北和地協の桂議長が「自分は地協や連合の役員をさせてもらって、目の鱗がいっぱい落ちた。これまでは、限られた世界の人しか知らなかった。他の産別の人は、ものの考え方も発想もだいぶ違う。違う世界の人と出会い、いろいろ吸収する中で、あらためて自分たちを見直すことができる」と語ったことからもあるとおり、地協は、地域を領域とした新たな出会いの場であり、産別・単組内という同質の枠を超えた異文化への入り口となっていることがわかった。多様な産別である異文化同士の単組が交流することにより、地協における労働組合運動が重層化し、そうした運動の影響を受けて、これまでの産別・単組の運動は新しい変化を遂げているはずである。その上、組合の考え方や活動内容が変化することによって、これまで労働組合が十分に連携できていなかった市民やNPOとのネットワーク形成に有効な影響を与え、地域に開かれた労働組合に向かって、さらなる組合自身の革新を導き出すものと考える。

(前連合総研研究員 会田 麻里子)

¹ 第1回目ヒアリングは2009年4月10日、第2回目は6月27日に実施した。第1回は連合奈良、北和地協、第2回は北和地協に対し中村教授とともにインタビューを行った。インタビュー調査にご協力頂いた連合総合組織局松永局長、連合奈良、北和地協の皆さんに、心から感謝申し上げる。

² 連合奈良小山事務局長へのインタビュー (2009年4月10日)

³ 北和地協桂議長へのインタビュー (2009年6月27日)

⁴ 北和地協杉本事務局長へのインタビュー(2009年4月10日)

⁵ 北和地協杉本事務局長へのインタビュー (2009年4月10日)

⁶ 北和地協杉本事務局長へのインタビュー (2009年4月10日)

⁷ 北和地協杉本事務局長へのインタビュー (2009年4月10日)

⁸ 連合奈良小山事務局長へのインタビュー (2009年4月10日)

第5章 地方連合会との連携強化で新たな枠組みを模索

連合山口・周南ブロック連絡会議¹ (周南地域協議会・下松地域協議会・光地域協議会)

はじめに

地域における労働運動について、社会的存在意義が希薄化しているなどといわれるようになって久しいが、連合山口においてもその危機感は共有されていた。この大きな課題に対し、連合山口は、「地域に根ざした顔の見える労働運動」を実践することによって、これまで以上に労働運動の社会性を向上し、組織力を高めていくことを目指した。その具現化のために、山口県内にあった13の地域協議会(以下、地協)を5つの地協に収斂させ、運動の基盤となる人材・資産・活動資金、いわゆるヒト・モノ・カネについての無駄の徹底した排除と、分散する情報やノウハウの集約によって、地域における労働運動の強化を目論んだのである。そのような背景のなかで、周南ブロック連絡会議(以下、周南ブロック)は、先行的なモデル地協として2007年8月に誕生した。しかし、連合山口の当初の目論見は、この周南ブロック誕生と同時に「既成の枠組み」という大きな壁にあたることとなったのである。

1. 3つの地協をひとつにまとめる苦悩ー連帯の基軸の模索ー

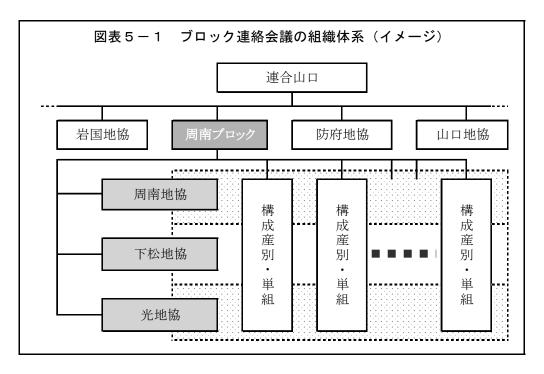
(1) 地協の財政改革への着手

連合山口が地域労働運動の強化に着手するまでは、県内の13の地協ごとに、会費を徴収しながら、それぞれが独自の活動を行っていた。また専従者の配置についても、地協ごとの事情のなかで判断してきた経緯がある。しかし、それでは大手単組(組合員数規模の大きい単組)を多く抱える地協と、そうでない地協とのあいだに活動の濃淡が生じていたことも事実であるし、地方連合としての統一的運動を同じレベルで推進することも難しかった。連合山口は、こうした問題に対し、2005年10月の連合定期大会で方針化された地協改革の考え方に則り、透明性と効率性の観点から財政改革に取り組んだ。まず、地協会計を地方連合会計と連結化し費目を統一した。併せて、地協での会費徴収をやめ、それまでの蓄財(繰越金)を地方連合がすべて吸い上げて一般会計に繰り入れた。また、モデル地協の事務局を主管する専従に地方連合副事務局長を充てることで地協の人件費を軽減するとともに、地協の活動費を連合本部からの地協強化助成と連合山口からの交付金²に絞り、地協に対しても効率的な資金活用を求めた。これによって、組合員数規模の違いによる活動のばらつきと地方連合としての運動の統制という問題は一歩前進した。しかし、連合山口が目論む地協改革を進めるうえでの一方の方策である組織改革、組織の収斂は、それほど簡単ではなかった。

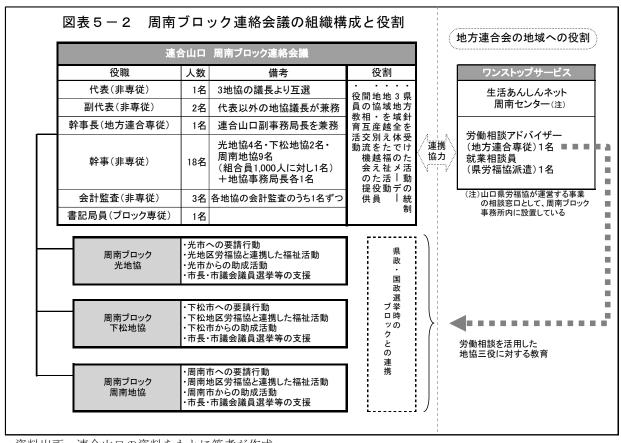
(2) 地協の組織改革への挑戦

連合山口の地協改革の2つ目の柱である組織改革においては、県内にある13の地協を5つに収斂さ せ、地域労働運動の基盤であるヒト、モノ、カネ、ノウハウの集約による運動の強化を目指した。そ のモデルケースでもある周南ブロックは、設立の計画段階では、県内東部にある光地協、下松地協、 周南地協の3つの地協を統合して、ひとつの地協にするというものであったが、ここに「地方行政・ 地方政治とのかかわり」という問題が立ちはだかった。地協は、自らの労働運動において、産別組織 や企業別単位組合のなかだけでは解決することのできない、勤労者の暮らしに密着した課題の解決を 大きな役割として担っている。そのためにも、地域の行政や政治とのかかわりは、無くてはならない ものであり、既存の地協は、市町村単位に管轄地区を分けて、市民福祉活動や自治体への要請行動、 選挙支援などを通じて地域の労働者の暮らしの改善に取り組んできた。しかし、連合山口の地協統合 によって光地協や下松地協が、新たな地協としてその拠点を周南市に移した場合には、光市と下松市 は、新地協の市民福祉事業等の活動に対して活動助成を行わないという決定を行った。このことによ って、地域密着の社会・福祉活動が制約されるという課題に直面した。また、市行政への要請行動等 を行う際にも、構成組織の地場が混在するような組織で、当該市民の代表性をこれまでどおり担保し きれるのかといった問題もあった。さらには、政治とのかかわりにおいても、組合員にとって、仕事 の場でも生活の場でもない行政地域の議員を応援することの意義が理解されないといった課題や、国 政選挙における選挙区と新地協の管轄区との違い3から、応援する政治家に投票することができないと いうジレンマがあった。こうした事情から、新地協の立ち上げに際して、地域労働運動を実践してい くうえでの連帯の基軸を持ちえるのか、という疑問に立ち返ることになったのである。だが、連合山 口にとっては、地域労働運動改革の新たな一歩を踏み出さなければ、前進はない。そうした決意のも と、課題解決の道を模索しながら前に進むために、周南ブロックが、光市、下松市、周南市という3 つの行政区を活動の基盤としてきた3つの地協(光地協、下松地協、周南地協)を残しながら、これ らを統括するブロック連絡会議として設立されることとなったのである(図表5-1)。

周南ブロックの事務局は、周南市の勤労福祉センター内に事務所を構え、専従の幹事長1名と書記1名で運営し、構成する3つの地協は、2009年4月時点で21の産別組織・73の単位組合、14,540人の組合員を擁する⁴。こうした組織体制のもと、3つの地協は、自治体への要請行動、政治(選挙)活動、行政区単位で行う市民福祉活動を、周南ブロックは行政区を越えたボランティア活動や労働運動を、というように役割を分担して担うなかで、新たな地域労働運動の枠組みづくりに挑戦している(図表5-2)。また一方で、連合方針にもある地域でのワンストップサービスの充実については、主に連合山口が担うこととして、地域労働運動強化に求められる役割整理を行った。周南ブロックの事務所内に、連合山口のワンストップサービスの一拠点として「生活あんしんネット周南センター⁵」を併設し、職業紹介、労働相談の対応を行うことで、地協やブロックの負担を過度に重くすることなく、地域でのワンストップサービスを実現しているのである(詳細後述)。



資料出所:連合山口の資料をもとに筆者が作成



資料出所:連合山口の資料をもとに筆者が作成

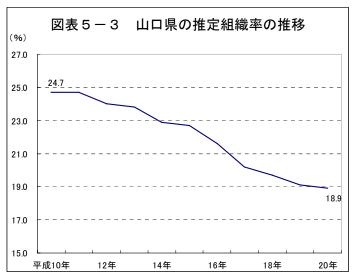
2. 突破口は意外と身近なところにあった

こうして、連合山口では初めてとなるブロック制を導入してきたものの、活動開始から2年が経過 した今でも、実際の活動を進めるうえでは、役員の戸惑いも大きいのが現実のようである。周南ブロ ックにおいて地協活動の中核を担う大手労組でもある東ソー労働組合南陽支部の天満浩章委員長は、 「いまだにブロックと地協の活動の重複感を感じる時がある」といい、ブロックを率いる藤井賢治周 南ブロック代表(JEC連合/トクヤマ労働組合)や、事務局を司る山本哲彦幹事長(UIゼンセン同盟) でさえも口を揃えて、「活動にブロックとしての一体感をもたせることが難しい」という゜。しかし、 同時に単組の支部委員長との会話のなかで、気づかされることがあった。それは、現場組合員は、す べからく地域に暮らす『生活者としての顔』を持っているということである。日新製鋼労働組合周南 支部の築山博委員長は、「賃金が上がり難くなるなかで、物価や税金が下がるとか、行政サービスが良 くなるとか、そういうことで自分の生活が以前に比べると少し良くなったと組合員も感じることが必 要になっている。そこで、地域の問題を解決するための行政に対する影響力が非常に大切になってく る。組合員は、生活者としての問題を抱えている。だからこそ、地域の人たちにとっても本当に顔が 見えるようなことは生活者の立場でやっていかなければならない。」と、地域労働運動に対する思いを 語った。もちろん、自らの労働条件を改善するためには、地域で事業活動を進めるうえでの問題を解 決することが必要である。そのために、構成組織にとって、単組や産別だけで地方行政を動かすこと が難しい課題を解決するために地協が担ってきた役割は大きいだろう。しかし、生活者としての組合 員の問題を解決できるのは、事業所のある地域の地協ではなく、組合員が生活している地域の地協活 動なのである。ここに、周南ブロックの一体感の醸成と、これまでの地協とは違う存在意義の発揮の 活路があるのではなかろうか。前出の築山委員長も、「意見が反映され、生活の改善を実感した組合員 の多くは、地協活動への理解も深まり、積極的に地協活動に参画するようになった。実際に、周南の 事業所には800名程度の組合員がいるが、今年周南ブロックとして初めて開催した3地協合同のメーデ ーには、家族もあわせて300名程度が参加した。」という。これほどまで現場の組合員に地域労働運動 への理解を浸透させるために、何をしているのであろうか。そこには、以下のような産別組織の伝統 的な活動があった。

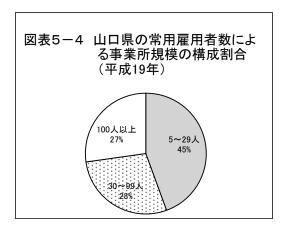
日新製鋼労働組合が加盟する日本基幹産業労働組合連合会(以下、基幹労連)は、その前身である 鉄鋼労連の頃から、全組合員に対して「生活総点検活動」というアンケート調査を2年に1回実施し ている。職場の問題、企業全体の問題、地域の問題を含めて組合員の抱えている課題を集約し、課題 の解決ステージに応じて、市にかかわる問題は地協、県の問題については基幹労連の山口県支部を通 じて連合山口に、国の問題については基幹労連本部にあげているのである。日新製鋼労働組合は、組 合員が事業所のある周南市だけに住むわけではなく、隣接する下松市や、あるいは防府市などにも住 んでいるため、基幹労連の山口県本部を通じて、それぞれの地協に依頼して、それらの地域の問題を 解決してきた。また、基幹労連に加盟している下松市の東洋鋼鈑労働組合や、光市の新日鐵光労働組 合などでも同様の活動をしており、相互にそれぞれの地協に働きかけをしているということである。 このような、大がかりな仕掛けは、すべての組合組織にできるわけではないと思われるが、地域労働 運動の枠組みを上手く活用しながら、そして、組合員の労組への求心力を高めながら、同時に他の労 組の仲間との連帯に繋がっている好事例の一つであろう。

3. 地域労働運動強化の鍵は対話力にある

2008(平成20)年6月時点で、山口県の労働組合の組織率は、18.9%と過去最低を記録し、この10年で5.8%低下している(図表5-3)。また、毎月勤労統計調査(厚生労働省)で常用雇用者の事業規模別割合をみると、山口県では99人以下の中小事業所に働く労働者は、7割を超える(図表5-4)。こうした状況からも、地域労働運動にとって、欠くことのできない運動のひとつは、労働者の多数を占める中小企業に働く労働者や未組織労働者などへの取り組みであろう。彼らの声なき声を、いかにして集め、地域の活力につなげるのか。連合山口が目指す「労働運動の社会性の向上」にとっても大きな課題である。



資料出所:「平成20年労働組合基礎調査」(厚生労働省)

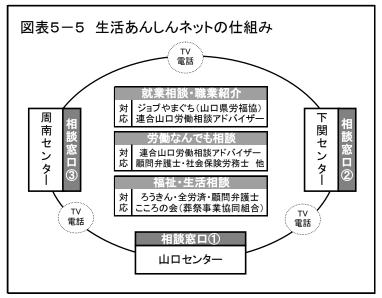


資料出所:每月勤労統計調查(厚生労働省)

それは、連合山口の杉本事務局長の「地域との対話による地域に根差した運動は、県内の未組織労 働者や中小の労働者など、産別や単組といった枠の外に対して目を向けることが柱である。組織率を 含めた社会的認知が本来の労働組合としての大衆行動であり、政治や行政への影響力にもつながる。 構成組織という縦型の運動と地協という横型の運動がしっかりとかみ合って初めて充実した運動がで きる。そうした縦と横の運動をうまくつなげることが地方連合会の役割だと思っている。」との発言か らも十分にうかがい知ることができるっ。また、組合員に一番近い目線を持つ企業別単位組合の立場か らも、前出の東ソー労働組合南陽支部の天満委員長は、次のように問題指摘をしている。「どうしても 大きな組織から出た役員同士で色々なことが決まっていくので、大きな組織以外の声は小さくなって しまう。中小の労組は、経済的な事情から専従者を置けないという制約があるが、地協の役員やリー ダーを中小の労組から出すための方法を考える必要がある。」 このように、連合山口の地域労働運動 を支える各段階のリーダー達には、周南ブロックの地域労働運動を昇華させるための課題が共有され ているのである。そして彼らの言葉には、これまで多くの地域労働運動が、既成の枠の中だけで対話 し運動を進めてきたことに対する疑念と、小さな声に耳を傾けようとする情熱が込められているよう にも思える。 「地域との対話」「未組織労働者との対話」「中小労組との対話」「構成組織間の対話」、 そういった対話力を鍛えることで地域労働運動が変わるという信念を持って、既成の枠を越えようと している事例を次に紹介しよう。

4. 新たな支えあい基盤で仲間の輪を広げる

連合山口の特徴的な活動のひとつに、「生活あんしんネット」というワンストップサービスがある(図 表5-5)。これは、2005年4月に連合山口が、山口県労福協と開設した「あんしんネット」を、その 前身としている。地域で働くすべての人々にとっての身近な拠りどころとして、山口市の拠点事務所 に加えて、2007年には、下関地協と周南ブロック事務所に、相談機能を持つ窓口を開設した。生活あ んしんネットは、各相談窓口をTV電話でつなげて、専門相談員の不在時や専門外の相談に対して、 他の相談窓口にいるアドバイザーが相談者の顔を見ながら相談に応じることができる体制となってい るため、相談者が安心して利用できることもの特徴のひとつである。それぞれの窓口では、職業紹介 や労働相談、生活福祉相談を受けるネットワークを整備し、2008年には3拠点合計で1,249件もの相談 を受け付けている(図表5-6)。このうち職業紹介は、労働者福祉協議会が運営する「ジョブやまぐ ち」という無料職業紹介事業を基盤としており、ハローワークのインターネット求人データベースを 活用している。職業紹介を希望する相談者は、離職時の手続きや失業保険に関する疑問や悩みを同時 に抱えていることも多いため、そうした場合には、連合山口の労働相談アドバイザーとの連携をとる ことになる。また、生活福祉相談は、ろうきんや全労済が多重債務問題や共済を中心とした相談を受 け付けているが、冠婚葬祭に関する相談などにも「こころの会」という協同組合を通じて対応してい る。労働相談については、主に連合山口が受け持っており、相談窓口のある山口センター8(連合山口 本部非正規労働センター)、周南センター(周南ブロック)、下関センター(下関地協)には、それぞ れ1名ずつの労働相談アドバイザーを配置している。



資料出所:連合山口の資料をもとに筆者が作成

図表5-6 生活あんしんネット相談内容別受付件数

(件)

	職業紹介·相談	労働なんでも相談	福祉·生活相談	合計
2005年度	434	242	280	956
2006年度	403	233	414	1,050
2007年度	510	332	396	1,238
2008年度	574	407	268	1,249

資料出所:連合山口活動報告書

(注) 下関センターは2007年4月、周南センターは2007年5月開設のため、 2005年度~2006年度の数値は、山口センターのみの受付件数。

周南センターにおいても、昨今の経済環境の悪化を受けてか、各年1月~5月の5ヶ月間の労働相談件数の推移をみると2007年には110件、2008年では126件、2009年は156件と年々増加している(図表5-7)。2009年の相談内容では、賃金と雇用関係で50%前後を占めており、特に雇用関係の相談が非常に多くなっている。もともと、このワンストップサービスを立ち上げた当初は、地域に暮らす人々の仕事や生活、福祉といった問題を解決することで地域労働運動への信頼感を醸成し、組合員の仲間を増やしていくことに連動させるという狙いもあった。こちらについては、なかなか苦労をしているようである 9 が、周南センターでは、労働相談をきっかけに労働組合を結成した事例もある。

図表5-7 周南センターにおける相談内容別労働相談件数(1-5月累計)

(件)

	XII			
	2007年 1一5月累計	2008年 1-5月累計	2009年 1-5月累計	
合計	110	126	156	
労働組合関係	0	6	1	
労働契約関係	9	15	16	
賃金関係	32	29	29	
労働時間関係	10	8	11	
雇用関係	23	21	50	
退職関係	6	16	9	
保険·税金関係	8	13	15	
安全·衛生関係	2	2	3	
差別等	7	2	9	
その他	13	14	13	

資料出所:生活あんしんネット作成資料

そのひとつが、島田佐富志アドバイザー10が中心となって支援を行い、2008年12月に13名の組合員で 結成されたエス・イー・イー物流労働組合である。その経緯を、エス・イー・イー物流労働組合の山崎 委員長、松本書記長のお二人からうかがった。「2007年10月に組合をつくりたいが、手続きや進め方が わからなかったので相談に行った。エス・イー・イー物流は周南市の本社に16名、福山営業所に19名の 社員がいるが、本社の社員だけで組合を結成した。設立して7~8年の若い会社だが、労働条件も比較 的好条件で労使の関係も良好だったので、紛争があって組合を結成したわけではない。逆に経営者は組 合に対して非常に理解を示しており、社会的視野を広げるために社員に組合結成を勧めた。結成後は、 労使交渉で手当の新設など労働条件の改善が図られているが、組合員だけでなく非組合員も同様に改善 するため、組合費負担の公平性の観点からユニオンショップ化が課題となっている。現在、上部団体と してJEC連合に加盟する準備を行っているが、結成準備から、その後の労使交渉の方法まで、きめ細 かく指導してもらって非常に感謝している。」とのことである。この事例だけでなく、周南センターに おいて、図表5-7にあるような労働相談をほとんど一人で対応している島田アドバイザーの活躍には、 目を見張るものがある。労働相談の内容をうかがうなかでも、労災、賃金不払い、雇用止め、解雇権濫 用、雇用保険の受給に関する指導など、実に幅広い内容の問題を、企業経営者と一人で渉り合い、個別 労働紛争を解決に導いている。島田アドバイザーは、すでに現役を引退されているいわゆるOBである とのことであったが、驚くことに現役時代は、専従としての経験はまったくなかったという。だが、こ うした活躍の背景には、中小労働運動の苦労のなかで培われた経験と知識があった。

5. 中小労働運動の精神を次代につなぐ

島田アドバイザーが労働運動に入るきっかけは、昭和47年(1972年)にまで遡る。はじめは、防府 の(株)廣政鉄工所という中小企業で単組の立ち上げにかかわった。この単組は、その5~6年後に全 国金属(のちに全国金属機械を経てJAMに改組)に産別加盟したが、単組では、副委員長、委員長、 産別の全国金属と金属機械では山口地方本部の委員長を経験してきた。JAMの時代には、九州・山 口の山口県協議会の初代議長、連合では防府地協の議長を6年間務めた。しかし、出身単組が200人前 後の組合だったために、財政的な理由から、いずれの組織においても専従としての経験はない。単組 の委員長時代には、会社から仕事を与えられないという、いわゆる不当労働行為を受けたり、産別か ら脱退させるために会社が組合役員を抱きこんで組織団結を妨害されたりと様々な経験をされた。労 働相談に関する知識は、こうした経験とともに、かつては工場閉鎖や人減らし・合理化という時代で 労働争議が多かったため、実践のなかで学んだことが多いという。杉本事務局長も「こうした熱意と 経験をもった労働運動のプロ人材を地道に育てなければいけない」と語るように、前述の周南ブロッ クの地域労働運動を昇華させるための課題克服に向けて、連合山口では、新たな取り組みを始めた。 島田アドバイザーをはじめとする労働相談員を講師として派遣し、地協の三役クラスを対象に労働法 の学習会を開催したのち、実際に労働相談を県内持ち回りで受けてもらうといった労働相談ダイヤル を通じた育成である。中小労組から地協のリーダーを出しにくい(実質的に出せない)という課題の 直接的な解決までは難しいが、地域労働運動にとって重要な中小労働運動がなかなか分かりにくいと

いう実態のなかで、大手労組出身の役員が本気で努力をしないといけないというわけである。

また一方で、島田アドバイザーは、中小の労働組合に対しても次のような苦言を呈している。「中小でも組合役員をやろうという気概を持った若者が減っている。組合の存在意義は理解されていると思うが、誰かがやるだろうという依存主義が強くなっている。」こうした状況の中だからこそ、地域労働運動のリーダーたちは、中小労働運動の精神を次代につなぐための努力を惜しまず、続けなければならない。島田アドバイザーは、続けて次のように指摘した。「地方連合会でやっているリーダー研修などは、地域でもやったほうがよい。近くでやれば、経済的に苦しい中小も参加しやすく、大手・中小の垣根を越えてお互いの人間関係を培いながら、情報交換の中で、自分の組織の活動を改めて知り、切磋琢磨する機会にもなる。地協には地域に根ざした運動のメニューをもう少し多くつくってほしいと思う。」次代の人材育成のヒントがここに隠されているのかもしれない。

6. おわりに

連合山口では、地域社会における労働運動の復権を目指し、「地域に根ざした顔の見える労働運動」を実践するための地協改革を行ってきた。そのひとつは、財政の効率化と透明性確保のための一元化(連結化)と費目の統一である。これにより、それまであった地協独自の会費徴収を廃止し、活動資金は地方連合会からの交付金に一本化した。同時に、交付金の配分についても見直し、組合員数按分の地協への配分の一割を地方連合会に予め留保し、地協横断的に柔軟な活動を行うための資金とした。これによって、それぞれの地協は活動の費用対効果を意識するようになったという。そして、二つ目には、専従体制の改革である。地協の専従役員は、モデル地協である下関地協と周南ブロックのみに配置し、連合山口の副事務局長が兼任することで地協の人件費負担をなくした。これにより、地方連合会の方針や考えがモデル地協に伝わりやすくなったと同時に、地協の活動の質を落とすことなく財政の効率化を実現した。三つ目は、情報やノウハウの共有である。ワンストップサービスの体制づくりを通じて、労働相談アドバイザーに経験豊富なOBを活用するとともに、TV電話システムの導入などモデル地協同士の横の連携が求められる仕組みにすることで、現役役員の育成とベンチマークを可能にした。しかし、このように新たな枠組みの構築を進めるなかでは、ここに紹介したように、乗り越えなければならない課題が多いことも事実である。

まだ改革が始まったばかりの今は、そのような状況ではあるが、ヒアリングの中では、モデル地協となった周南ブロックにおいても、一歩ずつ確実に前進するために、それぞれのリーダー達が獅子奮迅のごとく努力している様子が十分に垣間見られた。彼らの熱意と情熱を以ってすれば、社会から必要とされなくなるようなことには、決してならないであろう。なぜならば、「地協というのは単組・産別の集まりだが、地域労働運動の役割を理解していただけるような運動をやっていかなければいけない。労働組合は普遍的で本当に基本だと、キッチリ前を見据えていけば、地域労働運動は衰退しないと思っている。」と語る杉本事務局長の言葉は、自信に満ち溢れていたからである。

(連合総研研究員 小熊 栄)

¹ この報告は、2009年4月8日、同6月18日および6月19日に呉主任研究委員とともに行った、連合山口、周南ブロック協議会、日新製鋼労働組合周南支部、東ソー労働組合南陽支部、エス・イー・イー物流労働組合へのインタビュー調査を元にとりまとめたものである。インタビュー調査をコーディネートしていただいた連合総合組織局松永裕彦局長、連合山口の杉本郁夫事務局長ならびに周南ブロック協議会の山本哲彦幹事長をはじめ、ご協力いただいたすべての皆様にこの場を借りて、心より感謝申し上げる。

² 450 円×組織員数を基準に各地協に交付しており、別途、50 円×組織員数を使途を地協活動に限定して連合山口が留保し、必要に応じて地協横断的に拠出する。

³ 公職選挙法に定められている衆議院議員選挙の小選挙区では、周南市(旧熊毛町域を除く)は山口県第1区、光市・下松市は山口県第2区となっている。

⁴ 周南ブロック連絡会議作成資料より

⁵ 実際の運営は、山口県労働者福祉協議会が行っており、職業紹介は山口県の補助事業として、労働・法律相談は同じ く委託事業としてそれぞれ、専門の相談員が常駐している。

⁶ 2009 年 4 月 8 日に周南ブロック連絡会議藤井代表、山本幹事長に対する 1 回目のヒアリングを実施し、2009 年 6 月 19 日に山本幹事長への 2 回目のヒアリングと周南地協副議長を務める日新製鋼労働組合周南支部築山委員長ならびに東ソー労働組合南陽支部天満委員長へのヒアリングを実施した。

⁷ 連合山口杉本事務局長へのヒアリングを 2009 年 4 月 8 日と 2009 年 6 月 18 日の 2 回に分けて行った。

⁸ 山口センターの労働相談は、連合山口の非正規労働センターが対応している。

⁹「労働相談に訪れる方は、会社で辛い思いをされている弱い立場の人。そうした方が、職場で発言力や影響力をもっていることはまれで、組織化をしようにもリーダーシップを発揮してくれるようなことはない。だから、労働相談から組織化というのは、なかなか難しい。」(連合山口杉本事務局長談)

^{10 2009} 年 4 月 8 日および 6 月 18 日に、島田労働相談アドバイザーへのヒアリングを実施。

第6章 地域住民を動かす政策実現活動重点型地協

連合北海道・渡島地域協議会の事例1

はじめに

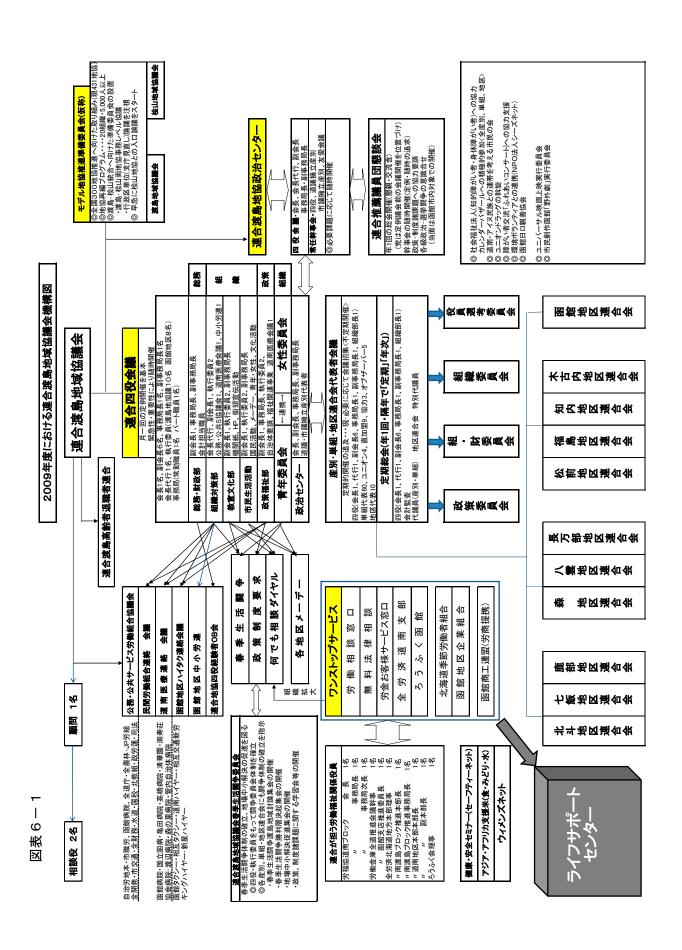
北海道の南部に位置する函館市とその周辺地域をカバーしているのが連合北海道渡島地域協議会 (以下、「渡島地協」という。)である。函館市は、港湾と観光の街であり、港を支えているドックの 会社が大企業となる。

渡島地協は、16,000人の組織人員を抱えており、2006年にモデル地協に選定された。渡島地協の重 点的な取り組みは、ハイタク部門、医療部門、中小企業対策部門、相談部門に分けられる。

地域住民が減る中、医療分野を中心に大きな縮減・再編が迫られていたが、地協の運動もこのような状況の中で展開することになった。渡島地協が、医療等の地域の問題の解決に向けて取り組みを進めていく上で、地域住民を動かす取り組みをしていくことになる。

具体的な活動内容を見る前に、渡島地協全体の組織図を示すと、図表6-1の通りである。ここでは、地区連合とライフサポートセンター(LSC)のみについて略記する。渡島地協は、管轄地域が広いため、同地域を11地域に分けてそれぞれに地区連合をおいているが、それを3つのブロックに区分し、各ブロック代表を渡島地協執行委員として位置づけ、執行委員会への参加を求めつつ運動課題の意識合わせと具体的な推進について意見交換を行っている。渡島地協は、各運動課題の推進及び当面する課題等については、年2回地区事務局長会議を1泊で開催し、地区連合の事情や地域的課題も考慮した運動の展開を図っている。

LSCは、北海道ライフサポートセンターの道南サテライトとして2008年10月にスタートした。渡島地協がLSCの中心的な役割を果たしているが、現在は、同センターに2名の労働相談員をおいている。LSCの活動をより積極的に進めるために、2010年度は、労働金庫と全労済とともに実行委員会を組織し、今後の運動方針の確立と具現化に向けた企画・運営・実践について再考することとしている。



1. 重点的な活動

(1) 政策実現活動と行政への対応

渡島地協は、組合員の生活や地域を維持・発展させるためには、地協の目指す政策の実現に向けて、 推薦議員との連携の中で、国政はもちろんのこと、各段階の地方政治への影響力を強めていくことが 大事であると考えている。渡島地協は、衆議院議員で2名、北海道議会議員では定数11名のうちの5 名、函館市議会においては定数6名うちの3名の推薦議員を抱えている。また、同市議会では、渡島 地協が推薦する政党が第1党となっている。中選挙区時代は、衆議院は3人区であったが、その中で、 渡島地協は推薦候補者2人が当選していた。このように推薦する議員が活躍する背景には、渡島地協 が政策実現活動の一環として取り組む政治活動と、推薦議員との連携・協力体制があった。

推薦議員との日常的連携

各級推薦議員に対して単産・単組は厳しい態度をとる。「議員が(道政や市政等の議員活動;筆者) ニュース(報告)とか出さなかったら、何やっているんだよ」との声を出す。もちろん、そういう声 が出る前に、議員はニュースを出すのが「当たり前」のことになっている。そのニュースは、それぞ れの組織で地域の組合員に配る。市議会議員の場合、少なくとも年4回(定例議会終了後)市政ニュースを発行するようにしている。

また、渡島地協は、推薦議員同士の連携を促している。渡島地協は、市議会の推薦議員に、町会単位で、市政報告会を行うようにしているが、その際には、推薦している道議会議員も参加するように働きかけを行う。もちろん、その逆の場合もある。また、渡島地協と民主党との関係は極めて緊密・良好であり、場合によっては市議・道議擁立産別代表者会議と議員団合同会議等も開催し、その連携の在り方についても積極的に意見交換等を行っている。とにもかくにも、市議・道議・国会議員(地区の町議も同様)及び後援会組織が常に一体感を持った取り組みを展開するよう、連合の立場で積極的に求めている。

渡島地協は、各種街頭宣伝行動の際に、ほぼ必ず党・推薦議員にその旨を伝える。そうすることで、 各級議員らが街宣に参加して連合と一体感を持って取り組んでくれると同時に日常的な議員活動とし ての一助にもなっている。特に、管轄地域の衆議院議員は、住民に接する街宣を好んでおり、渡島地 協の街宣活動に対しても積極的に協力してくれるという。ほとんどの街宣で国会議員・道議会議員・ 市議会議員が半数以上出席している。

推薦議員との日常的な連携のほかに、渡島地協は、函館商工連盟²との連携を図っている。同連盟は、旧社会党の議員が労商提携を提唱したことからスタートしたが、今は、政治活動や署名活動等いろいるな場面で渡島地協と協力し合っている。同連盟主催のビアパーティーには渡島地協加入の組合員も参加しているが、約2,000人が集まるという。

推薦各級議員と渡島地協との日常的な連携は極めて良好であり、さまざまな運動展開においての企画・運営・実践段階で綿密に共同歩調がとられている。後述の「地域医療を守る運動」についても具

体的に確認できるが、推薦議員は渡島地協の活動を積極的に応援している。医療会議等の集会、ハイタク支援運動、退職者の集い等々の時にも、衆議院議員に積極的に講師依頼を行うなど、常にその存在感と浸透を高める取り組みの実施と連動している。

渡島地協の会長は、副会長の時から、「毎月必ず土曜日に街頭に出させてもらって、派遣切りの問題だ、今の定額給付金の問題だ、時々に合わせたテーマで街頭演説をさせてもらって、チラシまきをさせてもらっている」という。前述の通り、その際には必ず各級議員も参加をしており、それが、渡島地協が推薦する議員の顔や主張を地元の人々に知ってもらう良い機会になり、当該議員が選挙に出る際にも役立つという訳である3。

渡島地協の会長は、2008年に副会長から昇格したが、市職労の委員長を兼ねており、労働組合歴25年を数えている。会長の夢は、「連合が、勤労国民のいわゆるナショナルセンターであるということが認知されること」であるが、上記の政治活動と下記の他の組合活動を並行することで実現されるだろう。

行政への対応

渡島地協は、市議会の定例議会の前には「連合推薦議員団懇談会」を開催し、連合政策の実現と取り組み課題の理解・協力に向けた連携強化や、地域における政策を推進してもらう活動を行っている。行政への要求・要請は、毎年、定期と随時に行っている。定期的に行っているのは、函館市の次年度予算編成に向けて、11月~12月に「要求と提言<予算・政策に関する要請書>4」を市に提出し、翌年1~2月に回答をもらっている。その後、部局ごとに交渉を重ねて前進を図っている。しかし、その成果を具体的にあげることは難しい。例えば、2008年経済危機下の雇用問題に対して、渡島地協は、12月にいち早く対策本部をつくって市に要請した。市は、その要請に基づいて、臨時職員を増やし、また、住宅のない労働者に提供する住宅も確保した。しかし、そういう雇用・住宅対策は、市も考えていたことであった。そのため、渡島地協の要請によってのみ、市が雇用・住宅対策を講じたとは言い難いので、成果としてカウントすることは難しい。しかし、渡島地協が、市の雇用・住宅対策を促したことにより、その実施時期や内容がより適確になったとみられる。

(2) ハイタク部門活動 (タクシー・ハイヤー観光産業関連)

渡島地協は、2005年11月28日、函館地区ハイタク労働組合連絡協議会を立ち上げて、タクシーとハイヤー企業の労働組合員の雇用・労働条件の維持・向上を図っている。同協議会には、大手を中心に8つの組合が加入していたが、現在は6組合が残っている。組合員数は400~500人である。連絡協議会には、渡島地協の働きかけにより、連合未加盟労組も加盟している。

同協議会は、賃金、手当等労働条件に関する情報交換、健康問題・労働者の資質の向上へ向けた情報交換、産業別最低賃金等政策・制度要求に関する取り組みの認識一致を主たる目的としている。同協議会では雇用確保の事例もある。同協議会に属していたある組合の企業が売却されるに伴い、組合員が全員解雇された。同協議会の組合は当該会社に働きかけを行い、解雇された組合員を採用するよ

うにした結果、多くの人の再就職に結びついたのである。

渡島地協は、ハイタク連絡協議会に入っているところの組合員の車に乗ろうという運動に手をかけていきたいと考えている。渡島地協加入組合の組合員が、ハイタク連絡協議会の組合員の車を利用したら、渡島地協がその領収書を集めて年3回ぐらい抽選会をやって、商品を渡すことを考えている。それにより、ハイタク連絡協議会の組合員の車の利用を拡大しようとしている。こうした「仲間のタクシーに乗ろうキャンペーン」がどのような成果を生み出すのか、注目される。

規制緩和以来、函館市においてはタクシーの需要と供給のバランスが著しく崩れ、多くの新規参入と経済不況の影響で、従事する労働者の収入は大きく落ち込んでいる。現在、連合的には、ハイタク関連すべての労働者の環境・待遇改善を念頭に置きつつも、ハイタク連絡協議会加盟組合員が生活できる環境作りの一助を求め、再度「仲間のタクシーに乗ろうキャンペーン」に取り組むこととし、「どうせ乗るなら仲間のタクシー!」を合言葉に磁石式ステッカーを添付し走行している。

(3) 医療部門活動(地域医療を守る活動)

渡島地協は、地域医療を守るための活動を強めている。2007年12月、総務省は、病院の「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」という3つを柱とした「公立病院改革ガイドライン」を発表したが、渡島地協管内の病院もそのガイドラインにより再編が予想される。それに対応するために、渡島地協は、「道南医療会議」と一緒になって「地域医療を守る渡島地域対策委員会」をつくり、地域医療を守る運動(3つの病院の診療所化阻止)を展開した。集会やチラシ配布等を通じて、地域住民に周知・啓蒙活動を展開し、地協が独自にチラシを作成して全町に撒き、町民集会をも開いた。撒く際には、投げ込みではない「声掛け配布」方式を採用している。こうした取り組みの結果、3つの町、それぞれに100人から180人くらいが集まった。参加者の約7割が一般住民であった。渡島地協が推薦している衆議院議員を講師として迎えて、病院の診療所化問題について講演してもらった。町長、副町長も参加した講演会であっただけでなく、町議会でもその問題が取り上げられることになった。

こうした渡島地協の取り組みにより、町民が今の病院の置かれた状況を知り危機感を抱いた。それだけでも大きな成果であったと、事務局長は次のように語った。「行政がどうのこうのという成果じゃなくて、地域に顔の見える運動ということになると、連合が中心になってやることによって、町民の方々が一緒になって考えるベースができたということだけは、私はものすごく評価しています。」町民が議員を動かし、議員が町長を動かすという連鎖を、渡島地協が起こしている。

医療部門の取り組みの1つとして、渡島地協は、2008年6月18日午後6時30分から、「松前の医療を考える住民の集い」を開催し、「松前病院」が診療所化の対象となっていることを知らせるとともに、それに対する町民の意見を聞いた。松前町のほか、2つの町でも同様の集いを行ったが、住民の集いの開催にあたっては、各町の独自の案内チラシを作成し、全戸配布を行う等々の取り組みを実施した。また、署名活動をも積極的に展開し、個人署名の28,978筆、団体署名の3,729筆を集めた。

こうした医療部門運動の成果として、渡島地協は、次のように取りまとめている。その成果とは、

①多くの住民に課題を周知し、危機感を共有化できたこと、行政としての住民説明や今後の取り組みについての責任を明らかにさせたこと、②地域に顔の見える運動として、多くの住民と問題認識を一致させ、共通の運動を作り上げてきたこと、③集会終了後、各町議会においても推薦議員が積極的に取り上げ、今後の取り組みの展開と責任について明らかにするなどの連携が図られたこと、そして④その後の署名活動等々においても、全道66万筆集約の中でおおよそ3万筆を集めた力は極めて大きく、評価に値するものであると自己評価している。

(4) 労働・法律相談活動

渡島地協は、無料法律相談、多重債務相談、そして労働相談の窓口を設けて、市民の生活を支えている。渡島地協は、フリーダイヤルの電話番号で相談者から電話が来たら、その内容を上記3つの内のどこに属するものか分別して、それぞれの窓口に振り分けている。

まず、無料法律相談であるが、渡島地協が十数年間やってきている大変重要な活動である。同相談は、毎週一回(火曜日)、行っている。相談は、弁護士4人が昼と夜交代で対応している⁵。ほぼ毎回、日中6人、夜間8人の相談者が来ている。無料法律相談をした人は、2007年10月から2008年9月までの1年間だけで、231件にのぼった。相談の内訳をみると、多重債務、自己破産、金銭トラブルの金銭問題(29%)、住宅・土地の相続・売買等(22.9%)、結婚・離婚(14.7%)等の順である。無料法律相談には、生活相談も含まれているが、渡島地協としては、年金、医療問題等の生活相談は積極的に受けていない。しかし、そういう生活相談があれば、専門のところを紹介する形で対応している。相談は、予約制となっている。

多重債務は、労金に振り分けて対応するようにしている。渡島地協は、街宣の際に、必ず多重債務関係のチラシを独自に作って配布している。そのような活動により、問い合わせが増加し続けている。 多重債務は、1人の相談員(労金の退職者)が月、水、金に事務所に来て労金の仕事の一環として対応している。2008年1年間に30件の相談を受けて解決した。

労働相談は、2人の相談員が基本的に午前10時から午後4時まで対応している。そのほか、事務局長と副事務局長も適宜対応している。相談内容は、賃金未払い、不払い残業、一時金、諸手当、就業規則、雇用契約違反など多岐にわたっているが、問題解決のために、相談者が渡島地協のユニオンに加入する。渡島地協は、団体交渉を通じて、それぞれの問題を解決するが、解決したら当事者は「もういいわという感じ」で、地協との係りを持たないのが実態である。2009年1月から3月までに44件の相談件数を解決した。相談件数の内訳は、解雇・退職・契約止めが11件と最も多く、次いで、賃金未払い7件、一時金・諸手当と退職金がそれぞれ5件等の順である。団体交渉は、基本的に相談員が出向いて行うが、うまくいかない場合、事務局長が乗り出す場合もある。もちろん、ユニオンに残って組合費(1,000円)を払い続ける組合員も数名いるという。

(5) 組織拡大·労働争議解決支援

渡島地協は、労働相談等様々なルートを通じて、組織拡大にも力を入れている。2007年は3組合(136

名)、2008年は1組合(17名)を組織化した。労働相談を通じても個人で数人を組織化した。2009年度 も、未組織労働者の組織化、未加盟労組の連合加盟、産別未加盟組織の産別整理とユニオン加盟、非 正規労働者の組織化を最大課題と位置付けている。

2004年10月、ある町の老人養護ホームに組合(組合員21人)が結成されたが、組合員が不当労働行為に遭った。経営側の施設長は、団体交渉等の労使関係に携わったことがなくて、事あるごとに弁護士に相談する等で、なかなか解決が進まず、時間のみが流れていった。渡島地協の事務局長が団体交渉に参加し、2年かけて、労使関係を正常な軌道に乗せることができたという。

2007年、渡島地域のある中小企業の労使が賃上げをめぐり4月に始まった団交が10月になっても解決できず膠着状態にあった。0.1%の賃上げを認めるかどうかとの攻防であった。渡島地協の事務局長は、社長と直談判して0.1%を認めさせた。

(6) 退職者のための活動・NPOとのネットワーク活動

渡島地協は、退職者のための活動としては、2007年パソコン教室を立ち上げた。それが新聞にも紹介されて当初の定員をはるかに超える方々から問い合わせがあり、「パニックになったぐらい」であった。教室の回数を増やして、今は、週2回4コースにわけて運営している。受講者は約50人であるが、退職者だけではなく一般市民も多い。地域住民も参加できる囲碁教室・将棋教室等も案として浮上しており実現のための検討課題となっている。

NPOとのネットワーク活動としては、DV (Domestic Violence、家庭内暴力)被害者を支援する NPOとの係わりをあげることができる。同NPOが開く講演会の入場券を購入し、それを組合員に 配布して参加するようにしている。それにより、財政的にも若干支援し、また、組合員の啓発につな げてる。

2. 活動支援体制

渡島地協は、37単産・77単組・10地区連合(60単組と直加盟労組9単組・協力単組3単組・オブ参加5単組)によって構成されている。組合員数は16,000人、年間予算は2,200万円である。事務局体制をみると、専従役員としては、事務局長(1名)がおり、職員では、フルタイマー1名、パートタイマーが1名いる。そのほか、2人が労働相談員として毎日10時から16時まで働いている。地協の会長は、今年から必要に応じて休みをとり、地協の活動をすることも考えているという。

事務局をとりしきる事務局長は、組合歴30年以上の組合運動のプロである。組合活動のほとんどの期間、地域労働運動にかかわってきたが、5年前に事務局長に就任し現在に至っている。事務局長は、多岐にわたる仕事を行っているので、「日中は、お客さんだとか、電話だとか、各産別からの要請だとかをやる」と「全部1日潰れる」から、地協活動の企画等は土・日に行うことになる。平日でも夜遅くなることも多く、多忙をきわめている。

渡島地協は、2006年、モデル地協に指定されたが、それに伴う大きな変化はない。組合員が減って

いる中で、緊迫財政運営をおこなっている。「旅費から何からでも、本当に最低限の部分でやろう」ということで、運営している結果、「正直言って、役員をやっていれば赤字になるというぐらい大変な状況も」生じるくらいであるという。

北海道には、13の地協があるが、そのうち、12地協に専従者が配置されている。そのため、「どこに (モデル地協の;筆者)名前をつけてもいい組織」となっている。また、行政からは、地協が無料法 律相談等様々な勤労者サービスを行っている実態に対する助成金をもらっている。

3. まとめ

渡島地協の管轄域内には、大企業もほとんどないので、大きい企業別組合も存在しない。また、域内では、高齢化と過疎化が進んでいる。その中で、渡島地協が地域に根ざした顔の見える地域運動を展開するためには、地域住民に密着した運動を展開し地域住民を動かさなければならない。そのための有効な運動が政策実現活動の一環として進められている政治活動である。渡島地協は、同運動を進めていくために、推薦議員との日常的な連携がとれるようにしている。その典型的な事例が、地域医療を守る活動といえる。

渡島地協は、組合員が少なくなるなか、運動を組織内に限定して縮小志向にならないように「外」に打って出る運動を展開した結果、現在のように地域住民を動かす活動ができている。すなわち、組織人員の減少という危機を地域に顔の見える運動への好機ととらえて運動を展開したのである。「逆転の発想」の重要性を物語っている。

地域住民に無料で提供している法律相談は、以上のような活動を基底的に支えているといって過言ではない。パソコン教室、また、企画中の囲碁・将棋等の様々な教室は、渡島地協を地域住民に身近な存在にするだろうと考えられる。教室の利用者の多くは、定年退職した高齢者とみられるが、高齢化の進んでいる地域の状況にマッチした活動といえよう。

以上のように、渡島地協が地域住民を動かす運動を展開できているのは、地協のメンバーの協力は言うまでもないが、やはりリーダーシップを発揮している地協の会長と事務局長の存在が大きい。会長は、ほぼ毎週街頭街宣活動を行い、事務局長は、何年間、残業代をもらったら一軒の家を建てるくらい、平日夜遅くまでまた土日返上して地協運動を引っ張っている。こうした献身的な地協活動は、地域に愛着を持ち、組合活動として長い間地域活動に携わってきたご両人であるがゆえに、大きな成果に結びついていると考えられる。

(労働政策研究・研修機構 主任研究員 呉 学殊)

¹ 渡島地協へのヒアリングは、2009年4月2日に同事務室で行われた。藤盛敏弘会長、米坂章事務局長が長時間にわたり 貴重なお話をしてくださった。事務局長には、事前にヒアリング資料を作成して頂いた。また、連合北海道の高瀬典 幸副事務局長、連合の辻村幸美局長も同席し、関連説明をしてくださった。皆さんにこの場を借りて心より感謝申し 上げる。

 $^{^2}$ 地場の中小・零細企業が相互に助け合うことを目的に30年前に結成された。その活動のサポート的役割を中心的に果たしてきたのが、政党・推薦議員であった。

^{3 2009}年8月30日に行われた衆議院選挙でも、渡島地協が推薦している候補者が2位と大差をつけて当選した。

⁴ 要請書を作成するために、「政策委員会」を構成するが、委員長は副会長から選出する。

⁵ 弁護士への謝礼は、1日1万円と年末に10万円を支払っているが、1年間の弁護士謝礼として88万円を予算化している。 2009年に4人の弁護士のうち、1人が病気になったことを理由に、無料法律相談を終了したいとの申し出があったが、 渡島地協から、無料法律相談の重要性を改めて説明した結果、引き続き無料法律相談を行うことになったという。

第7章 地域の独自性を生かす

連合秋田·大館地域協議会1

はじめに

連合秋田は、2003年の連合方針を受けて、地協強化に乗り出すため、2005年に財政および役員体制の改革を行った。以下では、連合秋田の地域運動活性化の実情を報告するとともに、未組織労働者の組織化における大館地域協議会(以下、大館地協)と個人加盟のおおだてユニオンとの連携の特徴について紹介する。

1. 連合秋田の地協運動活性化

(1) 組織改革

① 機能分担

連合秋田は、連合本部の評価委員会及び組織財政検討委員会答申を受けて、組織改革について2003 年から準備を始め、2005年、実行に移した。

組織改革の焦点は「連合秋田中心の運動から地域中心の運動」²にすることであった。これを実践するため、役割についての整理を行った。連合秋田の役割は、全体として取り組む活動を企画立案し、地協活動のサポート役に回り、地協が方針から大きく逸脱した方向に向かっていないかをチェックする、とした。例えば、政治闘争では、どこでどのような行動をするのかなどの実際は地協が主体的に進め、連合秋田の三役は担当を決めて地域に張り付くが、あくまでもサポートに徹している。地域を説得し、まとめるのは地協であるということを貫いていかないと、地協の専従者が影響力を持ち、地域を運動に巻き込んでいくことはできないとの考え方がその背景にある。また、地協強化の一環として、連合秋田に一本化されていた労働相談の電話回線を地協に割り振るようにした。

地協は地域の特性を反映させた独自の活動を自主的に行っていく、とされた。連合秋田にある6地協の1つ、大館地協では、太平洋戦争中に地域で起きた花岡事件を風化させず、教訓としていこうと、従来からNPO花岡研修会が主催する行事に積極的に参加していた。以前は、連合秋田の方針ではないことを理由に行事への参加に歯止めがかけられていたが、組織改革では地域の独自性がより尊重され、花岡研修会への参加も地域に必要な運動として認められるようなった。

さらに、地域の活動が十分に展開できるよう、役員体制の面でも見直しを行った。連合秋田副事務局長と地協事務局長が兼務となっていたが、これを解き、地協事務局長は専任として、地協活動に専念できる体制とした。構成組織からは、連合秋田副事務局長の肩書きがなくなることに対して懸念の声もあった。地域運動の強化という方針の理解を求めるとともに、連合本部のガイドラインに照らすと、組織人員からみて連合秋田役員の規模を縮小する必要があると説明し、理解を求めた。

2 財政

2005年大会では、連合秋田と地協の連結決算化を方針化し、1年後に移行した。それまでは、連合秋田、地協ごとに費目がバラバラであったこともあり、何にどれだけ支出し、「どこに運動の力点があるのか」³、はっきりと把握することができなかった。また、連合本部のガイドラインで示されていたこともあったが、連結決算の導入は財政の透明性を確保する上で不可欠であると判断した。産別からも「是非そうしてほしい」と賛同があった。一方で、地協の役員からは、運動する上ではやはり基金的なものが必要であるとの意見があがった。1年かけて議論し、地域運動を創り出すための予算はその都度連合秋田が責任をもって措置することを決め、前期繰越による剰余金は廃止した。それまでは、産別からの会費納入率が下がっており課題となっていたが、予算配置や支出の内容が透明になったことから、会費納入率を実勢に戻すよう産別に説得できるようになり、現在改善が見られている。

人件費は連合秋田に一本化した。それまでは、地協への交付金に活動費として含めていたが、人件費と活動費は分け、人材育成の視点からも、人にかかるものはすべて連合秋田の人件費として計上することにした。

加えて、地協の下部組織である地区連絡会への交付金を、連合秋田からの直接交付から地協の予算 として配置しなおした。なお、人件費を除いた現在の地協への交付金は全体予算の30%程度である。

(2) 外に向かった運動

未組織労働者や市民、住民を対象とする外に向かった運動として、連合秋田の2つの取り組みを紹介しよう。

① 流れをつくる

産別や単組、そして組合員に連合秋田の活動に参加してもらうよい機会の1つが、キャンペーンであるという。春季生活闘争時、政策制度要求、格差是正キャンペーン、政治闘争での街頭行動には、以前から地協の役員、単組に参加をしてもらっていた。しかし、4年ほど前からは、これらの街頭演説は、副会長が必ず担当することにした。それまで書記局中心で行っていたため、副会長からは、自分がやるのかと躊躇の声があったという。自分たちが直接運動にかかわり、役員自らが演説することによって人々の反応を体感することが必要だと説得した。

副会長が街頭演説をするようになると人が集まるようになった。副会長を出している産別は応援しようと組合員を集める。それを見て、議員が自分も演説させろと参加する。連合が議員と一緒に街頭で宣伝をやっていたと住民に伝わる。あの時、配っていたティッシュのフリーダイヤルを見て電話をしましたと、労働相談ダイヤルに電話をかけてくるケースも出てきた。「関係者を巻き込んで、みんなにやってもらい」、そのことを通じてひとつひとつ「チャンネルが広がり」⁴、市民に連合の考えや活動を伝えることができるのではないかと、さまざまな機会を捉えて副会長による街頭での演説を続けている。

② 政治闘争で市民に直接訴える

また、選挙時、連合秋田の考えを直接市民に訴えていることも特徴の1つとして挙げられる。それを可能にする秋田の特殊な政治的な事情がある。連合が応援する民主党の支持基盤が秋田ではまだ十分形成されていない。国、県、市町村の各級議員は、社民党が30人、民主党が6人である⁵。民主党秋田県連には専従者がおらず、連合秋田から応援に行き、中心的に動かざるを得ない。特に全県一区の参議院選挙と知事選は、2001年から連合秋田がかかわりを持つようになり、それ以来全勝している。

連合秋田は、選挙では、組合員票を固めることはしない。2001年の県知事選では、組合員数は4万3,000人程度であった。一家族3人としても全体で13万票程度にしかならない。全県一区の場合、有権者数の65%、30万票前後が当選ラインであった。17~18万の人たちにどうやって理解してもらうのかが大きかった。「私たちはこんな社会を考えている。そのためには社会を変える。だから政治闘争をしている」と、直接街頭に出て連合の考え方を市民に訴えるようになった。2009年に実施された県知事選では、連合の考え方に耳を傾ける市民が増えているという感触を得たという。一方で、組合員からは、応援団であるはずの連合秋田が政党にそこまで踏み込んで選挙に関わる必要があるのかとの苦情があることも事実である。しかし、組合員ではない8割を対象とした運動の1つの側面であると、その都度説明している。

2. 大館地協

(1) 大館地協の試み

① 単組とのコミュニケーション

大館地協は、23産別、50単組からなり、組合員数は5,508人である。執行体制は、議長1人、副議長3人、事務局長1人、事務局次長1人、幹事11人、アドバイザー1人、特別幹事1人、青年連絡会代表1人、会計監査3人となっている。年間で四役会議を6回、幹事会を10回、組合代表者会議を3回、それぞれ開催している。

図表7-1 大館地協構成組織の状況

2008年11月現在

産別名	単組数	組合員数	産別名	単組数	組合員数
UIゼンセン同盟	6	1677	国公総連	1	55
自治労	10	1631	フード連合	3	38
日教組	1	450	JAM秋田	1	38
JP労組	1	355	全自交	2	35
全国ユニオン	1	257	政労連	2	29
電力総連	4		JR連合	1	28
運輸労連	2	138	自動車総連	1	25
JR総連	1	104	全国一般	1	8
交通労連	3	79	全労金	2	7
情報労連	1	75	建設連合	1	6
基幹労連	2	72	秋田建設労働組合	1	140
森林労連	2	62	合計	50	5508

(出所)大館地協『2009第10回委員会議案書』

大館地協は、大館市、北秋田市、上小阿仁村をカバーし、二市一村を合わせると面積にして2,323 k m²という広域で、森林資源に恵まれた自然豊かな地域である。このような立地条件にあって、市街地から離れて点在している単組もある。そのため、都心部と違って単組を巡回するのには時間がかかる。雪の季節には山道が凍結するなど、車での単組巡回に一苦労が加わる。可能な限り単組とのコミュニケーションをとろうと、議案書など資料を全単組に一斉に発送するときは、事務局長が全単組を巡回し、単組役員に会って直接渡すようにしている。年4~5回は全単組巡回をしているが、単組の執行部に会えないことも少なくない。この数年間で、「働き方が変わり、仕事で手一杯で、組合活動をする余裕がなくなっている」で、この数年間で、「働き方が変わり、仕事で手一杯で、組合活動をする余裕がなくなっている」で、この数年間で、「働き方が変わり、仕事で手一杯で、組合活動をする余裕がなくなっている」で、この数年間で、「働き方が変わり、

② 非正規・未組織労働者への理解を深めるために

大館地協事務局長が力を注いでいることの1つに非正規労働者の問題がある。非正規労働者を組織することはもちろんだが、単組役員や組合員が非正規労働者の立場を理解し、共感できる環境を創り出そうと様々な試みを続けている。例えば、春季生活闘争時の集会で、尼崎市役所で派遣として働く女性労働者の闘争を記録したDVDを上映したり、福岡ユニオンが取り組む労働相談を紹介したりと様々な工夫をしているが、現状では参加者の反応は控えめである。

また、連合が2月に実施する「春季生活闘争全国一斉『なんでも相談ダイヤル』」のほかに、おおだてユニオンとの連携によりアドバイザー1人を配置し、常設の労働相談を実施している。これについては後述する。

③ 地域との接点を見つける試み

地域との接点を見つけようと様々なチャレンジをしている。青年会議所と協力し、メーデー会場の清掃を年1回実施するようになった。また、商工会議所が主催するきりたんぽ祭に地協として参加している。3年程前から「山を見る会」を企画している。地域の市民に参加を募り、自然をめぐるバスツアーを毎年実施している。さらに、昨年のメーデーから、地域の未組織労働者に対し参加を呼びかける試みを始めた。昨年は新聞折込チラシを1万枚印刷し、お弁当も用意したが、チラシをみて来たのは子供連れの家庭の主婦2人だけだった。今年は地元の新聞に広告を出し、お弁当も昨年よりも奮発する。

また、地協の事務所がある労働会館の2階で定期的にフリーマーケットを開催しているが、その場を利用して「どこでも労働相談」を実施している。都心部とは異なり地方では電話による労働相談は少なく、むしろ、本人が駆け込んでくることが多い。労働相談に出向いていくのに勇気が必要だ。フリーマーケットのようなところだと、最初の緊張感が和らぐのだという。フリーマーケット会場での相談から町立病院の看護師の組織化が実現している。

(2) 事務局長のプロフィール

大館地協の木越事務局長は連合結成以来地域で労働運動を担っている女性である。運動に対する情

熱に関わると思われるため、プロフィールを紹介する。

旧田代町で図書館司書を探しており、資格を持っていたため役場の中にある図書館で非常勤特別職として働き始めた。だが、実際には、図書館司書ではなく、文部省の助成金を利用した家庭教育相談員、社会教育指導員としての雇用であった。しかも、教育長の方針次第で、図書館、教育委員会と雇用先が変わった。

社会教育指導員なのに図書館で雇用しているのはおかしいという町議会での質疑によって、雇用契約から田代町との委託契約に変わる。休暇の取得を申し出たところ、以前は年間6日の有給休暇が付与されていたが、委託契約になったのだから、自分でパートを雇って休むように、との回答が返ってきた。教育委員会の担当課長が代わるたびに対応が変わり、交通費、残業代、ボーナスも出なかったが、図書館の仕事ができたので満足していた。しかし、今回の対応には怒りを感じた。友人に相談したところ、大館にある地方労センター®に行ってみてはどうかとアドバイスがあった。地方労センターの谷地田事務局長(当時)からは、行政が個人と委託契約を結ぶこと自体が違法であると言われたが、当時の町の政治状況から、交渉を申し入れてもきちんとした対応は期待できないだろうと判断し、交渉の申し入れはしなかった。

この頃は連合が結成されようとしていた時期で、地方労センターの谷地田事務局長が新しく結成される連合秋田の県北地協の事務局長に就任することが決まっており、地協で書記として働かないかと誘いを受けた。家族にも相談をして一旦は断ったが、「私の人生だから私が決めよう」と思い直し、書記になることを決断する。1990年1月7日に連合に採用された。3月末までは役場の任期があったが、それを待たずして役場は辞めた。

地協では、お茶汲みをしていればいいと言われたが、実際の仕事は労働相談など多岐に渡っていた。 さらに、1989年3月に谷地田事務局長が中心となり個人加盟のおおだてユニオンを結成した。役場で の経験からも、これこそが自分が入る労働組合だと思い、地協で働き始めてすぐにおおだてユニオン に加入した。とにかくおおだてユニオンを大きくしたいという思いで一生懸命だった。おおだてユニ オンでは財政など一切を請け負っていた。おおだてユニオンでは最初は書記次長、その後書記長、委 員長にも就任し、現在は書記長である。おおだてユニオンが加盟する全国ユニオンの副代表、全国ユニオン・秋田の事務局長でもある。

2005年、地協役員の改選期で、産別事情などから事務局長の人選が進まない事態となった。そのような中、役員推薦委員会で、おおだてユニオン委員長が全国ユニオンから事務局長を出すと明言したことで¹⁰、地協事務局長に推薦されることが決まった。地協事務局長になるにあたって、連合秋田を退職してもらうとの条件が付けられた。連合秋田のプロパーのまま地協事務局長を引き受けたいという自分自身の希望を伝えたが、かなわなかった。「今まで労働組合で、ユニオンでもこれだけやってきたけど、地協の事務局長であれば、自分が力を持って、運動を引っ張っていくとことも、提案もできる。あと残りの人生でやれるんだったら、給料が下がってもいい」と思い、連合秋田を退職し、地協事務局長を引き受けることにした。2005年11月、定期大会で大館地協の事務局長に就任した。

(3) おおだてユニオン

① 組織概要

総評時代、秋田県労会議(以下、県労会議)には直加盟の中小労組が多くあった。連合では単組の直加盟が認められず、産別加盟の原則が貫かれることになったが、県労会議直加盟の中小労組の中には産別に加盟できないところがあり、受け皿が必要となったため、おおだてユニオンを結成した。また、地方労センターでは労働相談をしていた経験から、労働組合のない職場で働いている人にこそ労働組合が必要と考えていたため、おおだてユニオンは個人加盟とした。おおだてユニオンを立ち上げるのに先立ち、すでに活動していたいくつかの個人加盟労組を訪問して話をきいた。特に江戸川ユニオンから学んだことは多いという。

おおだてユニオンは組合員数23人でスタートした。法律事務所の職員が2人、そして、大館市立病院の非正規で働く看護師と清掃部門の人々だった。今もそのうち6人は組合員として残っている。現在の組合員数は、組合費を払っている組合員が262人で、払っていない人たちを含めるとおよそ300人である。日常的には分会を単位に活動しており、16分会がある。分会の規模は2人~56人となっている。全国ユニオンと地域組織の全国ユニオン・秋田に加盟しており、全国ユニオン・秋田の事務局としても機能している。

なお、おおだてユニオンを設立したのは、全逓出身で、地方労センター事務局長を経て、大館地協の前身である県北地協の初代事務局長・谷地田氏である。現在は、おおだてユニオン委員長、大館地協の労働相談アドバイザーを務めている。

② 地域ユニオンとしての機能

おおだてユニオンと大館地協は人の面でも、活動の面でも重なりがある。その端緒は、県北地協結成時に、事務局長を引き受けるにあたって、おおだてユニオンの活動を地協で継続することを条件にしたことにある¹¹。当時、個人加盟の組織形態は、産別加盟を原則とする連合方針の範疇ではなかったが、本部から遠く離れており、目立つこともないだろうと了解が得られたのだという。

前述したように、おおだてユニオン委員長が、大館地協の労働相談アドバイザーを務めており、また、大館地協事務局長との強固な連携で労働相談から発生する団体交渉や組織化に対応している。おおだてユニオンは地域ユニオンとしての役割を果たしているといえよう。おおだてユニオンで受けた労働相談を「地協に持ち込む」¹²ことによって、組合の横のつながりをつくり、地域全体の運動にすることを志向しているのだという。おおだてユニオンと地協運動の連動の実際を1つの事例を取り上げ、紹介する。

小坂通運闘争

小坂通運の運転手が地協の労働相談に訪れ、2008年1月、運転手26人がおおだてユニオンに加入した。会社に対し労働組合加入通知と団体交渉の申し入れ、期日を確認した。しかし、団体交渉の日程が決定したにもかかわらず、予定された期日の3日前に、仕事から戻った6人の組合員が事務所に呼

ばれ、事業の縮小を理由に、解雇予告手当を払うからと、即日解雇通知を受けた。地協事務局長は、「組合結成と同時に団体交渉を申し入れ、団交日時まで決定していながら、労働組合の頭越しに、中心になっていた組合員を含む6名の運転手を解雇したことは、6名に対する不当解雇のみならず、労働組合の社会的存在をも足蹴にする行為」¹³だと、連合秋田の執行委員会、地協の幹事会で報告し、カンパを含むあらゆる支援を要請した。連合秋田の定期大会では、解雇された人たちが直接代議員に呼びかけた。地域全体の運動として展開することを追求したかったからだ。

大館地協事務局長は、その理由を次のように語る。

「最近、労働組合、怒らなくなっているでしょう。闘う労働組合がなくなっている。雇用が守られている人はそれでいいかもしれないけど、理不尽な解雇とか、不当労働行為があったときには、単組や個人の問題ではなくて、労働組合そのものが怒っていかなければ生き残っていけないでしょうと呼びかけています。」¹⁴

周辺の単組からはすぐに積極的な支援協力の反応があった。例えば、大館市職労である。大館市職 労は以前、「昼休み窓口闘争」で当時の委員長が解雇され、解雇無効の激しい闘争を経験している。こ のためとりわけ解雇には敏感であった。小坂通運で解雇された組合員と市職の委員長が直接話しをす る機会もあり、すぐに支援を決定してくれた。

途中、会社の巻き返しで、組合員から脱退届が書留速達で届くようになる。トラックの運転手は長距離で稼ぐ。会社から「長距離をやっていきたいだろう」と言われたのであろう、1日に3~4通の脱退届が送られてくる日が続き、30人近くいた組合員は、十数人に減った。全国ユニオンを通じて、加盟する組合から「不当労働行為をやめろ」と書いたファックスを会社に送るよう要請した。連合秋田でも同じ対応をしてくれるよう要請し了承された。檄文を地協の事務所まで持ってきてくれる単組もあった。現在は、裁判所に地位保全の仮処分申請をしているところである。

3. まとめ

連合秋田は、この間、地協に比重を置いた活動ができるよう、財政、役員体制面において、「大鉈を振るって」 ¹⁵組織改革を敢行してきた。また、連合結成当時、連合秋田の専従者がまずやらなければならなかったのは、旧総評と旧同盟の産別および単組間の調整であった。しかし、今では、執行委員会でも率直に意見交換ができるようになっている。地域運動強化のための環境は整いつつあるように見える。もう一歩進めるための課題として、3点を指摘したい。第1は、産別の理解と関与である。「地方連合会の意義は認めるが、地格がなぜ必要なのかわからない」 ¹⁶ 「会費を払っていない人に対

「地方連合会の意義は認めるが、地協がなぜ必要なのかわからない」¹⁶、「会費を払っていない人に対してなぜ自分たちの会費で運動するのか」¹⁷という発言があるのも事実である。産別内において地域運動に対する議論が十分になされていないと想像することもできるが、その一因となっているのが産別内でのコミュニケーション不足ではないか。連合秋田は組織改革に着手するにあたって、連合評価

委員会最終報告の内容について、四役の出身産別と意見交換をし、その中から、産別中央組織に地域の実情が伝わっていない実態がみえてきたという。産別地方組織は地方連合会に役員として人材を派遣しているが、派遣者が地域運動の実態について産別中央組織と意見交換をする場があまりにも少ないのではないか、との印象を強く持ったというのである。

第2は、将来を見据えた人材育成に関する課題である。その1つは、「地域に根ざした労働運動」の理念どう継承していくのかという点である。連合評価委員会最終報告を直接聞いた地方連合会の「事務局長のうち半分は交代してしまっており、最終報告を知らない事務局長もいる」¹⁸という事態をどう受け止めるのか。この理念が風化しないための方策が必要であろう。もう1つは、地域運動を担う人材の発掘に関わる課題である。地方連合会には大手産別および大手単組から派遣されることが多い。財政事情から中小産別や中小単組からの派遣は難しいのが実態である。地域運動の軸の1つは中小・未組織労働者の支援と組織化である。中小労組出身者こそ、その痛みが分かることは否定できないであろう。連合秋田事務局長は、出身組織の規模に関係なく、こころざし、適性のある若手役員が、地域運動の場で活躍ができる仕組みを構築することの必要性を提起している。

第3は、未組織・非正規労働者に関する労働組合としての課題である。大館地協およびおおだてユニオンの取り組みの根底には、未組織労働者、特に非正規労働者が置かれた実情を単組と共有することで、地域の横のつながりを再構築していきたいという強い願いがあった。未組織・非正規労働者の組織化に力を入れるおおだてユニオンから選出された大館地協事務局長によれば、地協事務局長になってみて、「おおだてユニオンでやりたい運動をそのまま地協におろすわけにはいかない」と思うようになったという。正規従業員中心の企業別組合と、中小零細・非正規労働者を中心に組織する個人加盟ユニオンとでは、組織運営や活動スタイルなど異なる点が多い。しかし、その境界線を互いにどう理解し、新たな関係を創っていくのか。それこそが今まさに問われているのであろう。

(前連合総研研究員 大谷直子)

5 2009年4月27日時点。

¹ この報告は、連合秋田・清野事務局長 (2009年4月27日実施)、大館地協・木越事務局長 (2009年4月27日実施)、およびおおだてユニオン・谷地田委員長 (2009年4月27日実施) へのインタビューを取りまとめたものである。3人の方々、インタビュー調査にご協力いただいた大館地協・成田議長に心から感謝する。

² 連合秋田事務局長。

³ 連合秋田事務局長。

⁴ 同上。

⁶ 書き込みサイトに、連合の考え方への賛同がコメントされているなど、若い層からの反応がある。

⁷ 大館地協事務局長。

⁸ 地区労センターを地域では地方労センターと呼んでいた。

⁹ 現在の大館地協で、当時の組織人員は約12,000人であった。

¹⁰ 事前に本人の意思は確認されず、地協事務局長の話は寝耳に水だったという。おおだてユニオン委員長は指名した理由を「彼女しかいなかったんです。産別で、専従で出すという労働組合がない。おおだてユニオンの仕事もきちんとやってくれますし。書いてもよし、しゃべれるし、いろんなことができる」と述べている。

¹¹ このとき花岡事件を平和運動として続けることも条件とした。

¹² 大館地協事務局長。

¹³ おおだてユニオン第21回定期大会議案書。

- 14 大館地協事務局長。
- 15 連合秋田事務局長。
- 16 同上。
- 17 同上。
- 18 同上。

第8章 役割を分担することで、単組役員に地協活動への参加を促す

連合岐阜・中濃地域協議会

はじめに

中濃地域協議会(以下、中濃地協)が、モデル地協としてスタートしたのは2006年である。

連合岐阜の構成人員数は82,509人、中濃地協の構成人員数は8,633人おり、中濃地協は県内の1割程度を占めている。

連合岐阜は、6つの地協に区分されており、中濃地協は、各務原市と関市、美濃市を管轄範囲としている。なお、現在、専従の事務局長が置かれているのは、中濃地協、中北濃地協、東濃地協、飛騨地協の4地協である。岐阜県内は、全地協、独立型の事務所となっている。

中濃地協では、地協専従役員は事務局長のみで、他に専従の職員が1人いる。

以下では、連合岐阜と中濃地協がどのように連携をとっているか、地協活動を地協役員間でどのように分担しているかという点に焦点を当てて報告する¹。

1. 地協の運営について

(1) モデル地協の選定

モデル地協に選定されていない岐阜地協・西濃地協が実は一番組織人員が多く、活動領域も広い地協である。連合岐阜の井端敏之事務局長が、それほど進んでいない地協をモデル地協に選定したのは、理由がある。

「普通は、組織人員が多く、活動領域も広い地協をモデル地協とするのだが、岐阜は進んでいるところをあえて後回しにした。これは、格差是正ではないが、運動量が少ないところを同じレベルに引き上げて、そこであらためて岐阜も西濃も含めて全体的な底上げをしたいという思いがあったから。モデル地協の決定は、各地方連合会に任せられたので、連合岐阜は、あえて進んでいる地協を後回しにして、それまで専従の事務局長が置かれていなかった地協をモデル地協に選定して活動を補填した」²

井端事務局長は、活動の弱い地協を先に引き上げて、全体の平準化を図りたいと考えていた。そのため、そうした地協に専従者を配置した。岐阜地協や西濃地協は非専従の事務局長であっても地協加盟単組に専従者が多いので、対応できると考えたようだ。

(2) 事務局長の選任

井端事務局長によると、事務局長のパターンには3つあるとのこと。第一は、産別派遣で還元金を払う、第二は、退職者あるいは早期退職の人件費を連合が持つ、第三は、連合の専従役員を兼任させるというもので、中濃地協は第三のパターンがとられた。実際、中濃地協の別宮理恵事務局長は、仕

事の多くは地協業務であるが、連合岐阜の仕事も担っている。岐阜県内では、今のところ、第一のパターンは該当がなく、中北濃地協、東濃地協、飛騨地協の3地協は、第二のパターンに該当している。

(3) 事務局長のキャリア

中濃地協の別宮事務局長は、1991年に連合岐阜の書記として採用され、書記時代は青年委員会を担当し、連合岐阜執行委員就任後は、労働局・国民運動局・教育広報局・男女平等局を担当してきた。2006年、地協事務局長に就任してからは、連合岐阜専従役員と地協事務局長を兼務している。また、岐阜県の最低賃金や男女平等に関する審議会委員等に着任するなど、多方面で活躍している。別宮事務局長は、女性で地方連合会のプロパー職員出身という全国的にも珍しいキャリアの持ち主である。別宮事務局長が専従事務局長に選任された理由の一つには、中濃地協がモデル地協に選任される前、連合岐阜の執行委員として、中濃地協エリアを担当していたことも背景にあったようだ。2006年12月、中濃地協がモデル地協として再スタートした当初から、別宮事務局長が専従事務局長に着任することになった。

(4) 連合岐阜のサポート

連合岐阜は、連合岐阜職員の中に地協担当を置いている。そのため、地協で行事を行う際には、連合岐阜の担当職員がサポートをしている。また、月1回行われる連合岐阜事務局会議には、地協の役員・職員も参加している。さらに、連合岐阜では、地協との連携という観点から、地協代表者会議を年3回~4回開催している。地協代表者会議は、枠を拡げて、地協の議長・事務局長、事務局員が参加し、地協からは問題提起や要望を出す機会となっている。現在、別宮事務局長は、連合岐阜の役員を兼務しており、週1日程度、連合岐阜に顔を出している。役職の兼務は、繁忙さの一方、連合岐阜の動きや考え方をスピーディーに地協活動に反映できる、地協で解決できない問題が発生した際は連合岐阜事務局に持ち帰り、すぐに対応できるという利点がある。

(5) 地協書記の育成

月1回連合岐阜で行われる執行委員会には、地協の書記も全員参加している。

「組合員さんに『あれって何?』と尋ねられたとき、事務局長が、会議や出張のため対応できないときもある ため、地協書記が執行委員会で聞いたことを少しでも答えられる状況にしています」³

書記が執行委員会に参加するというのは、二代目の連合岐阜事務局長の方針で、現在も書記局が執行委員会に参加している。地協の書記が執行委員会に参加している理由として、書記という立場であっても、連合岐阜事務局の一員として、連合運動を理解し、組合員の問い合わせにもすぐに対応できるように、との思いがあるようだ。

2. 加盟単組の参加について

2008年3月、現在の事務所に移転した。便利な立地のため、以前に比べて事務所に立ち寄る人が増えている。

(1) 独立事務所の設立と専従事務局長就任後の変化

別宮事務局長が、地協の専従事務局長に就任したのは2006年12月である。連合岐阜は、専従の事務局がなかった地協をモデル地協に選定したこともあり、他県とは異なり、やや出遅れている部分もある。しかし、これまで、非専従の事務局長が業務の傍らで対応していた時と比較すると、専従の事務局が中濃地協に設置されたことによって、困った時に対応してもらいやすくなったという意見が組合員から出されている。

また、専従事務局長がいることで、地協の役員同士の連携がとれるようになり、以前と比べて組合員以外の人や組合OBが事務局に立ち寄るようになった。モデル地協に選定されてから、2008年3月に現在の場所に移転してくるまで、地協事務所を衆議院議員の事務所の一角に間借りしていた状態であり、そうした立地だと、労働相談を受けるにしても難しい状況だった。現在のように独立した事務所になってから、単組役員もより一層立ち寄ってくれるようになったという点が明らかに変化した点である。

さらに、別宮事務局長が心掛けているのは、労働組合と地域との垣根を取りたいということである。

「女性の組合役員がいろいろな会議に出席すると、『あなたみたいな人が労働組合にいるのね』って、みなさんにびっくりされるんです。労働組合は、いかつい男性が組合の旗を持って走っているイメージがある。労働組合って、結構いろんな人がいるという感覚をみなさんにもっと持って頂きたいと考えています」⁴

事務局長の存在が労働組合のイメージを一新するのにも一役買っているようだ。

(2) 役員間、組合員へのコミュニケーション

レクリエーション活動や交流会の開催を通じて、事務局長と議長や幹事、組合員同士が、これまでよりコミュニケーションがとれるようになってきたとのことである。現在、地協幹事会は、2か月に1回程度、実施している。

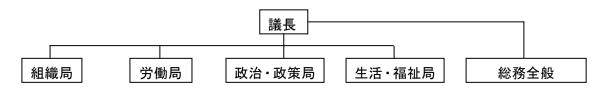
しかし、他の地協役員が $1\sim2$ 年で交替することもあり、地協の運営について、どのように継続性を持たせるかということが課題となっている。現在、中濃地協では輪番制をとっており、地協議長は、交通労連、基幹労連、自動車総連が交代で担当している。議長が代わると地協の雰囲気も入れ替わるので、新鮮さがあるという一方、1年という期間では短く、少なくとも1期2年は担当してほしいと考えている。

輪番制は、次に誰が地協議長を担当するかがあらかじめわかるというメリットもある。前任者のやり方を一緒に見られるし、議長を降りても辞めるわけではなく他の役職で残っているので、「俺の時はこうしたぞ」とアドバイスを受けられる。だから、議長が交替しても活動レベルの低下はなく、スム

ーズに地協活動ができている。自分が担当する前に、他の人がどのように活動しているかを把握できるのは、議長就任のプレッシャーを軽減する効果があると考えられる。

また、中濃地協の特徴の一つとして、地協の活動を地協役員が分担し、担当ごとに役割を持たせているという点が挙げられる。中濃地協では、活動局(政治・政策、労働、組織、生活福祉、広報)をそれぞれ4人の副議長が担当している。

(図表)中濃地協専門局体制(2009年1月現在)5



※各局体制の活動や業務については、中濃地協事務局(事務局長・書記)がサポート

役 職	対応
議長	・連合岐阜・民主党・行政・その他団体の対応にあたる
副議長	・専門局の統括担当(事務局長と調整し企画立案する)
	・議長の対応が困難な場合補佐しその任にあたる。
事務局長	・議長と相談し、地協運営について企画していく。
	・議長を補佐し、議長の対応が困難な場合は副議長と調整しその任にあたる。
	・副議長を中心として、企画立案の補佐にあたる。
事務局次長	・事務局長と相談し、地協運営が円滑にいくようその任にあたる。
	・事務局長の対応が困難な場合補佐し、その任にあたる。

このように地協役員に役割を持たせると、暗黙の了解で、仕事を担ってくれる部分もあるようだ。別宮事務局長によると、このような方法をとっているのは、岐阜県内では、中濃地協と西濃地協のみで、こうしたアイデアは、西濃地協の事務局長に意見交流会の時にアドバイスをもらったという。地協間の交流会は、それぞれの地協のアイデアや工夫をもらうことができるという点で、良い効果を発揮している。なお、中濃地協の専門局の活動や業務について、実際は、事務局が実務を担当している。しかし、地協役員にそれぞれ役割分担を決めたことによって、それまで地協に出てきてあまり活動に関わらなかった役員も、動くときは全員で動いてくれるように変化した。また、各局内(局長1人、委員2人)は、いろいろな産別や年齢層が混合しており、活動に良い効果を発揮しているようだ。

3. 組合員以外への働きかけについて

(1) 地域とのネットワーク

中濃地協では、市民会館と提携して吉本新喜劇のチケットの斡旋や県議会の傍聴など、いろいろな案内を行っている。また、経営者協会とも友好関係を築くために、2009年3月には、経営者協会主催の元ロッテ村田兆治の講演会に地協として参加した。

別宮事務局長は、地域に開かれた労働組合にしたいと考えているため、地域で働いている人誰もが立ち寄りやすいように、明るい感じの事務所に心掛けている。また、ワンストップサービスの布石として、地協事務所を様々な人が入りやすい窓口として機能させていきたいと考えている。

「いきなり、ぽんとワンストップサービスを打ち出しても『労働組合は何者や?連合は何者や』と言われてしまう。地域の人たちにとって、労働組合は、赤い旗を振って歩いているイメージしかない。『あいつのいるところだから大丈夫』と考えてもらえるように、いろんな人が事務所に入りやすく、立ち寄れるような体制を取っていきたい」⁶

別宮事務局長は、ワンストップサービスが機能し始めたら、困ったときは、連合に行けば何とかなると考えてもらえるようにしたいという思いを持っている。

(2) 未加盟組合への声掛け

連合に加盟していない組合に対し、同じ地域の労働組合ということで、ボーリング大会やメーデーなどへの声掛けを行っている。今年、地協未加盟の2単組がボーリング大会に参加してくれた。そうしたレクリエーション活動から、組織化の動きにつながれば良いと考えている。

4. 地協における特徴的な取り組みについて

(1) 電話による相談活動

地協事務所に掛かってくる電話のうち、数件に1件は労働相談の電話であり、ある程度の相談内容には別宮事務局長が回答している。ただし、どうしても対応の難しい案件は、連合岐阜のアドバイザーに連絡を取って対応してもらっている。これまで、外国人労働者やパート雇い止めなどの相談があった。地域の方に活動していることをアピールするために、街宣活動でチラシ配布を行うなどしている。また、連合岐阜地域ユニオン(個人でも加盟できる組織・現在調整中)に地協事務局長も執行部として参画し、組織拡大に努めている。

(2) イベントの開催

2009年8月には、「てんつくマン(映画製作を通じて地球の環境浄化を目指し、海外支援、植林活動に取り組む。元吉本興業所属)」を招いて、福祉講演会を開催した。そうしたイベントに、地協加盟単組や組合員だけではなく、市民の方にも参加してもらいたいと考えている。

(3) 他地協との交流

県内のいろいろな地域に出向いて、他の地協幹事と意見交換や懇親の場を持っている。困ったときにつながりを持つことが大事だと考えるので、こうした交流の場がその一環になっている。マメに他の地協と連絡を取っていることもあり、わからないことがあれば相談しあえる関係になっているようだ。

他の地域の事務局と交流して、現地の工場の視察も実施している。以前は三重にも視察に行ったが、まずは県内ということで県内5~6箇所、1地協や現地の工場を視察し、交流を図っている。2008年は中津川、2009年は高山で実施した。

(4) その他

春闘やセミナー、街宣行動、メーデーなどは、地協単位で実施し、政治活動などは、地区協の単位で開催している。また、連合の情報が現場の単組に伝わっていないこともあり、地協の活動紹介も兼ねて、毎月1回、地協ニュースを発行している。

また、民主党とは常任委員会に出席するなど、交流を行っている。

5. 今後の課題

地協内(各務原市・関市・美濃市)の市長と懇談を行う機会は、以前と比べて増えているが、行政 に対する要請行動は、これまで十分に取り組めていなかったので、これから充実させたいと考えてい る。

事務局長が考える、いま一番の課題は、組織化である。地協加盟単組が21単組しかないこともあり、 地域の組織拡大に取り組みたいという思いがある。

連合の地域区分と産別組織の支部の区域が異なるために、地協の活動に参加できない単組がある。 中濃地協工リアに工場があっても支部の区分により、隣の愛知県で連合に加盟しているケースもある。 現在、そうした単組にも中濃地協ニュースを送付している。

地協活動に参加する単組には、温度差があり、小規模単組や流通関係の組合は活動の参加が難しい。組合活動と時間が合わないこともあるようだ。

また、地域で議論になっているのが、岐阜県内の各地域に地区労組織がまだ残っているということである。地区労の中心組合は連合に入っており、実質的に地区労に二重加盟している組織もある。一方で、地区労だけにしか加盟していない組織もあり、そうした組織については、早く連合岐阜(地域ユニオンなど)に加入してもらいたいと連合岐阜では考えている。

(前連合総研研究員 会田 麻里子)

¹ 連合岐阜・中濃地協へのインタビューは、2009 年 3 月 16 日に、中村教授とともに行った。インタビュー調査にご協力頂いた連合総合組織局一條局長、連合岐阜、中濃地協の皆さんに、心から感謝申し上げる。

² 連合岐阜井端事務局長へのインタビュー (2009年3月16日)

³ 中濃地協別宮事務局長へのインタビュー (2009年3月16日)

⁴ 別宮事務局長へのインタビュー (2009 年 3 月 16 日)

⁵ 中濃地協作成図 (一部修正)

⁶ 別宮事務局長へのインタビュー (2009 年 3 月 16 日)

第9章 ボランティア・NPO活動重点型地協

連合兵庫・姫路地域協議会の事例1

はじめに

連合兵庫姫路地域協議会(以下、「姫路地協」という)は、兵庫県の南西部に位置する姫路市を中心とした地域をカバーしており、同市には、世界文化遺産の姫路城がある。

姫路地協は以前から、賃金などの労働条件の引き上げなどの労働組合活動はさることながら、後述するボランティア活動等を積極的に行ってきたが、それは、連合結成前から旧労働三団体である総評、同盟、中立労連の結びつきが、他の地域に比べて強かったことが一因ではないかとみられる。また、「面積がそれほど広くなく、交通のアクセスも良いために地域の労働組合が集まって活動しやすい」という、西播磨(兵庫県西部)の地理的条件も、長年にわたって労働界の追い風となったといえよう。姫路地協には、2009年9月現在、23単産110組合があり、組合員は28,380人を数えている。ものづくり産業を中心にサービス業等の民間部門と市役所や教職員等の公的部門が比較的にバランスよく構成されている。

それでは、姫路地協の主な活動から見てみることにする。

1. 姫路地協の主な活動

(1) ボランティア活動

姫路地協は、連合結成以前から街角美化作戦の一環として、毎年 5 月30日に兵庫県、姫路市との協 賛でクリーンキャンペーン(ゴミ拾い・ゴミゼロ活動)を行っている。また、姫路市を東西南北 4 ブロックと神崎ブロックに分け、毎年春と秋にクリーンキャンペーン活動を展開しており、各ブロック 単位の活動には、 $60\sim150$ 人 2 が参加している。

姫路地協はまた、1992年頃から「拡げよう愛の輪を!タオル一本運動」を展開している。この運動を通じて、特別養護施設や授産施設等に毎年タオルを寄贈しており、それ以外にも石鹸などを寄贈している。タオルは最初、組合員一人1枚を目標に集め段々と増えていったが、最近はタオルが集まり難くなっているため、組合によっては、タオルを纏め買いして拠出している。タオルの寄贈も、クリーンキャンペーン活動と同様に、4つのブロックと神崎ブロックに分けて行っており、2008年の場合、寄贈枚数は、合計約8,000枚であった。

更に姫路地協は、姫路労福協との協賛事業として、各種カルチャー教室、秋の芸能文化へのいざない、勤労市民のど自慢大会、釣り大会、ボーリング大会等を行うとともに、姫路経営者協会主催の『親子ふれあいイベント』にもボランティアを派遣(2009年度は7名)している。

(2) ライフサポートセンター:「生活あんしんステーションHIMEJI (生活相談)」

ライフサポートセンター生活あんしんステーションは、2007年5月に設置されて以来活動している。 姫路地協の元議長が連合兵庫の会長となり、同会長から「ワンストップサービスを最初に姫路地協に 設置してほしい」という後押しによって設立された。ちょうど、その時、姫路地協も独自にそういう 構想を温めていた。運営費は兵庫労福協と連合兵庫がそれぞれ1/2ずつ負担している。姫路地協は、同ステーションを後援、援助、支援している。具体的には、一番難しい同ステーション相談員の人材を確保したり、実際の相談活動を行う中で労働問題に関する相談の時には、依頼があれば同席して対応している。それがタイムリーに出来るのも、同ステーションと地協が同じ建物内にあるからでもある。

同ステーションは、『ワンストップサービスを提供している』としているが、それは、相談者からのお話の内容をつぶさにお聞きする中で、行政や弁護士等³を紹介・連絡し、そこで問題解決を図ることができるという意味であり、"どこへチャンネルを切り替えてつなげばいいのか、という橋渡しを一ヶ所だけでやる"、このことを『ワンストップ』と呼んでいる。

同ステーションは、問題を抱えている人が、「悩みを聞いてほしい、行くところのない怒り、不満を話してすっきりする」ところでもある。悩み、相談ごとを具体的にどこに行って解決すればいいのかわからない人に、行き先を教えてあげる役割を果たしている。と同時に、行政機関に行こうとすると、「ちょっと敷居が高い」から「まずイントロの部分を、気軽に聞いてくれるところ」という役割も果たしている。また、「愚痴を思いっきり聞いてくれるところ、ガス抜き場」として、市が対応でき難い相談事についても対応できる相談先として期待されている。同ステーションは、県立姫路労働会館1階にあり、また、運営のサポート団体として兵庫県、姫路市、経営者団体4も名を連ねているので、相談者に安心感を与えられる。

現在、相談員は10人(内1人は女性)いるが、常時2人が月・水・木・土曜日、13時から18時まで相談活動を行っている。同ステーションは、設立以来、毎月約5件の相談(2007年5月から08年3月まで相談累計55件)を受けたが、その内訳をみると、人権・医療・セクハラ・相続等の生活相談が33%、不払い・解雇・雇用条件等の労働相談が30%、借金返済等の多重債務相談が16%、健康・子ども・夫婦等の家庭相談が11%、その他が10%となっている。特筆すべき労働相談としては、労災補償の部分を事業主が受給しているのに本人に支払われていない(約500万円)、という相談に対して、姫路地協議長の支援の下に素早く解決し、大変喜んでいただいたことだという。

(3) NPO活動:「はりま悠々クラブ(退職者の拠りどころ)」

はりま悠々クラブは、「人生80年時代!生きがい・やりがい・働きがい をサポート」することを合言葉に、2007年10月に設立された。設立目的は、「この法人は、助け合いの精神に基づき定年退職者及び、退職予定者を中心とした中高年齢者をはじめとする一般市民に対し、その方々の生きがい創りや社会貢献活動に対するサポート及び生活支援に関する事業を行い、地域の発展と福祉の向上に寄与する事」である。会員は、一般の個人正会員(入会金1,000円、年会費3,000円)と団体賛助会員に所属

する個人の正会員(入会金0円、年会費2,000円)がある。団体賛助会員の年会費は、組織人員が100人未満であれば1万円、500人未満であれば3万円、そして500人以上であれば5万円である。2009年9月現在、団体賛助会員は12団体、個人会員は127人いる。大手の労働組合が団体賛助会員となっているが、それは、中小零細のOBの方々の面倒を見ようという「社会的使命、社会的責任の1つ」として現われている。

悠々クラブが主催する事業としては、現在、8事業がある。①生涯学習の場と情報提供事業として、インターネット利用方法等の中高年向け各種研修会等、②社会貢献参加の支援事業として、ボランティアのセミナーや地域でのクリーン活動等、③中高年者のためのサークル活動支援事業として、木彫り教室、その他各種教室、④定年退職者・退職予定者の生活相談事業として、年金・介護・健康増進その他に関する相談受付、⑤定年退職者・退職予定者の雇用機会拡充推進事業として、ハローワークやシルバー人材センターとの連携で行なう就職活動支援のためにセミナー等、⑥定年退職者・退職予定者の経験を発揮するための相談・支援事業として、NPO法人設立・開業・起業・その他の支援、⑦生活資質向上のための用品及びサービスの提供事業として、介護用品・優待施設と事業所・健康増進機器等の提供、そして⑧各退職者会、OB会活動の支援事業として、イベントのプロモート・総会資料の作成・会員管理・情報発信等を行っている。

また、生きがいづくりの一環として30区画の貸し農園『楽笑豊作ランド』を開園しているが、現在は7区画が埋まっている。「子どもたちを集めて芋掘りをしよう!」という要望もあるので、活動領域が年を追うごとに広がっていくとみられる。

その他、姫路労福協の主催行事である、まちの寺子屋、姫路市施設見学会、各種研修会の開催、各種カルチャー講座の開催、芸能文化へのいざない、家族交流釣り大会、勤労市民のど自慢大会、職場交流ボーリング大会、成年女性活動家養成講座にも参画している。

悠々クラブの設立は、2007年10月であるが、活動を始めたのは2008年7月であり、本格的な活動はこれからである。クラブの設立背景をみると、姫路地域の労働組合等に様々なサービス(組合行事の景品、ギフト、いろんな物資のあっせん等)を提供する地域労働者福祉サービスの社長が、大手企業の場合は、退職してもOB会等で様々な活動が出来る一方、中小・零細企業の労働者は、退職後のつながりがほとんど無い状況であることを見て、「大手を中心にご支援して頂けませんか」と提案し、姫路地協と姫路労福協がそれを受け入れることにより実現したものである。同クラブの理事長は姫路地協議長、副理事長2名の内1名は姫路地協議長代理、常任理事事務局長は姫路地協事務次長、理事2名の内1名は姫路地協事務局長であり、事実上、同クラブの運営は姫路地協が行っているといっても過言ではない。姫路地協は、加盟組合に呼び掛けて団体賛助会員を募り、資金面での援助を行っている。

姫路地協は、はりま悠々クラブを通じて、姫路市のNPO法人連絡協議会に加盟しており、「地域づくりきっかけ講座」、「男の料理教室」も他のNPO団体とタイアップで実施したという。

また、姫路地協の議長が理事長を兼任している姫路労働者福祉協議会は、2008年12月3日、兵庫県が進める子育て支援策「まちの寺子屋プロジェクト」の第一号に選ばれた。同プロジェクトの目的は、

地域の大人と子どもたちがもっと接するようにすることであるが、兵庫県は、2009年春から、子どもたちに昔ながらの遊びを教えたり、一緒に体験学習をしたりする活動を企画する団体を公募している。 姫路労福協は、今後、姫路市内外で地元の人たちに参加を呼びかけ、芋掘りや野外キャンプ、まちの清掃等の活動をしていく予定である⁵。前述のとおり、姫路地協と姫路労福協の役員はそのほとんどが重複している。資金は労福協が出しているが、イベントのためのスタッフは、姫路地協が出している。 姫路地協としても、こういうイベントを通じて、子どもたちが、「お年寄りを大切にする。礼儀正しい。 地球環境にやさしい。 相手のことを思いやる等々、情操教育の一助になれば」との期待も大きい。

(4) 政策実現活動

姫路地協は、推薦議員(国会、県議会、市議会)との連携についても、政策フォーラムを開催して しっかりとやっている。選挙だけを目的にはしない。特に、姫路市議会の議員には、連合姫路(=姫 路地協)としての政策要望をしっかり議会の中に反映してもらうように年4回の定例議会前に推薦議 員懇談会(=定例懇談会)を持っている。姫路地協の推す市議会議員会派は、議会で最大会派ではな いのが現状であるが、その補完もかねて年1回、姫路市長、姫路市幹部と姫路地協三役の懇談会を開 催している。

活動事例としては、路上喫煙禁止条例の制定については、クリーンキャンペーン活動から「煙草の吸い殻がいっぱい落ちています。何とかしなくちゃいけませんよ。」と問題提起したことが、2008年秋の条例制定につながったものと推測できる。

(5) 組織拡大と組織強化

組織拡大は大変難しいが、当面は、姫路地協を構成している大手組合が、当該企業体の関連会社を 対象に労働組合の結成を働き掛けていくことに重点を置いている。また、姫路地協ユニオンのオルグ 活動も、積極的に行っている。

姫路地協は、毎年、春闘研修会、春闘決起集会を行っているが、多くの地協加盟組合が参加している。「(そうした集会を通じて;筆者)加入組合の役員が他の産別、組合を知ることができる。ややもすると井の中の蛙になりがちなところを、外部の活動に参画することによって、視野を広くすることができ、組合員並びに役員の育成につながっている。」と、姫路地協は高く評価している。姫路地協は、地協役員の顔写真入りの名簿(ポスター)をつくっている。A3用紙一枚に全役員のカラー顔写真が収まっている。こうしたことも組織強化につながっているとみられる。

また、「地協ユニオンオルグ」という名称が使われているが、それは、地協の専従者が加入組合(主に中小企業の組合)を回る活動をいう。現在、姫路地協の役員は幹事を含め47人であるが、そのうち、組合の専従者は8人しかいない。幹事会の出席率は約7割である。専従ではない役員は幹事会に出席するのが難しい。従って幹事会の出席率を上げるために幹事会は時間外に開催するよう心がけている。「昨今は、(会社も;筆者)人員を削減しスリム化をはかっており、担当職務を組める相手がいない。1人あたりの業務負荷が相当高くなっていて、定時後でもなかなか抜けられない。抜けると業務に支

障が起きるため、(幹事会に;筆者)参画できない」状況の中で、地協ユニオンオルグは、意志疎通を 図る上でも大変重要であると同時に、幹事会への出席率向上にもつながると考えられる。

2. 地協活動推進体制

姫路地協は、専従者の事務局次長および、前事務局次長(週30Hr)と女性(週20Hr)の3人が日々の事務局の仕事を行っているが、議長、議長代理、事務局長の常任三役も大きな役割を果たしている。ヒアリングの対応をして頂いた荻原議長代理は、「他の地協に負けたくないという競争心」があり、それが地協活動の大きな支えとなっているとみられる。また、「僕は常に単組でも言いますが、たまたまバトン(組合幹部の仕事;筆者)を前の人から預かっているだけで、自分のものではない。預かったものだから、次、誰かに渡さなければならないと。それなら、しっかりと持って、しっかりと渡せるように。これが活動の原点。だからやる時は一所懸命やろうと、自分に言い聞かせている。」という形で献身的に地協の活動を支えている。

また、連合兵庫の地協への支援体制も重要である。連合兵庫は、以前から、「全予算の1/3を地協に落として」地協活動を支援している。また、前述したとおり、姫路地協の元議長が連合兵庫の会長となり、いち早く姫路地協におけるNPO設立の具体的な提案を行った。

姫路地協は、財政の収入・支出とも、2005年連合の第9回定期大会決定に基づき、地方連合会と地協との連結決算化を進めている。

3. おわりに

姫路地協は、旧労働三団体が、以前から結びつきが強い中で、タオル寄贈等のボランティア活動を中心に運動を進めてきた。2007年は、ライフサポートセンターの「生活あんしんステーションHIMEJI」を設立し、市民への生活相談を展開している。また、同年にNPO法人の「はりま悠々クラブ」を立ち上げ、定年退職者・退職予定者等の一般市民に対して、生き甲斐創りや社会貢献活動に対するサポート及び生活支援に関する事業を行い、地域の発展と福祉の向上に寄与している。

姫路地協は、組織拡大と組織強化、そして政策実現活動に取り組んでいるが、相対的に対市民活動を中心に運動を進めてきたといっても過言ではない。こうした対市民運動は、2007年の「生活あんしんステーションHIMEJI」、NPO法人「はりま悠々クラブ」、の設立によって大きな広がりを見せている。しかし、対市民運動の成果は組織内活動より見えにくく、また、時間がかかる。そういう意味からも、姫路地協の活動とその成果は、むしろ今後大きく期待される。そういう期待が現実化するためには、目先の成果を追い求めるのではなく、地道な活動の積み重ねが肝要である。

(労働政策研究・研修機構 主任研究員 呉 学殊)

¹ 姫路地協へのヒアリングは、2009年3月4日に行われた。大森唯行議長、萩原孝幸議長代理、また、吉田春夫事務局次長に貴重なお話しをして頂いた。また、連合総合組織局の松永裕彦局長が同参した。多忙の中にもかかわらず、貴重な時間を割いて頂いた皆さんにこの場を借りて心より感謝申し上げる。

² 2007 年秋季の場合、参加人数をみると、東ブロック 57 名、西ブロック 175 名、南ブロック 91 名、北ブロック 133 名、そして神崎ブロック 66 名であった(姫路地協(2008)『第 10 回総会議案書』)。

³ あんしんステーションに登録している。

⁴ 経営者協会は、姫路地協はもちろんのこと、姫路地協がかかわりをもっている労福協の活動についても好意を示しているという。

^{5 『}朝日新聞』2008年12月4日。

第10章 労働相談にアドバイザーを活用

連合大分・大分地域協議会

はじめに

大分地域協議会(以下、大分地協)の設立は2004年で、モデル地協としてスタートしたのは2005年である。

連合大分の構成人員数は53,000人、大分地協の構成人員数は約28,000人おり、大分地協だけで県内 の半分の組合員数を占めている。

連合大分内は、8つの地協に区分されており(モデル地協2)、大分地協は、大分市と由布市を管轄 範囲としている。なお、現在、専従の事務局長が置かれているのは、大分地協と別府杵築速見国東地 協の2地協である。

大分地協では、地協専従の役員は事務局長のみで、他に専従の職員が2人(うち1人はアドバイザー)いる。大分地協の狹間大介事務局長は、大分地区労福協事務局長、ライフサポートセンター事務局長、連合大分ユニオン書記次長を兼務している。

2007年11月に「ライフサポートセンター」を設立し、ようやく2年が経とうとしている。

以下では、大分地協が、「ライフサポートセンター」を、アドバイザーや専門家と協力して、どのように運営しているか、他の福祉団体とどのようなネットワークを形成しているかという点に焦点を当てて報告する¹。

1. 地協の運営について

(1) 人・財政が限られている中で工夫している点

連合大分では、連合大分事務局と地協の専従事務局長(大分地協・別府地協)が顔を合わせる場として、専従者会議(月1回)、執行委員会(月1回)、地協代表者会議(2か月に1回)を開催し、連合大分事務局と専従事務局長が意見交換する機会をできるだけ多く作っている。

また、5~6年前から、2年に1回、連合大分で大会のある年に、地協の四役(議長・副議長・事務局長・事務局次長)を集めて、地協運動のあり方についての学習会を開催している。

連合大分にある8地協の職員については、全員正規職員を配置している。大分地協・別府地協以外の6地協では、事務局長が非専従ということもあり、地協の職員は、単なる電話番ではなく、連合大分が要請・指示する内容を理解できるように、年1回、地協職員を対象とした学習会を実施している。地協職員にも連合運動の一員として日常的な活動を支えてもらっている。なお、地協職員は、連合大分ユニオンに加盟している。

大分地協の活動エリアである大分市内には、産別地方組織の事務所が設置されていることが多い。

大分地協では、メーデーや月1回の街宣行動を連合大分と合同で開催している。

(2) 連合大分における地協交付金・財政改革

これまで、連合大分では、組合員の人数割で地協に交付金を交付していた。しかし、組合員数でみると、大分地協だけで大分県内の半数近くを占めてしまう。単純に人数割で地協に交付すると、交付金が大分地協に集中し、地協運動に差が出てしまうため、2008年11月の連合大分地方委員会で地協への予算配分を変えるという方針を決定した。今までは、交付金の基準は、地協構成人数だけだったが、面積や自治体数などいろんな要素を加味して比例配分を行うことになった。結果として、大分地協は、交付金額が200万円程減額されたが、その分、他の地協に追加配分されるようになった。

当初、連合大分は組織人員数7万人でスタートしたが、当時から1万7千人減少し、いまや5万3千人となっている。当然、組合員数の減少に伴って、財政規模も減少した。しかし、財政規模が減ったから運動を縮小するという訳にはいかず、ましてや連合本部からは「地域に顔の見える運動」という指示がされている。そこで、連合大分では、地域に顔が見えるためにどうすればよいかを考えた結果、4年ほど前に連合大分の予算を減らして、その分の財政を地協に配分するということを決定し、2008年から実行に移した。

連合大分の財政緊縮は、固定費の問題から取りかかった。連合大分では、固定費(人件費や事務所費)が全予算の4割を占めているため、残りの6割で運動に取り組まねばならないという状況になっていた。固定費のウエイトが非常に高く、運動ではなく人や事務所に予算がとられていることもあり、予算の削減に向けて、ウエイトの高さの原因は役員の還元金なのか手当なのか、事務所費なのか、連合大分事務局で資料をにらみつつ議論をした。さらに、連合大分と同じ組織構成人数6万人程度の他の地方連合会から資料を取り寄せ、他の地方連合と比較して、連合大分の支出が多いのかどうか、比較検討を行った。他ではどのような予算配分をしているのかという点を検討し、連合大分が上回っている部分を中心に議論を行った。

産別に還元金が出れば、小さい産別組織からも役員を出すことができるという利点がある。還元金が削減されると、小さい組織から連合大分や地域協議会に専従を出すのが難しくなることから、連合大分の佐藤寛人事務局長としても、産別還元金を減らすことには、抵抗があった。過去には、四役組織だけではなく、1,000人程度の小規模な産別でも役員を出せる状況を作ろうということで還元金を増やしていった経過もあり、産別負担を増やす結果になったのは、あまり望ましいことではなかった。しかし、現状では、そこまでやらないと運動に予算を配分することは難しい状況だった。

連合大分の予算については、固定費を見直すなど、いろいろなことに取り組んで、縮減した。そして、地協への配分原資を固定し、大分地協の予算を減らす代わりに他の地協の予算をその分増やすということを行った。

佐藤事務局長が「今のところ、予算配分を変えることで、地協運動にどのような変化が生じたかは わからない。ただ、予算は削減されるものという認識がある中、予算が増額されることに大分地協以 外の地協は、感激していた」と語ったように、小規模地協にとって、地協への配分を増やした予算編 成は、大きな助けとなった。一番増えた地協では、47万円が増額された。

2. 加盟単組の参加について

(1) ボランティア活動

大分では、大分市内をメインコースに、年1回、車いすマラソンが開催され、1,000人近くの車いすランナーが全国から集う。そうした時期に、10年前から続けて参加しているのが、車いすマラソン大会前のゴミ拾い活動である。選手が走りやすいように、大会前にゴミ拾いをするというボランティア活動を運動の目玉に、大勢の組合員に参加してもらえるように力を入れており、1,000人を目標に動員を要請している。

他にも、夏の時期に、汚れた川の清掃活動も行っている。海が汚れていると聞けば海に清掃に行き、 クラゲが大量発生したと聞けばクラゲを捕りに行くというように、組合員から声が上がればその時の 状況に応じて随時取り組んでいる。その場合、大分地協の狹間事務局長は、連合や地協の旗を目立つ ように立てて取り組むということである。そうすると、地域の人にも労働組合が取り組んでいるとい うのが伝わるようだ。

(2) 親睦活動

大分は、労福協の活動が活発で、野球やミニバレー、ボーリングやキャンプなど年間を通じ、レクリエーション行事が多い。行政からレクリエーション行事に対し、補助金が交付されていることもあり、やらざるを得ない部分もある。行政からの支援は、例えば、年間、スポーツや文化的な行事に100万円を補助するというもの。大分市は人口が多いこともあり、これまで行政からの補助金の額は大きかったが、補助金は年々減額されている。

大分市や由布市、大分県労福協からの交付金も含めて、年間300万円程度が補助されており、それを 財源に、いろいろなレクリエーション活動に取り組んでいる。野球やミニバレーの企画は、地協事務 局長が担当する。業務として、会場手配や当日の運営(人の配置等)の検討が必要となる。毎年のこ とであるし、ノウハウがあるので狭間事務局長にとっては、それほど苦ではないとのことである。レ クリエーション活動と地協の行事が1年間の活動の中心となっている。

3. 組合員以外への働きかけについて

(1) 街頭宣伝活動と組織拡大

毎月、連合大分と一緒に街頭宣伝活動を行っている。それ以外に、大分には連合未加盟の組合が結構あるため、狭間事務局長は、友人の紹介等により、未加盟単組への訪問を適宜行っている。

(2) NPOとの連携

現在、消費者被害ネットワークというNPO団体と連携を取っている。また、DV(ドメスティックバイオレンス)関係の団体とも、ニーズがあればいつでも声をかけてほしいという話をしている。 そうした内容の相談が地協に来た時には、連絡先の団体に引き続き対応をお願いしたいと考えている。

4. 地協における特徴的な取り組みについて

(1) ライフサポートセンター

連合本部のワンストップサービス立ち上げの方針を受けて、2007年11月29日、大分地協はライフサポートセンターを設立した。ライフサポートセンターの事務所は大分地協と一緒であり、大分地協が事務局的な立場で回している。まだ開設して2年経っていないこともあり、不十分な点もあるとのことである。

ライフサポートセンターでは、①労働相談、②生活なんでも相談、③福祉、④生きがい、⑤参加団体の連携が5本柱となっている。連合大分では、ライフサポートセンターを労福協の活動としても位置づけている。ライフサポートセンターの職員として常時事務所にいるのは、事務局長とアドバイザーの二人である。連合大分のアドバイザーが、大分地協に常駐し、労働相談を引き受けている。連合大分のアドバイザーを兼務していることもあって、フリーダイヤルで連合大分にかかってきた労働相談の電話は、同じ建物ということもあり、内線で大分地協のアドバイザーに回ってくる。ちなみに相談ダイヤルは月に60件程度2で、8割が賃金や解雇、雇い止め、就業規則といった労働相談である。

労働相談は結構あるが、金銭相談やその他の相談は数件にとどまっている。費用対効果の面からも 生活相談については人を配置する程の件数ではない。労働金庫は目の前にあり、全労済も同じビルに 入っているため、いろいろと連携できる。

電話相談があった場合、まずは、ライフサポートセンターとして相談を聞く。相談内容が労働相談で、アドバイザーがいる場合は、アドバイザーに電話を取り次ぐ。また、交渉が必要な場合は、連合大分ユニオンに加入してもらっている。

相談内容が生活なんでも相談の場合、専門家が事務所にいるときは、専門家に対応をお願いし、労働金庫や総合生協の労働福祉団体にバトンタッチするというシステムをとっている。福祉(介護)相談は、総合生協グループ、医療生協、全労済が対応している。

ライフサポートセンターで対処できる部分は対処するが、専門的な知識を持った人が法的な対処を 含めて指導するのがほとんどの例なので、それにあった相談窓口を紹介している。

こうした相談業務を行っているところが大分市内に数カ所あり、大分県も大分市も他の労働組合も 取り組んでいる。関係団体と協議し、一つにまとめれば、そこに相談も集中するし、市民にもわかり やすくなり、金銭的なことも解決できそうだと考えるが、どこが音頭を取るかが問題である。狹間事 務局長は、めざすところは一緒なのでお互い協力し合ってやれば良いと考えている。

(2) 連合大分ユニオン

連合大分ユニオンは、連合大分のアドバイザーが委員長、連合大分副事務局長が書記長で、連合大分や地協の職員も加入している。

地協に掛かってきた相談ダイヤルの内容により、会社側との交渉が必要な場合は、連合大分ユニオンに加入してもらう。ただ、解決すると会費の支払いを止めてしまう人もおり、ずっと継続して加入してもらうのは難しい。

連合大分ユニオンの組合員数は100人程度である。ユニオンでの交渉は年間20~30件で、訴訟が2~3件ある。小規模単組が加入していて、結構相談に来る。勤務労働条件の変更に関する相談に乗り、必要な場合は団体交渉も行っている。団体交渉等の対応はアドバイザーが中心で、地協事務局長は交渉にたまに同行する程度である。なお、連合大分ユニオンの組合費は、入会金が1,000円で、1か月の組合費が500円である。

(3) 自治体要請行動

狭間事務局長によると、2008年の制度政策要求や春闘要請は、事務局長就任1年目ということもあり、連合本部や連合大分の要請に迅速に対応できていない部分があったようである。今年は、2年目ということもあり、春闘についても、日程的には市議会も始まるので、市としてはあまり要請に来てほしくない時期だが、何とかして時間を確保してほしいと依頼するなど、粘りが出てきた。ここが、初年度と経験を重ねた次年度の違いとのことである。

県知事は連合大分の推薦候補であり、連合大分の春闘要請などについて、きちんと対応している。 連合大分から県知事に対する政策制度要求は、8分野144項目に亘っている。大分地協では、連合本部 が発行した手引きや連合大分の要求項目を参考に、地協の要求書をとりまとめている。要求項目は、 要求が達成されていない継続課題を中心に、その時々のテーマ(2008年では、原油価格の高騰など) を加えて、主に連合大分と連携して作成している。現在は、大分市のみに要請を行っている(大分市 長は、大分地協推薦候補)。由布市への要請については、今後の課題となっている。

5. 今後の課題

(1) 組織化の課題

個人の組合員や小規模単組は、産別に加盟するのが難しい。上部団体の会費の負担が大きいため、組合予算の関係で、上部団体に加盟できないところが連合大分ユニオンに入っているというのが現実である。個人加盟や小規模単組の組合員には、産別に加入して交渉を重ねていけば、賃金が上がると言っているが、上部団体加盟については二の足を踏んでしまうようだ。

(2) 後継者の問題

労働相談や交渉を主に担当する地協のアドバイザーは、労組役員の経験があり会社を定年退職した

後に地協に配属されたベテランの職員である。そろそろ後継者のことも考えなければならないが、後継者を選ぶのは大変であり、また、後継者には、ここまで築きあげたものを引き継ぐことが必要になるとのことである。

さらに、どこの産別も専従者を出すのが難しい状況なので、後任の専従事務局長を選ぶのも相当難しい。これまで、事務局長は、電力総連・情報労連・自治労の3団体が、それぞれ1期2年で交替してきた。しかし、1期2年では短すぎる。最低2期4年はポストに付くような体制づくりが必要である。地協の役員、副議長等を経験していて、既に周りの役員と話が出来る体制がある中で、専従として着任するのであれば1期2年でもよいかもしれないが、全く一からの状況では、1期2年では時間が足りない。狭間事務局長は、今年の12月に地協事務局長の任期が切れるということもあり、「やっとやりがいも感じて、今からだと言うときに終わる」と語っていた。

(3) 「地域に顔が見える労働運動」

狭間事務局長は、「地域に顔が見える労働運動」について、「地域のボランティア活動等に労働者の立場で参加し、どこの組合出身というのを胸張って言えるような活動ではないか」と考えている。「この地域に誰が住んでいるかがわかり、一つの目標にむかっていくと運動が芽生える」と考えているが、今は、どこに誰が住んでいるかが十分に把握できていない状況である。

連合の運動を市民に知ってもらうような活動、例えば、困っている人がいるはずなので、組合員に ライフサポート事業についてのチラシを地域ごとに配布し、周知してもらいたいと考えている。しか し、今、連合もあまりビラ配りに取り組んでおらず、配布も産別に地区を割り振ってしまっている。 そういう産別単位のやり方ではなく、その地区に居住するすべての労働者が地区単位で集まって配布 するというやり方が、地域に根ざした労働運動になりえるのではないかと考えている。産別単位で割 り振ってしまうと、産別だけの運動になる。そこの地区に住むすべての労働者がやるとなると、地域 に根ざした運動の一つになる気がするとのことである。

狹間事務局長の出身である大分市職員労働組合では、分会という職域的な組織と、自分が住んでいる地域ごとの横の組織を作っており、地域単位の横のつながりを重要視している。狹間事務局長は、「地区単位の居住者が一緒に活動する組織を作ると、お互いの顔が見える。連合の地協でも実施したい」と考えているが、連合ではなかなか難しいようだ。実際、地協役員は、地協の運動を重視するという思いを持っているが、やはりどうしても自分の単組が一番になってしまう。地協の活動に賛同して参加はしてくれるが、地協活動に十分に取り組むところまでたどり着いていないというのが地協内での悩みとなっている。

(4) 産別と地協の関係

大分市には産別地方組織の代表が集まっているため、地協の動員よりも連合大分の動員の方が浸透しやすい。連合の組織の中で、格下の立場になる地協が、直接、産別地方組織に対し、活動のために人を出してほしいという要請はできないという地協と産別地方組織との壁が存在している。

狭間事務局長は、就任以来、地協構成組織になるべく足を運び、話をすることを心掛けた結果、ほとんどの組織に話が出来るようになったとのことである。連合大分に用事があって来た帰りに地協に立ち寄る人も増えており、構成組織回りなどに取り組んできた成果が少しずつ見られるようになったという点が、就任後の大きな変化である。

(5) 地協役員との関係の変化

地協においては、人が足りないのが悩みの種である。地協役員に、いろいろと分担をお願いしたいが、それぞれ自分の所属する単組で精一杯というのが現実である。狹間事務局長は、「着任して1年経ち、ようやく頼みやすくなったが、昨年は頼む余裕もなかった。1年間事務局長に在任してやっとここまできた。動員をもう少し出してほしい、行政の会議など、自分一人ではとても行けないので、他の役員に替わりに行ってもらうなど、無理なお願いも言えるようになった」と語り、他の役員に自分の状況が伝わるようになって、活動に参加してもらえることが多くなったということを指摘した。このように、地協事務局長がどのような仕事に従事しているか、積極的に発信していくことが、他の役員を地協活動に巻き込んでいくきっかけとなるようである。

(6) 他の地協との関係

大分県内には、8つの地協があり、それぞれ事務局長がいるが、事務局長間の交流会は、今のところない。事務局長が非専従の地協では、連合大分の執行委員会には議長が参加することが多く、事務局長同士はほとんど顔を合わさないというのが現状である。

6. 連合への要望

狹間事務局長は、地協として、いろいろな企画を考えていきたいので、できれば連合本部から講師 を派遣してほしいという考えを持っている。連合大分でも十分開催出来るが、やはり、連合本部から 講師が来るとなると人を集めやすいようだ。

今後、連合運動の強化を考えるにあたり、狹間事務局長が指摘したとおり、構成産別の縦系列と地域の横系統をうまく重ね合わせた活動が望ましいと考える。

(前連合総研研究員 会田 麻里子)

¹ 連合大分・大分地協へのインタビューは、2009年3月2日に、呉主任研究員とともに行った。インタビュー調査にご協力頂いた連合大分、大分地協の皆さんに、心から感謝申し上げる。

^{2 2009} 年 9 月データ

「地域協議会の組織と活動の現状」調査報告書

2010年4月16日

発行 財団法人連合総合生活開発研究所

所長 薦田 隆成

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-3-2

曙杉館ビル3階

TEL 03(5210)0851/FAX 03(5210)0852

http://www.rengo-soken.or.jp/